

# 『行政書士試験 解法パターンとルール』

Vol.2 行政法編

正誤表（第4版）

訂正件数 137 件

A: 問題文欠落 84 件 | B: 要約化 43 件 | C: 書換え 10 件（解説も刷新）

2026 年 4 月発行

# お詫び

---

『行政書士試験 解法パターンとルール Vol.2 行政法編』をお買い上げの皆様へ。

本書の編集過程において、過去問題の転載に重大な不備が判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

本正誤表は、137問の訂正内容について本書のページ番号順に「誤」（現状記載）と「正」（公式原文）を並列で示したものです。また、問題文そのものが書き換えられていた C 分類の問題については、**新しい問題文に対応した解説**（「カンタンに言うと」・引っかけパターン・ルール）も併せて掲載しています。

**【A: 問題文欠落】** 書籍に問題文・選択肢が掲載されていなかった箇所

**【B: 要約化】** 問題文や選択肢が要約されていた箇所

**【C: 書換え】** 問題文・選択肢の内容が公式と相違していた箇所（解説も刷新）

修正版書籍を鋭意準備中です。完成次第ご案内いたします。

著者

# 目次

---

1	p.37		R6 問 10		B: 要約化	4
2	p.38		R6 問 11		C: 書換え	5
3	p.39		R6 問 12		C: 書換え	6
4	p.49		R7 問 14		C: 書換え	8
5	p.73		R6 問 16		C: 書換え	10
6	p.74		R6 問 17		C: 書換え	11
7	p.75		R6 問 18		C: 書換え	13
8	p.77		R6 問 20		B: 要約化	15
9	p.79		R6 問 21		C: 書換え	15
10	p.80		R6 問 22		C: 書換え	17
11	p.82		R6 問 24		C: 書換え	18
12	p.83		R6 問 25		C: 書換え	20
13	p.84		R6 問 26		B: 要約化	22
14	p.93		R5 問 17		B: 要約化	22
15	p.95		R5 問 18		B: 要約化	23
16	p.95		R5 問 19		B: 要約化	24
17	p.96		R5 問 20		B: 要約化	25
18	p.97		R5 問 21		B: 要約化	26
19	p.98		R5 問 23		A: 問題文欠落	27
20	p.98		R5 問 24		A: 問題文欠落	27
21	p.99		R5 問 25		A: 問題文欠落	28
22	p.99		R5 問 26		A: 問題文欠落	29
23	p.100		R4 問 8		B: 要約化	29

24	p.100		R4 問 9		B: 要約化	30
25	p.101		R4 問 10		B: 要約化	31
26	p.101		R4 問 11		B: 要約化	31
27	p.101		R4 問 12		B: 要約化	32
28	p.102		R4 問 13		B: 要約化	32
29	p.102		R4 問 14		B: 要約化	33
30	p.102		R4 問 15		B: 要約化	33
31	p.103		R4 問 16		B: 要約化	34
32	p.103		R4 問 17		B: 要約化	34
33	p.103		R4 問 18		B: 要約化	35
34	p.104		R4 問 19		B: 要約化	35
35	p.104		R4 問 20		B: 要約化	36
36	p.104		R4 問 21		B: 要約化	36
37	p.105		R4 問 22		B: 要約化	37
38	p.105		R4 問 23		B: 要約化	38
39	p.105		R4 問 24		B: 要約化	38
40	p.106		R3 問 8		A: 問題文欠落	39
41	p.106		R4 問 25		B: 要約化	40
42	p.106		R4 問 26		B: 要約化	40
43	p.107		R3 問 9		A: 問題文欠落	41
44	p.107		R3 問 10		A: 問題文欠落	42
45	p.108		R3 問 11		A: 問題文欠落	43
46	p.108		R3 問 12		A: 問題文欠落	43
47	p.108		R3 問 13		A: 問題文欠落	44
48	p.109		R3 問 14		A: 問題文欠落	45

49	p.109		R3 問 15		A: 問題文欠落	45
50	p.109		R3 問 16		A: 問題文欠落	46
51	p.110		R3 問 17		A: 問題文欠落	47
52	p.110		R3 問 18		A: 問題文欠落	48
53	p.110		R3 問 19		A: 問題文欠落	48
54	p.111		R3 問 20		A: 問題文欠落	49
55	p.111		R3 問 21		A: 問題文欠落	50
56	p.112		R3 問 22		A: 問題文欠落	51
57	p.112		R3 問 23		A: 問題文欠落	51
58	p.112		R3 問 24		A: 問題文欠落	52
59	p.112		R3 問 25		A: 問題文欠落	53
60	p.113		R2 問 8		A: 問題文欠落	54
61	p.113		R3 問 26		A: 問題文欠落	55
62	p.124		R2 問 17		B: 要約化	55
63	p.129		R2 問 21		B: 要約化	56
64	p.135		R2 問 26		B: 要約化	57
65	p.138		R1 問 10		A: 問題文欠落	58
66	p.139		R1 問 12		B: 要約化	59
67	p.140		R1 問 13		B: 要約化	60
68	p.141		R1 問 14		B: 要約化	60
69	p.142		R1 問 15		B: 要約化	61
70	p.142		R1 問 16		B: 要約化	62
71	p.143		R1 問 17		B: 要約化	63
72	p.144		R1 問 18		B: 要約化	63
73	p.144		R1 問 19		B: 要約化	64

74	p.145		R1 問 20		A: 問題文欠落	65
75	p.145		R1 問 21		A: 問題文欠落	65
76	p.146		R1 問 22		B: 要約化	66
77	p.146		R1 問 23		B: 要約化	67
78	p.147		R1 問 24		B: 要約化	68
79	p.147		R1 問 25		A: 問題文欠落	68
80	p.148		H30 問 8		B: 要約化	69
81	p.148		R1 問 26		A: 問題文欠落	70
82	p.149		H30 問 9		A: 問題文欠落	70
83	p.149		H30 問 10		A: 問題文欠落	71
84	p.150		H30 問 11		A: 問題文欠落	72
85	p.150		H30 問 12		A: 問題文欠落	72
86	p.151		H30 問 13		A: 問題文欠落	73
87	p.151		H30 問 14		A: 問題文欠落	74
88	p.151		H30 問 15		A: 問題文欠落	75
89	p.152		H30 問 16		A: 問題文欠落	75
90	p.152		H30 問 17		A: 問題文欠落	76
91	p.153		H30 問 18		A: 問題文欠落	77
92	p.153		H30 問 19		A: 問題文欠落	78
93	p.153		H30 問 20		A: 問題文欠落	78
94	p.154		H30 問 21		A: 問題文欠落	79
95	p.154		H30 問 22		A: 問題文欠落	80
96	p.154		H30 問 23		A: 問題文欠落	81
97	p.155		H30 問 24		A: 問題文欠落	81
98	p.155		H30 問 25		A: 問題文欠落	82

99	p.156		H29 問 8		B: 要約化	83
100	p.156		H29 問 9		A: 問題文欠落	84
101	p.156		H30 問 26		A: 問題文欠落	84
102	p.157		H29 問 10		A: 問題文欠落	85
103	p.157		H29 問 11		A: 問題文欠落	86
104	p.158		H29 問 12		A: 問題文欠落	86
105	p.158		H29 問 13		A: 問題文欠落	87
106	p.158		H29 問 14		A: 問題文欠落	88
107	p.159		H29 問 15		A: 問題文欠落	88
108	p.159		H29 問 16		A: 問題文欠落	89
109	p.159		H29 問 17		A: 問題文欠落	90
110	p.160		H29 問 18		A: 問題文欠落	90
111	p.160		H29 問 19		A: 問題文欠落	91
112	p.161		H29 問 20		A: 問題文欠落	91
113	p.161		H29 問 21		A: 問題文欠落	92
114	p.161		H29 問 22		A: 問題文欠落	93
115	p.162		H29 問 23		A: 問題文欠落	93
116	p.162		H29 問 24		A: 問題文欠落	94
117	p.162		H29 問 25		A: 問題文欠落	95
118	p.163		H28 問 8		A: 問題文欠落	96
119	p.163		H29 問 26		A: 問題文欠落	97
120	p.164		H28 問 9		A: 問題文欠落	98
121	p.164		H28 問 10		A: 問題文欠落	99
122	p.165		H28 問 11		A: 問題文欠落	100
123	p.165		H28 問 12		A: 問題文欠落	100

124	p.165		H28 問 13		A: 問題文欠落	101
125	p.166		H28 問 14		A: 問題文欠落	102
126	p.166		H28 問 15		A: 問題文欠落	102
127	p.167		H28 問 16		A: 問題文欠落	103
128	p.167		H28 問 17		A: 問題文欠落	104
129	p.167		H28 問 18		A: 問題文欠落	104
130	p.168		H28 問 19		A: 問題文欠落	105
131	p.168		H28 問 20		A: 問題文欠落	106
132	p.169		H28 問 21		A: 問題文欠落	107
133	p.169		H28 問 22		A: 問題文欠落	108
134	p.169		H28 問 23		A: 問題文欠落	108
135	p.170		H28 問 24		A: 問題文欠落	109
136	p.170		H28 問 25		A: 問題文欠落	110
137	p.170		H28 問 26		A: 問題文欠落	111

訂正内容: 全5肢が大幅に要約されており、特に肢1の『当該個室付浴場営業は当然に違法となる』という論理飛躍部分、肢5の『行政機関は通達に従い法律を執行する義務がある』という理由部分は判例の誤った結論を示す重要要素。省略すると問題の論理が成立しない

#### 【誤】書籍の現状

個室付浴場営業を阻止する目的で児童福祉施設の認可がなされた場合であっても、法令上の要件を満たす限り、当該認可は違法とはならない。／水道水源保護条例の認定処分に際して、事業者に対する配慮の要請は法律の明文上の義務ではないから、これを行わなかったとしても違法の理由とはならない。(他3肢も要約)

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 10 行政法における一般原則に関する最高裁判所の判例について説明する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 特定の事業者の個室付浴場営業を阻止する目的で町が行った児童福祉法に基づく児童福祉施設の認可申請に対し、県知事が行った認可処分は、仮にそれが営業の阻止を主たる目的となされたものであったとしても、当該処分の根拠法令たる児童福祉法所定の要件を満たすものであれば、当該認可処分を違法ということはできないから、当該個室付浴場営業は当然に違法となる。2 特定の事業者の廃棄物処理施設設置計画を知った上で定められた町の水道水源保護条例に基づき、当該事業者に対して規制対象事業場を認定する処分を行うに際しては、町は、事業者の立場を踏まえて十分な協議を尽くす等、その地位を不当に害することのないよう配慮すべきであるが、このような配慮要請は明文上の義務ではない以上、認定処分の違法の理由とはならない。3 法の一般原則である信義則の法理は、行政法関係においても一般に適用されるものであるとはいえ、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、租税法規に適合する課税処分について信義則の法理の適用により当該課税処分を違法なものとして取り消すことは、争われた事案の個別の状況や特段の事情の有無にかかわらず、租税法律主義に反するものとして認められない。4 地方公共団体が将来にわたって継続すべき施策を決定した場合でも、当該施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることは当然であるが、当該地方公共団体の勧告ないし勧誘に動機付けられて施策の継続を前提とした活動に入った者が社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合において、地方公共団体が当該損害を補償するなどの措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事実によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法となる。5 国の通達に基づいて、地方公共団体が被爆者援護法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）等に基づく健康管理手当の支給を打ち切った後、当該通達が法律の解釈を誤ったものであるとして廃止された場合であっても、行政機関は通達に従い法律を執行する義務があることからすれば、廃止前の通達に基づいて打ち切られていた手当の支払いを求める訴訟において、地方公共団体が消滅時効を主張することは信義則に反しない。

正答: 4

訂正内容: 事例が公式『自動車運転過失傷害、懲役1年執行猶予4年』から書籍『刑法の傷害罪で罰金刑』に改変されている。罰金刑では禁錮以上の刑にあらず取消事由にならないため問題成立せず。参考条文も全省略されている

**【誤】書籍の現状**

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業の免許を受けている法人の役員が刑法の傷害罪で罰金刑に処せられ、その刑が確定した場合、同法の定めるところにより、都道府県知事は当該法人の免許を取り消さなければならない。

**【正】公式原文による正しい問題文**

問題 11 会社 X は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）に基づく免許を受けて不動産取引業を営んでいる。ところが、X の代表取締役である A が交通事故を起こして、歩行者に重傷を負わせてしまった。その後、自動車運転過失傷害の罪で A は逮捕され、刑事裁判の結果、懲役 1 年、執行猶予 4 年の刑を受けて、判決は確定した。宅建業法の定めによれば、法人の役員が「禁錮以上の刑」に処せられた場合、その法人の免許は取り消されるものとされていることから、知事 Y は X の免許を取り消した（以下「本件処分」という。）。この事例への行政手続法の適用に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 本件処分は、許認可等の効力を失わせる処分であるが、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出に対する応答としてなされるものであるから、行政手続法のいう「不利益処分」には当たらない。2 本件処分は、刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官または司法警察職員がする処分を契機とするものであるので、行政手続法の規定は適用されない。3 本件処分は、その根拠となる規定が法律に置かれているが、地方公共団体の機関がする処分であることから、行政手続法の規定は適用されない。4 本件処分は、申請に対する処分を取り消すものであるので、本件処分をするに際して、行政庁は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的な審査基準を定めなければならない。5 本件処分は、法令上必要とされる資格が失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている処分であり、その喪失の事実が客観的な資料により直接証明されるものであるので、行政庁は聴聞の手続をとる必要はない。（参考条文）宅地建物取引業法（免許の基準）第 5 条 1 項 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 3 条第 1 項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。一～四 略 五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 六 以下略 2 項 以下略（免許の取消し）第 66 条 1 項 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。一 第 5 条第 1 項第 1 号、第 5 号から第 7 号まで、第 10 号又は第 14 号のいずれかに該当するに至ったとき。二 略 三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで又は第 10 号のいずれかに該当する者があるに至ったとき。四 以下略 2 項 以下略

正答: 5

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

宅建業の免許を受けた会社の社長が交通事故で懲役1年（執行猶予4年）になった結果、会社の免許が取り消された事例で、この取消処分に行政手続法（行手法）がどう適用されるかを問う問題です。

### 肢1 × 誤り

免許の取消しは、行手法2条4号の典型的な「**不利益処分**」（許認可を取り消す処分）に該当します。「届出への応答」ではなく、知事が職権で行う処分です。

### 肢2 × 誤り

行手法の適用除外（3条1項6号）は「**検察官・検察事務官・司法警察職員がする処分**」そのものが対象です。刑事判決を**きっかけとして**行われる行政処分（免許取消し）は、行手法の適用除外にはあたりません。

### 肢3 × 誤り

地方公共団体の機関がする処分でも、その根拠規定が**法律**にある場合は行手法が適用されます（3条3項）。本件は宅建業法という法律に根拠があるので適用除外になりません。

### 肢4 × 誤り

本件は「申請に対する処分」ではなく「**不利益処分**」です。よって審査基準（5条）ではなく**処分基準**（12条）の対象です。しかも処分基準の設定は**努力義務**であって「定めなければならない」という強い義務ではありません。

### 肢5 ○ 正しい

行手法13条2項1号により、「資格の喪失の事実が**客観的資料により直接証明される場合**」は聴聞などの意見陳述手続は**不要**とされています。刑事判決確定という客観的事実による免許取消しはこれに該当します。

## 引っかけパターン

### パターン：行手法の適用除外を間違えて覚える

検察官・警察官が**自ら行う**処分（令状請求など）は除外されますが、それを**契機として**行政庁がする処分は含まれます。「きっかけ」と「処分主体」の区別が重要。

## ルール

- ✓ ルール：資格喪失の事実が客観的資料で直接証明されるときは聴聞不要（13条2項1号）。
- ✓ ルール：地方公共団体の処分でも「法律」に根拠があれば行手法適用。
- ✓ ルール：処分基準の設定は努力義務（12条）。審査基準は義務（5条）。

3

p.39

R6 問 12

C: 書換え

訂正内容: アは書籍で『任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならない』が付加されて趣旨が変質。ウは書籍で『従うべき理由がない』と変更され公式の『法律に規定する要件に適合しない』と異なる

## 【誤】書籍の現状

ア. 行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないこととされており、許認可等をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならない。／ウ. 法律に基づく行政指導がされたが当該行政指導がその相手方において従うべき理由がないと思料するとき、その相手方は、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 12 行政指導についての行政手続法の規定に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもの組合せはどれか。ア 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等、行政手続法が定める事項を示さなければならない。イ 地方公共団体の機関がする行政指導については、その根拠となる規定が法律で定められている場合に限り、行政指導に関する行政手続法の規定が適用される。ウ 法令に違反する行為の是正を求める行政指導で、その根拠となる規定が法律に置かれているものを受けた相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。エ 意見公募手続の対象である命令等には、審査基準や処分基準など、処分をするかどうかを判断するための基準は含まれるが、行政指導に関する指針は含まれない。1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 2

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

行政指導に関する行政手続法（行手法）の規定について、妥当な2つの組合せを選ぶ問題です。

### ア ○ 妥当

行手法 35 条 2 項の内容です。行政指導をする際、許認可をちらつかせる（権限行使を示唆する）ときは、相手方に対して**根拠法令の条項等**を示さなければなりません。

### ウ ○ 妥当

行手法 36 条の 2 第 1 項の内容です。**法律に根拠のある行政指導**について、その法律に規定する**要件に適合しないと**思料するときは、相手方は行政指導の中止等を求めることができます。

### イ × 誤り

地方公共団体の機関がする行政指導は、根拠規定が法律にあっても条例にあっても、**一律に行手法は適用除外**です（3 条 3 項）。「法律で定められている場合に限り適用」というのは誤りです。

### エ × 誤り

意見公募手続（パブコメ）の対象となる「命令等」には、**行政指導指針も含まれます**（2 条 8 号二、39 条以下）。

よって正答は **2（ア・ウ）** です。

## 引っかけパターン

### パターン：行政指導への行手法適用／適用除外の逆転

地方公共団体の行政指導は法律根拠でも条例根拠でも一律適用除外。これに対し、処分や届出は法律根拠なら適用、条例根拠なら除外。似ているが違うので注意。

### ルール

- ✓ ルール：地方公共団体の機関がする行政指導は一律行手法適用除外（3条3項）。
- ✓ ルール：意見公募手続の「命令等」には行政指導指針も含まれる（2条8号二）。
- ✓ ルール：法律根拠の行政指導が要件不適合なら中止等求めることが可能（36条の2）。

4

p.49

R7 問 14

C: 書換え

訂正内容: 肢4の末尾「必要である。」を「必要がある。」に修正（日本語として不完全な誤記の訂正）

### 【誤】書籍の現状

処分についての審査請求は、複数人が共同してすることはできず、各自がそれぞれ審査請求をする必要である。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 14 行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。2 審査庁は、必要があると認めるときは審査請求人の代理人の選任を命じることができるが、選任された代理人は、審査請求人のために、取下げを含めた当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。3 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成しなければならないが、当該名簿を公にする必要はない。4 処分についての審査請求は、複数人が共同してすることはできず、各自がそれぞれ審査請求をする必要がある。5 処分の申請に対する不作為について審査請求をすることができる者は、申請者に限られることはなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者も含まれる。

正答: 1

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

行政の処分に不満があるとき「もう一回考え直して！」と訴える制度（＝**審査請求**）のルールを聞いています。裁判ではなく、行政内部でやり直す仕組みです。主体・代理権・名簿・共同請求・不作為の原告適格という、行審法の基本ブロックが一度に問われています。

### 肢 1 ✓ 正しい（正答）

PTA や同窓会のような**法人格のない団体**でも、代表者または管理人が決まっていれば、**団体名で審査請**

求ができます。法人格の有無ではなく、団体としての実体と代表の定めがあるかどうかで判断するのがポイントです。【条文】行政不服審査法 10 条

#### 肢 2 ✕ 誤り

二重に誤りがあります。まず、**代理人の選任を「命じる」権限は審査庁にはありません**（審査請求人が自ら選ぶ）。さらに、代理人が**審査請求の取下げ**をするには**特別の委任**が必要で、「一切の行為ができる」とは言えません。【条文】行政不服審査法 12 条 2 項

#### 肢 3 ✕ 誤り

審理員となるべき者の名簿の作成は**努力義務**（「作成するよう努める」）であり、「作成しなければならない」ではありません。また、作成した場合には**公にしておかなければならない**のであって、「公にする必要はない」も誤りです。二重の誤りです。【条文】行政不服審査法 17 条

#### 肢 4 ✕ 誤り

**多数人が共同して審査請求をすることは認められています**（共同審査請求）。「各自がそれぞれ」としなければならないわけではありません。共同請求の場合は 3 人を超えない総代を互選できる点までセットで押さえましょう。【条文】行政不服審査法 11 条 1 項

#### 肢 5 ✕ 誤り

**不作為**についての審査請求ができるのは、「**法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者**」に限られます。処分についての審査請求（第三者も含まれうる）との違いをハッキリ区別させる引っかけです。【条文】行政不服審査法 3 条

#### 引っかけパターン

- ✕ 「審査庁が代理人の選任を命じる」はウソ——代理人を選ぶのは審査請求人本人。審査庁に命令権限はありません（肢 2）。
- ✕ 「作成しなければならない／公にする必要はない」は逆転トラップ——審理員名簿は**作成＝努力義務／作ったら公表義務**。義務の向きがひっくり返されています（肢 3）。
- ✕ 「共同請求できない」は真逆——共同審査請求は条文上**明文で認められています**（肢 4）。
- ✕ 「不作為審査請求は広く法律上の利益を有する者まで」は拡張トラップ——不作為は**申請者だけ**。処分の審査請求（相手方以外も可）と混同させる典型パターンです（肢 5）。

#### ルール

- ✓ ルール：法人でない社団・財団も、代表者・管理人の定めがあればその名で審査請求 OK
- ✓ ルール：代理人の選任は本人が行う／取下げには特別の委任が必要
- ✓ ルール：審理員名簿は「作成＝努力義務」「作ったら公表義務」のセット
- ✓ ルール：共同審査請求は可（3 人以内の総代を互選可）
- ✓ ルール：不作為の審査請求ができるのは**申請をした者**に限られる

訂正内容: ウは書籍で条文引用が省略されて抽象化。エは公式の内容は維持だが主述関係の冗長性が省略されている程度。全体的に原文復元要

### 【誤】書籍の現状

ウ. 行政事件訴訟法は、処分または裁決を取り消す判決について拘束力を規定しており、行政不服審査法も、処分についての審査請求の認容裁決について拘束力を規定している。/エ. 行政事件訴訟法には内閣総理大臣の異議の制度があるが、行政不服審査法にもこれと同様の制度がある。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 16 行政不服審査法（以下「行審法」という。）と行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）との違いに関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。ア 行訴法は、処分取消訴訟につき、出訴期間の制限を規定するとともに、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」という規定（以下「ただし書」という。）を置いているが、行審法は、処分についての審査請求につき、審査請求期間の制限を規定しているものの、行訴法のようなただし書は置いていない。イ 行審法は、行政庁が不服申立てをすることができる処分をする場合には、原則として、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすべき行政庁や不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないと規定しているが、行訴法は、取消訴訟を提起することができる処分をする場合につき、被告とすべき者や出訴期間を教示すべき旨を定めた明文の規定は置いていない。ウ 行訴法は、判決の拘束力について、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と定めているのに対し、行審法は、裁決の拘束力について、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と定めている。エ 行審法は、行訴法における取消訴訟と同様、審査請求について執行停止の規定を置くとともに、執行停止の申立てまたは決定があった場合、内閣総理大臣は、審査庁に対し、異議を述べる旨を定めている。オ 行訴法は、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟として「差止めの訴え」を設けているが、行審法は、このような処分の差止めを求める不服申立てについて明文の規定を置いていない。1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・エ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

正答: 5

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

行政不服審査法（行審法）と行政事件訴訟法（行訴法）の違いに関する問題で、妥当な2つの組合せを選びます。

#### ウ ○ 妥当

行訴法 33 条 1 項と行審法 52 条 1 項の条文をそのまま比較したものです。両者とも「関係行政庁を拘束する」と定めていますが、行訴法は「処分又は裁決をした行政庁その他の」という具体的な文言が入っている点で細かく異なります。内容は正確です。

### オ ○ 妥当

行訴法 37 条の 4 には「差止めの訴え」があります。しかし、行審法には差止めに相当する不服申立てを定める明文規定は**ありません**。正しい記述です。

### ア × 誤り

行審法 18 条 1 項ただし書には、審査請求期間について「**正当な理由があるときはこの限りでない**」という**ただし書が存在します**。行訴法だけにしかないという記述は誤りです。

### イ × 誤り

行訴法 46 条に**取消訴訟等の教示**に関する明文規定**があります**。「明文の規定がない」とする部分が誤りです。

### エ × 誤り

内閣総理大臣の異議制度（行訴法 27 条）は**行訴法だけ**の制度で、行審法には対応する規定は**ありません**。

よって正答は 5 (ウ・オ) です。

### 引っかけパターン

パターン：片方だけにある制度の対比

- 内閣総理大臣の異議：行訴法のみ
- 差止めの訴え：行訴法のみ
- 教示制度：両法にあり
- 出訴期間のただし書：両法にあり

「片方にしかない」と言い切る肢は、もう片方を確認する癖を。

### ルール

- ✓ ルール：差止めの訴え（行訴法 37 条の 4）は行訴法のみ。行審法に差止めは存在しない。
- ✓ ルール：内閣総理大臣の異議（行訴法 27 条）も行訴法のみ。
- ✓ ルール：教示制度は両法にあり（行審法 82 条・行訴法 46 条）。

## 6 p.74 | R6 問 17 | C: 書換え

訂正内容：肢 3 は公式『当該取消訴訟において書証として提出された』を書籍『別の訴訟に提出された』に改変。  
肢 5 は公式『市立保育所廃止条例を制定する行為』を書籍『保育所の入所承諾の取消処分』に改変

### 【誤】書籍の現状

・非公開決定の取消しを求める訴訟において、当該文書が書証として別の訴訟に提出された場合、公文書の開示を求める訴えの利益は消滅する。／・保育所の入所承諾の取消処分に対する取消訴訟は、保育の実施期間が満了した後であっても、当該保育所を廃止する条例が制定されるまでの間は、訴えの利益が

認められる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 17 処分取消訴訟における訴えの利益の消滅に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。1 公務員に対する免職処分の取消訴訟における訴えの利益は、免職処分を受けた公務員が公職の選挙に立候補した後は、給料請求権等の回復可能性があるか否かにかかわらず、消滅する。2 保安林指定解除処分の取消訴訟における訴えの利益は、原告適格の基礎とされた個別具体的な利益侵害状況が代替施設の設置によって解消するに至った場合には、消滅する。3 公文書非公開決定処分の取消訴訟における訴えの利益は、公開請求の対象である公文書が当該取消訴訟において書証として提出された場合には、消滅する。4 運転免許停止処分の取消訴訟における訴えの利益は、免許停止期間が経過した場合であっても、取消判決により原告の名誉・感情・信用等の回復可能性がある場合には、消滅しない。5 市立保育所廃止条例を制定する行為の取消訴訟における訴えの利益は、当該保育所で保育を受けていた原告ら児童の保育の実施期間が満了した場合であっても、当該条例が廃止されない限り、消滅しない。

正答: 2

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

取消訴訟の訴えの利益が消滅する場合について、最高裁の判例を問う問題です。「妥当なもの」を選びます。

#### 肢 2 ○ 妥当（これが正答）

長沼ナイキ事件（【判例】最判昭 57.9.9）の判旨です。保安林は洪水や濁水を防ぐためのもので、そのかわりになる**代替施設**ができれば、原告（付近住民）に守られるべき個別利益はなくなるので、訴えの利益は消滅します。

#### 肢 1 × 誤り

【判例】最大判昭 40.4.28 は、公務員が免職処分後に公職選挙に立候補した場合、公務員としての地位回復は望めなくなるが、**給料請求権の回復可能性**があれば訴えの利益は消滅しない、と判示しました。「給料請求権の回復可能性にかかわらず消滅する」という断定は誤りです。

#### 肢 3 × 誤り

【判例】最判平 14.2.28 は、公文書非公開決定の取消訴訟の訴えの利益は、**当該取消訴訟において書証として提出された**だけでは消滅しない、と判示しました。書証提出と公文書公開の効果は異なるため、訴えの利益は維持されます。

#### 肢 4 × 誤り

【判例】最判昭 55.11.25 は、運転免許停止処分の取消訴訟について、免許期間経過後は、**名誉・感情・信用等**の回復があるにすぎない場合には**訴えの利益は消滅する**としました。事実上の不利益の回復は法律上の利益とは言えません。

#### 肢 5 × 誤り

【判例】最判平 21.11.26（横浜市保育所廃止条例事件）は、保育の実施期間が満了した場合には**訴えの利**

益は消滅すると判示しています。「条例が廃止されない限り消滅しない」という記述は誤りです。

### 引っかけパターン

パターン：事実上の利益／名誉回復を法律上の利益と混同

免停期間経過後の名誉回復利益、刑事処分後の反射的利益などは、判例上「事実上の利益」にすぎず訴えの利益として認めません。

### ルール

- ✓ ルール：代替施設ができれば保安林解除取消訴訟の訴えの利益は消滅。
- ✓ ルール：免停期間経過後の名誉回復は訴えの利益にならない。
- ✓ ルール：公務員免職後の立候補でも給料請求権の回復可能性あれば訴えの利益維持。

## 7 p.75 | R6 問 18 | C: 書換え

訂正内容：アは公式『終局判決前に処分の違法を宣言』を書籍『事情判決の主文』に書換え。イは公式『速やかに申請を認める処分』を書籍『判決の趣旨にかかわらず必ず認容処分』に書換え。ウは公式の主語『自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加できなかった第三者』が書籍では『裁判所は第三者を訴訟に参加させることができ』と主体が逆転

### 【誤】書籍の現状

ア. 事情判決をする場合には、当該判決の主文において、処分が違法であることを宣言しなければならない。／イ. 申請拒否処分の取消判決が確定した場合には、処分をした行政庁は、判決の趣旨にかかわらず、当該申請に対して必ず認容処分をしなければならない。／ウ. 取消訴訟において第三者の利益を害するおそれのある判決がされる場合、裁判所は当該第三者を訴訟に参加させることができ、当該第三者は判決確定後に再審の訴えを提起することもできる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 18 抗告訴訟における判決について説明する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。ア 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもって、処分が違法であることを宣言することができる。イ 申請を拒否した処分が判決により取り消されたときは、その処分をした行政庁は、速やかに申請を認める処分をしなければならない。ウ 処分または裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかったため判決に影響を及ぼすべき攻撃または防御の方法を提出することができなかったものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服の申立てをすることができる。エ 直接型（非申請型）義務付け訴訟において、その訴訟要件がすべて満たされ、かつ当該訴えに係る処分について行政庁がこれをしないことが違法である場合には、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命じる判決をする。オ 処分を取り消す判決は、その事件について処分をした行政庁その他の関係行政

庁を拘束すると規定されているが、この規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟には準用されない。1 ア・ウ  
2 ア・エ 3 イ・エ 4 イ・オ 5 ウ・オ

正答: 4

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

抗告訴訟の判決に関する問題で、「誤っているもの」の組合せを選びます。

#### ア ○ 正しい

行訴法 31 条 2 項の**中間判決**の規定です。事情判決をする前に、処分の違法性だけを先に宣言できる、という規定の正確な記述です。

#### ウ ○ 正しい

行訴法 34 条 1 項の**第三者再審**の規定です。自己の責めに帰さない理由で訴訟参加できなかった第三者は、確定判決に対して再審の訴えができます。

#### エ ○ 正しい

直接型（非申請型）義務付け訴訟について、行訴法 37 条の 2 第 5 項の内容です。訴訟要件が満たされ、かつ不作為が違法ならば、裁判所は義務付け判決をします。

#### イ × 誤り

申請拒否処分が取り消されても、行政庁は**判決の趣旨に従って**改めて処分すればよく、「**速やかに申請を認める処分**」をしなければならないとは限りません。他の理由で再度拒否もあり得ます。

#### オ × 誤り

取消判決の拘束力（行訴法 33 条）は、**他の抗告訴訟にも準用**されます（38 条 1 項）。無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟でも拘束力が及びます。

よって正答は 4（イ・オ）です。

### 引っかけパターン

#### パターン：取消判決後の行政庁の対応

拒否処分を取り消しても、行政庁は「必ず認めなければならない」わけではありません。判決の趣旨に従った再処分義務があるだけで、別の理由でまた拒否できます。

### ルール

- ✓ ルール：拒否処分取消後は「判決の趣旨」に従う再処分義務（行訴法 33 条 2 項）。
- ✓ ルール：取消判決の拘束力は他の抗告訴訟にも準用（38 条 1 項）。
- ✓ ルール：自己の責めに帰さず訴訟参加できない第三者は再審可（34 条）。

**訂正内容:** アは書籍で『すべての検定意見が合否の判定には直接影響しない修正意見にすぎない』と要約されて『助言、指導の性質』『特段の事情のない限り違法とならない』という判例の核心部分が欠落。エも書籍で『改修工事』の要素が省略され抽象化

### 【誤】書籍の現状

ア. 教科書検定において、教科書の記述についてすべての検定意見が合否の判定には直接影響しない修正意見にすぎない。／エ. 国家賠償法2条にいう営造物の設置管理者は、法律上の管理権者に限られず、事実上管理している者も含まれる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 20 国家賠償に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、その正誤を正しく示す組合せはどれか。ア 教科用図書の検定にあたり文部大臣（当時）が指摘する検定意見は、すべて、検定の合否に直接の影響を及ぼすものではなく、文部大臣の助言、指導の性質を有するものにすぎないから、これを付することは、教科書の執筆者または出版社がその意に反してこれに服さざるを得なくなるなどの特段の事情のない限り、原則として、国家賠償法上違法とならない。イ 政府が物価の安定等の政策目標を実現するためにとるべき具体的な措置についての判断を誤り、ないしはその措置に適切を欠いたため当該政策目標を達成できなかった場合、法律上の義務違反ないし違法行為として、国家賠償法上の損害賠償責任の問題が生ずる。ウ 町立中学校の生徒が、放課後に課外のクラブ活動中の運動部員から顔面を殴打されたことにより失明した場合において、当該事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のない限り、顧問の教諭が当該クラブ活動に立ち会っていなかったとしても、当該事故の発生につき当該教諭に過失があるとはいえない。エ 市内の河川について市が法律上の管理権をもたない場合でも、当該市が地域住民の要望にこたえて都市排水路の機能の維持及び都市水害の防止など地方公共の目的を達成するために河川の改修工事をして、これを事実上管理することになったときは、当該市は、当該河川の管理につき、国家賠償法2条1項の責任を負う公共団体に当たる。1 誤 誤 正 正 2 誤 誤 正 誤 3 誤 正 誤 誤 4 正 正 誤 誤 5 正 正 正 誤

正答: 1

**訂正内容:** 肢1は書籍に『建築基準法に適合しない建築物の計画を看過した場合』との公式にない要素が追加。肢2は公式『過失』を書籍『故意または重大な過失』に変更し公務員個人の賠償責任の範囲が変質。肢4は公式『客観的に職務執行の外形をそなえる行為をした場合であっても要件に該当しない』を書籍『行政主体の賠償責任は成立しない』と書換え

## 【誤】書籍の現状

・指定確認検査機関が行った建築確認について、建築基準法に適合しない建築物の計画を看過した場合であっても、当該機関は民間法人であるから、地方公共団体が国家賠償責任を負うことはない。／・公務員が故意または重大な過失により違法に他人に損害を加えた場合には、被害者は国または公共団体に対してのみならず、当該公務員個人に対しても直接に損害賠償を請求することができる。

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 21 国家賠償法 1 条に基づく責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。1 指定確認検査機関による建築確認に係る建築物について、確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、指定確認検査機関が行った当該確認について、国家賠償法 1 条 1 項の国または公共団体としての責任を負うことはない。2 公権力の行使に当たる国または公共団体の公務員が、その職務を行うについて、過失によって違法に他人に損害を加えた場合には、国または公共団体がその被害者に対して賠償責任を負うが、故意または重過失の場合には、公務員個人が被害者に対して直接に賠償責任を負う。3 国または公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国または公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国または公共団体に対し、国家賠償法 1 条 2 項による求償債務を負うが、この債務は連帯債務であると解される。4 国家賠償法 1 条 1 項が定める「公務員が、その職務を行うについて」という要件につき、公務員が主観的に権限行使の意思をもってするものではなく、専ら自己の利をはかる意図をもってするような場合には、たとえ客観的に職務執行の外形をそなえる行為をした場合であったとしても、この要件には該当しない。5 都道府県警察の警察官が、交通犯罪の捜査を行うにつき故意または過失によって違法に他人に損害を加えた場合において、国家賠償法 1 条 1 項により当該損害につき賠償責任を負うのは国であり、当該都道府県が賠償責任を負うことはない。

正答: 3

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

国家賠償法 1 条（公務員の違法な公権力行使による損害賠償）について、最高裁の判例を問う問題です。

### 肢 3 ○ 妥当（これが正答）

【判例】最判平成 2.11.20 は、複数の公務員が共同の故意で違法行為をして国・公共団体が賠償した場合、**公務員らの求償債務は連帯債務**と解するのが相当としました。

### 肢 1 × 誤り

【判例】最決平 17.6.24 は、指定確認検査機関による建築確認について、その事務は地方公共団体の事務として行われるものであり、**地方公共団体が国賠法 1 条 1 項の責任を負う**としました。「責任を負うことはない」は誤り。

### 肢 2 × 誤り

【判例】最判昭 30.4.19 以降の判例は、公務員個人は**被害者に対して直接の賠償責任を負わない**としています。故意・重過失でも同じです。個人責任は国・公共団体からの**求償**の問題にすぎません。

### 肢 4 ○ 妥当（ただし本問は妥当なもの 1 つを選ぶので正答は肢 3）

【判例】 最判昭 31.11.30 はこの「外形理論」を示していますが、厳密な解釈では客観的に職務執行の外形があれば要件には該当する（国が責任を負う）のが判例の立場です。本肢は「該当しない」としており、判例とは逆です。× 誤りです。

肢 5 × 誤り

【判例】 最判昭 54.7.10 は、都道府県警察の警察官が職務執行中に違法行為をした場合、当該都道府県が賠償責任を負うとします。国と都道府県の両方が責任主体となる場合もあります。

引っかけパターン

パターン：公務員の個人責任の否定

国賠法では、公務員個人は被害者に対して直接責任を負わない（代位責任説）。故意・重過失の場合に国・公共団体からの求償が生じるだけで、被害者から公務員個人への請求はできない。

ルール

- ✓ ルール：公務員は被害者に対し直接賠償責任を負わない（代位責任）。
- ✓ ルール：複数公務員の共同故意による求償債務は連帯債務。
- ✓ ルール：指定確認検査機関の建築確認は地方公共団体が国賠責任を負う。

10

p.80

R6 問 22

C: 書換え

訂正内容：肢 2 は公式『国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるもの』の核心部分が書籍では『国が本来果たすべき役割に関する事務』に変容。肢 4 も公式『自治事務に含まれる』を書籍『自治事務のうち法律またはこれに基づく政令により特に委託されたもの』と変更

【誤】 書籍の現状

・法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に関する事務であり、地方公共団体は国の機関として当該事務を処理する。／・法定受託事務は自治事務の一種であり、自治事務のうち法律またはこれに基づく政令により特に委託されたものをいう。

【正】 公式原文による正しい問題文

問題 22 普通地方公共団体の事務に関する次の記述のうち、地方自治法の定めにも照らし、妥当なものはどれか。1 普通地方公共団体が処理する事務には、地域における事務と、その他の事務で法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものがある。2 都道府県の法定受託事務とは、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるものであり、都道府県知事が国の機関として処理することとされている。3 市町村の法定受託事務とは、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるものであるから、これにつき市町村が条例を定めることはできない。4 法定受託事務は、普通地方公共団体が当該団体自身の事務として処理するものであるから、地方自治法上の自治事務

に含まれる。5 地方自治法は、かつての同法が定めていた機関委任事務制度のような仕組みを定めていないため、現行法の下で普通地方公共団体が処理する事務は、その全てが自治事務である。

正答: 1

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

地方自治法上の「事務」の種類（自治事務と法定受託事務）について、正しいものを選ぶ問題です。

#### 肢 1 ○ 妥当（これが正答）

地方自治法 2 条 2 項そのままです。普通地方公共団体は「地域における事務」と「**その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの**」を処理します。

#### 肢 2 × 誤り

法定受託事務は**地方公共団体の事務**であり、都道府県知事が「**国の機関として**処理する」わけではありません。機関委任事務制度が廃止されたため、知事は**自分の団体の長として**処理します。

#### 肢 3 × 誤り

法定受託事務であっても、地方公共団体は法令に違反しない限り**条例を制定できます**（自治法 14 条 1 項）。自治事務と同様、条例制定権が及びます。

#### 肢 4 × 誤り

法定受託事務は**自治事務とは別の類型**です（自治法 2 条 8 項・9 項）。自治事務に含まれるのではなく、並列的な事務類型です。

#### 肢 5 × 誤り

現行法でも**法定受託事務が存在**します（自治法 2 条 9 項）。機関委任事務は廃止されましたが、事務の類型そのものがなくなったわけではありません。

#### 引っかけパターン

##### パターン：法定受託事務と機関委任事務の混同

機関委任事務（旧制度）＝**国の機関として**処理。しかし平成 12 年の地方分権改革で廃止。現在の法定受託事務は**地方公共団体の事務として**処理する点に注意。

#### ルール

- ✓ ルール：地方公共団体の事務＝「地域における事務」＋「法令により処理することとされる事務」。
- ✓ ルール：自治事務と法定受託事務は並列の類型（どちらも地方の事務）。
- ✓ ルール：法定受託事務にも条例制定権が及ぶ（法令違反不可）。

11

p.82

R6 問 24

C: 書換え

訂正内容: 肢 1 は公式『法律または条例による個別の委任がある場合に限られる』を書籍『法令に特別の定めがある場合に限り』に変更。肢 3 は公式『長の定める規則によらなければならない』を書籍『条例ではなく長の規

則により定めることができる』と意味反対に。肢5は公式『行政刑罰／秩序罰としての過料』の対比論点が書籍『規則によってのみ定めることができる』に変質

### 【誤】書籍の現状

・普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがある場合に限り、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。／・普通地方公共団体が徴収する手数料については、条例ではなく長の規則により定めることができる。／・普通地方公共団体の過料は、条例では定めることができず、規則によってのみ定めることができる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 24 普通地方公共団体の条例または規則に関する次の記述のうち、地方自治法の定めに照らし、妥当なものはどれか。1 普通地方公共団体の長が規則を定めるのは、法律または条例による個別の委任がある場合に限られる。2 普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を定めることができるが、条例において罰則を定めるためには、その旨を委任する個別の法令の定めが必要である。3 普通地方公共団体は、特定の者のためにする事務につき手数料を徴収することができるが、この手数料については、法律またはこれに基づく政令に定めるものを除いて、長の定める規則によらなければならない。4 普通地方公共団体の委員会は、個別の法律の定めるところにより、法令等に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を定めることができる。5 普通地方公共団体は条例で罰則を設けることができるが、その内容は禁錮、罰金、科料などの行政刑罰に限られ、行政上の秩序罰である過料については、長が定める規則によらなければならない。

正答: 4

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

地方公共団体の条例と規則について、正しいものを選ぶ問題です。

#### 肢 4 ○ 妥当（これが正答）

地方自治法 138 条の 4 第 2 項の内容です。委員会や委員は、**法律の定めるところにより**、法令や条例等に違反しない限りで、権限に属する事務に関し規則を定めることができます。

#### 肢 1 × 誤り

長の規則制定権（自治法 15 条 1 項）は、**法律の個別委任がなくても、一般的に認められています**。「個別の委任がある場合に限られる」という限定は誤りです。

#### 肢 2 × 誤り

条例で罰則を設けるには、**自治法 14 条 3 項**が包括的に授權しており、**個別法令の委任は不要**です。地方自治法自体が一般的な授權となっています。

#### 肢 3 × 誤り

手数料は**条例で定めなければならない**（自治法 228 条 1 項）。長の規則で定めるものではありません。「長の定める規則によらなければならない」は誤りです。

#### 肢 5 × 誤り

条例には**行政上の秩序罰（過料）**を定めることができます（自治法 14 条 3 項）。「長の規則に限られる」

のは**長の規則違反に対する過料**の場合だけで、条例でも過料を定められます。

### 引っかけパターン

**パターン：地方自治法の包括授權と個別委任の混同**

条例による罰則は、**地方自治法 14 条 3 項**が一般的に授權しているので、個別法令の委任は不要。「個別委任が必要」と書かれたら疑ってかかる。

### ルール

- ✓ ルール：条例の罰則は自治法 14 条 3 項の包括授權で個別委任不要。
- ✓ ルール：手数料は条例で定めるのが原則（自治法 228 条）。
- ✓ ルール：委員会の規則制定権は法律の定めによる（自治法 138 条の 4）。

12

p.83

R6 問 25

C: 書換え

**訂正内容：**イは公式『勸奨退職に応じた者を校長に任命した上で同日退職を承認する処分』という具体事案を書籍『校長の 1 日研修命令』と全く異なる事案に書換え。オは公式『客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴うもの』の要件が書籍で省略されている

### 【誤】書籍の現状

イ. 教育委員会がした校長の 1 日研修命令は、著しく合理性を欠くものでない限り、違法とはならない。  
／オ. 転任処分がされた教員について、取消しを求める訴えの利益は当然に認められない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 25 公立学校をめぐる裁判に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。ア 公立高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分または退学処分を行った場合、裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずべきである。イ 教育委員会が、公立学校の教頭で勸奨退職に応じた者を校長に任命した上で同日退職を承認する処分をした場合において、当該処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものといえないときは、校長としての退職手当の支出決定は財務会計法規上の義務に違反する違法なものには当たらない。ウ 公立学校の学校施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、当該施設の管理者の裁量に委ねられており、学校教育上支障がない場合であっても、学校施設の目的及び用途と当該使用の目的、態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により許可をしないこともできる。エ 公立高等学校等の教職員に対し、卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令がなされた場合において、当該職務命令への違反を理由とする懲戒処分の差止めを求める訴えについて、仮に懲戒処分が反復継続的・累積加重的にされる危険があるとしても、訴えの要件である「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは

認められない。オ 市立学校教諭が同一市内の他の中学校教諭に転任させる処分を受けた場合において、当該処分が客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴うものであるとしても、当該教諭には転任処分の取消しを求める訴えの利益が認められる余地はない。1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 ウ・エ 5 エ・オ

正答: 3

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

公立学校をめぐる最高裁の判例について、妥当な2つの組合せを選ぶ問題です。

#### イ ○ 妥当

勧奨退職校長事件（【判例】最判平 4.12.15）の判旨です。著しく合理性を欠いて「**予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵**」がない限り、退職手当支出決定は違法ではない、としました。

#### ウ ○ 妥当

呉市立学校施設使用不許可事件（【判例】最判平 18.2.7）の判旨です。学校施設の目的外使用許可は管理者の**裁量**に委ねられており、学校教育に支障がなくても合理的裁量で不許可にできます。

#### ア × 誤り

【判例】最判平 8.3.8（神戸高専剣道受講拒否事件）では、裁判所は**校長と同一の立場**に立って判断するのではなく、裁量権の**逸脱・濫用の有無**を審査する、としています。

#### エ × 誤り

君が代起立斉唱職務命令事件（【判例】最判平 24.2.9）は、懲戒処分が**反復継続・累積加重される危険**があれば「重大な損害」の要件を満たす、としました。記述の結論は判例と逆です。

#### オ × 誤り

【判例】最判昭 61.10.23 は、転任処分が**客観的、実際の見地から勤務場所や内容に不利益を伴うもの**であれば、取消訴訟の**訴えの利益が認められる**としています。「余地はない」は誤りです。

よって正答は**3（イ・ウ）**です。

#### 引っかけパターン

##### パターン：裁判所の審査方法のすり替え

行政裁量が認められる場面では、裁判所は「**裁量権の逸脱・濫用**」を審査するのであって、行政庁と同じ立場に立って判断しなおすのではない。「裁判所が校長と同一の立場で」は引っかけ定番。

#### ルール

- ✓ ルール：学校施設目的外使用許可は管理者の裁量（呉市立学校事件）。
- ✓ ルール：反復継続・累積加重の懲戒予想→重大な損害として差止訴訟可。
- ✓ ルール：不利益を伴う転任処分は取消訴訟の訴えの利益あり。

訂正内容: 肢 2 は公式『処理に係る事案が軽微なものである場合を除き』という要件部分が書籍で完全に省略され、条文の正確性が損なわれている

**【誤】書籍の現状**

・行政機関の職員は、文書を作成しなければならないとされており、この義務に違反した場合には罰則が科される。

**【正】公式原文による正しい問題文**

問題 26 公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）について説明する次の記述のうち、誤っているものはどれか。1 公文書管理法に定める「行政文書」とは、同法の定める例外を除き、行政機関の職員が職務上作成または取得した文書で、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものであるとされる。2 公文書管理法は、行政機関の職員に対し、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き文書を作成しなければならないという文書作成義務を定め、違反した職員に対する罰則を定めている。3 行政機関の職員が行政文書を作成・取得したときには、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならない。4 行政機関の長は、行政文書の管理が公文書管理法の規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（行政文書管理規則）を設けなければならない。5 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

正答: 2

訂正内容: 事案本文を原文通りに復元（河川法に基づく処分、通知書受取から 8 ヶ月経過、抗告訴訟提起検討等の詳細を含む）

**【誤】書籍の現状**

X が河川敷の小屋の除却命令（本件処分）を無視し、8 ヶ月後に B 県知事が代執行のための戒告・通知（本件戒告等）を行った事案。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 17 以下の事案に関する次のア～エの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

Xは、A川の河川敷の自己の所有地に小屋（以下「本件小屋」という。）を建設して所有している。A川の河川管理者であるB県知事は、河川管理上の支障があるとして、河川法に基づきXに対して本件小屋の除却を命ずる処分（以下「本件処分」という。）をした。しかし、Xは撤去の必要はないとして本件処分を無視していたところ、Xが本件処分の通知書を受け取ってから約8か月が経過した時点で、同知事は、本件小屋の除却のための代執行を行うため、Xに対し、行政代執行法に基づく戒告および通知（以下「本件戒告等」という。）を行った。そこでXは、代執行を阻止するために抗告訴訟を提起することを考えている。

正答：2

15 p.95 | R5 問 18 | B: 要約化

訂正内容：学生 A・B の会話形式の本文を原文通り復元、選択肢 1～5 の正誤組合せ表も復元

【誤】書籍の現状

行政事件訴訟法の準用規定に関する会話問題。出訴期間（14条）、執行停止（25条）、第三者効（32条）の準用先について正誤を問う。

(ア) 出訴期間：無効等確認訴訟にもその他の抗告訴訟にも準用されていない → 正しい (イ) 執行停止：義務付け・差止訴訟には準用されていない。当事者訴訟に準用 → 誤り (当事者訴訟に25条は準用されない) (ウ) 第三者効：義務付け・差止訴訟に準用されている → 誤り (準用されていない)

【正】公式原文による正しい問題文

問題 18 行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）の準用規定に関する次の会話の下線部ア～ウについて、その正誤を判定した組合せとして、正しいものはどれか。

学生A：今日は行訴法の準用に関する規定について学ぼう。学生B：準用については主として行訴法38条に定められているけど、他の条文でも定められているよね。まずは出訴期間について定める行訴法14条から。学生A：行訴法14条については、ア無効等確認訴訟にも、その他の抗告訴訟にも準用されていない。訴訟の性質を考えれば当然のことだよ。学生B：よし、それでは、執行停止について定める行訴法25条はどうだろう。学生A：行訴法25条はイ義務付け訴訟や差止訴訟には準用されていない。でも、当事者訴訟には準用されているのが特徴だね。学生B：なるほど、当事者訴訟にも仮の救済が用意されているんだね。最後に、第三者効について定める行訴法32条はどうだろう。学生A：「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」という規定だね。ウこれは義務付け訴訟にも差止訴訟にも準用されている。義務付け判決や差止め判決の実効性を確保するために必要だからね。

|| ア | イ | ウ || :— | :— | :— | :— || 1 | 正しい | 誤り | 正しい || 2 | 正しい | 誤り | 誤り || 3 | 誤り | 正しい | 誤り || 4 | 誤り | 誤り | 正しい || 5 | 誤り | 誤り | 誤り |

正答: 2

16

p.95

R5 問 19

B: 要約化

訂正内容: 全肢を原文の詳細な判示理由を含む形に復元

**【誤】書籍の現状**

行政事件訴訟法が定める抗告訴訟の対象に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

・登記機関の還付通知拒否は処分にあたらぬ。・みなし道路の一括指定は処分にあたらぬ。・労災就学援護費の支給・不支給決定は処分にあたる。・住民票の続柄記載は処分にあたる。・用途地域指定は処分にあたる。

**【正】公式原文による正しい問題文**

問題 19 行政事件訴訟法が定める抗告訴訟の対象に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が登録免許税法に基づいてした登記機関から税務署長に還付通知をすべき旨の請求に対し、登記機関のする拒否通知は、当該請求者の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有さないため、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

2 行政庁が建築基準法に基づいて、いわゆるみなし道路を告示により一括して指定する行為は、特定の土地について個別具体的な指定をしたものではなく、一般的基準の定立を目的としたものにすぎず、告示による建築制限等の制限の発生を認めることができないので、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

3 労災就学援護費に関する制度の仕組みに鑑みると、被災労働者またはその遺族は、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するため、労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給または不支給の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

4 市町村長が住民基本台帳法に基づき住民票に続柄を記載する行為は、公の権威をもって住民の身分関係を証明し、それに公の証明力を与える公証行為であるから、それ自体によって新たに国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する法的効果を有するため、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

5 都市計画法の規定に基づく用途地域指定の決定が告示された場合、その効力が生ずると、当該地域内においては、建築物の用途、容積率、建ぺい率等につき従前と異なる基準が適用され、これらの基準に適合しない建築物については建築確認を受けることができなくなる効果が生じるので、用途地域指定の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

正答: 3

訂正内容: 全肢を原文の具体的事実関係を含む形に復元

### 【誤】書籍の現状

道路をめぐる国家賠償に関する最高裁判所の判決について説明する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

・落石事故で防護柵の設置費用が多額でも、予算措置の困難を理由に賠償責任は免れない（× 免れると記述）。・工事標識板が倒れていた場合、時間的に復旧困難でも瑕疵がある。・防護柵が通常利用で安全でも幼児には予測不能なら瑕疵となる（× と記述）。・騒音等が受忍限度を超えても道路の利益があれば違法性なし（× と記述）。・キツネとの衝突回避の自損事故で、小動物侵入防止対策が広く採られていない等の事情下では、瑕疵なし。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 20 道路をめぐる国家賠償に関する最高裁判所の判決について説明する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1 落石事故の発生した道路に防護柵を設置する場合に、その費用の額が相当の多額にのぼり、県としてその予算措置に困却するであろうことが推察できる場合には、そのことを理由として、道路管理者は、道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れ得るものと解するのが相当である。

2 事故発生当時、道路管理者が設置した工事標識板、バリケードおよび赤色灯標柱が道路上に倒れたまま放置されていたことは、道路の安全性に欠如があったといわざるをえず、それが夜間の事故発生直前に生じたものであり、道路管理者において時間的に遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことが困難であったとしても、道路管理には瑕疵があったと認めるのが相当である。

3 防護柵は、道路を通行する人や車が誤って転落するのを防止するために設置されるものであり、材質、高さその他その構造に徴し、通常の通行時における転落防止の目的からみればその安全性に欠けるところがないものであったとしても、当該転落事故の被害者が危険性の判断能力に乏しい幼児であった場合、その行動が当該道路および防護柵の設置管理者において通常予測することができなくとも、営造物が本来具有すべき安全性に欠けるところがあったと評価され、道路管理者はその防護柵の設置管理者としての責任を負うと解するのが相当である。

4 道路の周辺住民から道路の設置・管理者に対して損害賠償の請求がされた場合において、当該道路からの騒音、排気ガス等が周辺住民に対して現実に社会生活上受忍すべき限度を超える被害をもたらしたことが認定判断されたとしても、当該道路が道路の周辺住民に一定の利益を与えているといえるときには、当該道路の公共性ないし公益上の必要性のゆえに、当該道路の供用の違法性を認定することはできないものと解するのが相当である。

5 走行中の自動車がキツネ等の小動物と接触すること自体により自動車の運転者等が死傷するような事故が発生する危険性は高いものではなく、通常は、自動車の運転者が適切な運転操作を行うことにより死傷事故を回避することを期待することができるものというべきであって、金網の柵をすき間なく設置して地面にコンクリートを敷くという小動物の侵入防止対策が全国で広く採られていたという事情はう

かがわれず、そのような対策を講ずるためには多額の費用を要することは明らかであり、当該道路には動物注意の標識が設置され自動車の運転者に対して道路に侵入した動物についての適切な注意喚起がされていたとすることができるなどの事情の下においては、高速道路で自動車の運転者がキツネとの衝突を避けようとして起こした自損事故において、当該道路に設置または管理の瑕疵があったとはいえない。

正答: 5

18

p.97

R5 問 21

B: 要約化

訂正内容: 補足意見の本文（最三小判令和2年7月14日、宇賀克也裁判官補足意見）を原文通り復元、選択肢1～5の組合せ表も復元

【誤】書籍の現状

国家賠償法1条2項の求償権に関する補足意見の空欄補充問題。

正答: ア=代位責任、イ=自己責任、ウ=有責性、エ=組織的

【正】公式原文による正しい問題文

問題 21 次の文章は、国家賠償法1条2項に基づく求償権の性質が問われた事件において、最高裁判所が下した判決に付された補足意見のうち、同条1項の責任の性質に関して述べられた部分の一部である（文章は、文意を損ねない範囲で若干修正している）。空欄ア～エに当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

国家賠償法1条1項の性質についてはア説とイ説が存在する。両説を区別する実益は、加害公務員又は加害行為が特定できない場合や加害公務員にウがない場合に、ア説では国家賠償責任が生じ得ないがイ説では生じ得る点に求められていた。しかし、最一小判昭和57年4月1日民集36巻4号519頁は、ア説かイ説かを明示することなく、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ右の被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は損害賠償責任を免れることができない」と判示している。さらに、公務員の過失をエ過失と捉える裁判例が支配的となっており、個々の公務員のウを問題にする必要はないと思われる。したがって、ア説、イ説は、解釈論上の道具概念としての意義をほとんど失っていると見てよい。（最三小判令和2年7月14日民集74巻4号1305頁、宇賀克也裁判官補足意見）

|| ア | イ | ウ | エ || :— | :— | :— | :— | :— | | 1 | 代位責任 | 自己責任 | 有責性 | 組織的 || 2 | 代位責任 | 自己責任 | 有責性 | 重大な || 3 | 代位責任 | 自己責任 | 職務関連性 | 重大な || 4 | 自己責任 | 代位責任 | 有責性 | 組織的 || 5 | 自己責任 | 代位責任 | 職務関連性 | 重大な |

正答: 1

訂正内容: 肢 1～5 の具体的記述を原文通りに復元

【正】公式原文による正しい問題文

問題 23 地方自治法（以下「法」という。）が定める直接請求に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、以下「選挙権」とは、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権」をいう。

- 1 事務監査請求は、当該普通地方公共団体の住民であれば、日本国民であるか否か、また選挙権を有するか否かにかかわらず、これを請求することができる。
- 2 普通地方公共団体の事務のうち法定受託事務に関する条例については、条例の制定改廃の直接請求の対象とすることはできない。
- 3 市町村の条例の制定改廃の直接請求における署名簿の署名に関し異議があるとき、関係人は、法定の期間内に総務大臣にこれを申し出ることができる。
- 4 議会の解散請求は、日本国民たる普通地方公共団体の住民であって選挙権を有する者の総数のうち、法所定の数以上の連署をもって成立するが、この総数が一定数以上の普通地方公共団体については、成立要件を緩和する特例が設けられている。
- 5 議会の解散請求が成立した後に行われる解散の住民投票において、過半数の同意があった場合、議会は解散するが、選挙権を有する者の総数が一定以上の普通地方公共団体については、過半数の同意という成立要件を緩和する特例が設けられている。

正答: 4

訂正内容: 肢 1～5 の具体的記述（連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の代替執行、職員の派遣）を原文通り復元

【正】公式原文による正しい問題文

問題 24 地方自治法に定める事務の共同処理（普通地方公共団体相互間の協力）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 連携協約とは、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と事務を処理するに当たっての連携を図るため、協議により、連携して事務を処理するための基本的な方針および役割分担を定める協約をいう。
- 2 協議会とは、普通地方公共団体が、事務の一部を共同して管理・執行し、もしくは事務の管理・執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定めて設置するものをいう。
- 3 機関等の共同設置とは、協議により規約を定め、共同して、議会事務局、附属機関、長の内部組織等を置くことをいう。

4 事務の代替執行とは、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部の管理および執行を、他の地方公共団体に委託する制度であり、事務を受託した地方公共団体が受託事務の範囲において自己の事務として処理することにより、委託した地方公共団体が自ら当該事務を管理および執行した場合と同様の効果が生じる。

5 職員の派遣とは、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるとき、当該普通地方公共団体の長または委員会もしくは委員が、他の普通地方公共団体の長または委員会もしくは委員に対し、職員の派遣を求めるものをいう。

正答: 4

21

p.99

R5 問 25

A: 問題文欠落

訂正内容: 肢 1～5 の具体的記述を原文通りに復元

【正】公式原文による正しい問題文

問題 25 空港や航空関連施設をめぐる裁判に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 いわゆる「新潟空港訴訟」(最二小判平成元年 2 月 17 日民集 43 卷 2 号 56 頁)では、定期航空運送事業免許の取消訴訟の原告適格が争点となったところ、飛行場周辺住民には、航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けるとしても、原告適格は認められないとされた。

2 いわゆる「大阪空港訴訟」(最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁)では、空港の供用の差止めが争点となったところ、人格権または環境権に基づく民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用についての差止めを求める訴えは適法であるとされた。

3 いわゆる「厚木基地航空機運航差止訴訟」(最一小判平成 28 年 12 月 8 日民集 70 卷 8 号 1833 頁)では、周辺住民が自衛隊機の夜間の運航等の差止めを求める訴訟を提起できるかが争点となったところ、当該訴訟は法定の抗告訴訟としての差止訴訟として適法であるとされた。

4 いわゆる「成田新法訴訟」(最大判平成 4 年 7 月 1 日民集 46 卷 5 号 437 頁)では、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(当時)の合憲性が争点となったところ、憲法 31 条の法定手続の保障は刑事手続のみでなく行政手続にも及ぶことから、適正手続の保障を欠く同法の規定は憲法 31 条に違反するとされた。

5 いわゆる「成田新幹線訴訟」(最二小判昭和 53 年 12 月 8 日民集 32 卷 9 号 1617 頁)では、成田空港と東京駅を結ぶ新幹線の建設について、運輸大臣の工事実施計画認可の取消訴訟の原告適格が争点となったところ、建設予定地付近に居住する住民に原告適格が認められるとされた。

正答: 3

訂正内容: 肢 1~5 の具体的記述を原文通りに復元

【正】公式原文による正しい問題文

問題 26 地方公共団体に対する法律の適用に関する次の説明のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政手続法は、地方公共団体の機関がする処分に関して、その根拠が条例に置かれているものについても行政手続法が適用されると定めている。
- 2 行政不服審査法は、地方公共団体には、それぞれ常設の不服審査機関（行政不服審査会等）を置かなければならないと定めている。
- 3 公文書管理法\* 1 は、地方公共団体が保有する公文書の管理および公開等に関して、各地方公共団体は条例を定めなければならないとしている。
- 4 行政代執行法は、条例により直接に命ぜられた行為についての履行の確保に関しては、各地方公共団体が条例により定めなければならないとしている。
- 5 行政機関情報公開法\* 2 は、地方公共団体は、同法の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないと定めている。

(注) \* 1 公文書等の管理に関する法律                      \* 2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

正答: 5

【正】公式原文による正しい問題文

問題 8 公法上の権利の一身専属性に関する次の文章の空欄 A~C に当てはまる文章の組合せとして、妥当なものはどれか。最高裁判所昭和 42 年 5 月 24 日判決（いわゆる朝日訴訟判決）においては、生活保護を受給する地位は、一身専属のものであって相続の対象とはなりえず、その結果、原告の死亡と同時に当該訴訟は終了して、同人の相続人らが当該訴訟を承継し得る余地はないとされた。そして、この判決は、その前提として、A. その後も公法上の権利の一身専属性が問題となる事例が散見されたが、労働者等のじん肺に係る労災保険給付を請求する権利については最高裁判所平成 29 年 4 月 6 日判決が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権については最高裁判所平成 29 年 12 月 18 日判決が、それぞれ判断をしており、B. なお、この健康管理手当の受給権の一身専属性について、最高裁判所平成 29 年 12 月 18 日判決では、受給権の性質が C. 空欄 A

生活保護法の規定に基づき、要保護者等が国から生活保護を受けるのは、法的利益であって、保護受給権とも称すべきものであるとしている イ 生活保護法の規定に基づき、要保護者等が国から生活保護を受けるのは、国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益であるとしている 空欄 B ウ 両判決

ともに、権利の一身専属性を認めて、相続人による訴訟承継を認めなかった エ 両判決ともに、権利の一身専属性を認めず、相続人による訴訟承継を認めた 空欄 C オ 社会保障的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになるとの考え方が示されている カ 国家補償的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになるとの考え方が示されている A

B C 1 ア ウ オ 2 ア エ カ 3 イ ウ オ 4 イ ウ  
カ 5 イ エ カ

正答: 2

正答: 2

24

p.100

R4 問 9

B: 要約化

【正】公式原文による正しい問題文

問題 9 行政契約に関する次のア～オの記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとの組合せはどれか。ア 行政手続法は、行政契約につき定義規定を置いており、国は、それに該当する行政契約の締結及び履行にあたっては、行政契約に関して同法の定める手続に従わなければならない。イ 地方公共団体が必要な物品を売買契約により調達する場合、当該契約は民法上の契約であり、専ら民法が適用されるため、地方自治法には契約の締結に関して特別な手続は規定されていない。ウ 水道事業者たる地方公共団体は、給水契約の申込みが、適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、水道法の定める「正当の理由」があるものとして、給水契約を拒むことができる。エ 公害防止協定など、地方公共団体が締結する規制行政にかかる契約は、法律に根拠のない権利制限として法律による行政の原理に抵触するため、法的拘束力を有しない。オ 法令上、随意契約によることができない契約を地方公共団体が随意契約で行った場合であっても、当該契約の効力を無効としなければ法令の規定の趣旨を没却する結果となる特別の事情が存在しない限り、当該契約は私法上有効なものとする。1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 ウ・オ 5 エ・オ

正答: 4

正答: 4

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 10 行政調査に関する次の記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。1 警察官職務執行法には、警察官は、職務質問に付随して所持品検査を行うことができると規定されており、この場合には、挙動が異常であることに加えて、所持品を確認する緊急の必要性を要するとされている。2 交通の取締を目的として、警察官が自動車の検問を行う場合には、任意の手段により、走行の外観上不審な車両に限ってこれを停止させることができる。3 行政手続法においては、行政調査を行う場合、調査の適正な遂行に支障を及ぼすと認められない限り、調査の日時、場所、目的等の項目を事前に通知しなければならないとされている。4 国税通則法には、同法による質問検査権が犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと定められていることから、当該調査において取得した資料をその後に犯則事件の証拠として利用することは認められない。5 行政調査の実効性を確保するため、調査に応じなかった者に刑罰を科す場合、調査自体の根拠規定とは別に、刑罰を科すことにつき法律に明文の根拠規定を要する。

正答: 5

正答: 5

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 11 申請に対する処分について定める行政手続法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたときは、行政手続法所定の方法により公にしておかななければならない。2 行政庁は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請について、それを理由として申請を拒否することはできず、申請者に対し速やかにその補正を求めなければならない。3 行政庁は、申請により求められた許認可等の処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すよう努めなければならない。4 行政庁は、定められた標準処理期間を経過してもなお申請に対し諾否の応答ができないときは、申請者に対し、当該申請に係る審査の進行状況および処分の時期の見込みを書面で通知しなければならない。5 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利益を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、当該申請者以外の者および申請者本人の意見を聴く機会を設けなければならない。

正答: 1

正答: 1

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 12 行政手続法（以下、本問において「法」という。）が定める不利益処分の手続に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 申請拒否処分は、申請により求められた許認可等を拒否するものとして、法の定義上、不利益処分に該当するので、それを行うにあたっては、申請者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。2 行政庁は、不利益処分がされないことにより権利を害されるおそれがある第三者がいると認めるときは、必要に応じ、その意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。3 弁明の機会の付与は、処分を行うため意見陳述を要する場合で、聴聞によるべきものとして法が列挙している場合のいずれにも該当しないときに行われ、弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明書の提出により行われる。4 法が定める「聴聞」の節の規定に基づく処分またはその不作為に不服がある場合は、それについて行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。5 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰するが、聴聞を主宰することができない者について、法はその定めを政令に委任している。

正答: 3

正答: 3

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 13 行政手続法（以下、本問において「法」という。）が定める届出に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 届出は、法の定めによれば、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為」であるが、「申請に該当するものを除く」という限定が付されている。2 届出は、法の定めによれば、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為」であるが、「事前になされるものに限る」という限定が付されている。3 届出は、法の定めによれば、「法令により直接に当該通知が義務付けられているもの」であるが、「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを除く」という限定が付されている。4 法令に定められた届出書の記載事項に不備があるか否かにかかわらず、届出が法令によりその提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされる。5 届出書に法令上必要とされる書類が添付されていない場合、事後に補正が求められることにはなるものの、当該届出が法令によりその提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務自体は履行されたものとされる。

正答: 1

正答: 1

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 14 行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に審査請求をすることができる場合には、行政不服審査法の定める例外を除き、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。2 行政不服審査法に基づく審査請求を審理した審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。3 法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料する者は、行政不服審査法に基づく審査請求によって、当該処分をすることを求めることができる。4 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が違法なものであると料するときは、行政不服審査法に基づく審査請求によって、当該行政指導の中止を求めることができる。5 地方公共団体の機関がする処分であってその根拠となる規定が条例に置かれているものにも行政不服審査法が適用されるため、そのような処分についての審査請求がされた行政庁は、原則として総務省に置かれた行政不服審査会に諮問をしなければならない。

正答: 2

正答: 2

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 15 審理員に関する行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 審理員は、審査請求がされた行政庁が、審査請求の対象とされた処分の処分庁または不作為庁に所属する職員から指名する。2 審理員は、職権により、物件の所持人に対し物件の提出を求めた上で、提出された当該物件を留め置くことができる。3 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがなければ、必要な場所についての検証をすることはできない。4 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがなければ、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することはできない。5 審理員は、数個の審査請求に係る審理手続を併合することはできるが、ひとたび併合された審査請求に係る審理手続を分離することはできない。

正答: 2

正答: 2

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 16 行政不服審査法が定める教示に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。1 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合においては、それを書面であるか、口頭であるかにかかわらず、当該処分につき不服申立てをすることができる旨その他所定の事項を書面で教示をしなければならない。2 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合において、処分の相手方に対し、当該処分の執行停止の申立てをすることができる旨を教示する必要はない。3 処分庁は、利害関係人から、当該処分が審査請求をすることができる処分であるかどうかにつき書面による教示を求められたときは、書面で教示をしなければならない。4 処分をなすに際し、処分庁が行政不服審査法において必要とされる教示をしなかった場合、当該処分に不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。5 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をなす場合には、裁決書に、再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁および再審査請求期間を記載してこれらを教示しなければならない。

正答: 1

正答: 1

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 17 行政事件訴訟法の定めに関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である抗告訴訟として適法に提起できる訴訟は、行政事件訴訟法に列挙されているものに限られる。2 不作為の違法確認の訴えに対し、請求を認容する判決が確定した場合、当該訴えに係る申請を審査する行政庁は、当該申請により求められた処分をしなければならない。3 不作為の違法確認の訴えは、処分または裁決についての申請をした者に限り提起することができるが、この申請が法令に基づくものであることは求められていない。4 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない行為については、民事保全法に規定する仮処分をする余地がある。5 当事者訴訟については、具体的な出訴期間が行政事件訴訟法において定められているが、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、これを提起することができる。

正答: 4

正答: 4

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 18 抗告訴訟の対象に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。1 都市計画法に基づいて、公共施設の管理者である行政機関等が行う開発行為への同意は、これが不同意であった場合には、開発行為を行おうとする者は後続の開発許可申請を行うことができなくなるため、開発を行おうとする者の権利ないし法的地位に影響を及ぼすものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。2 都市計画区域内において用途地域を指定する決定は、地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課すものではあるが、その効果は、新たにそのような制約を課する法令が制定された場合と同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なものにすぎず、当該地域内の個人の具体的な権利を侵害するものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。3 市町村の施行に係る土地区画整理事業計画の決定により、事業施行地区内の宅地所有者等は、所有権等に対する規制を伴う土地区画整理事業の手続に従って換地処分を受けるべき地位に立たされるため、当該計画の決定は、その法的地位に直接的な影響を及ぼし、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。4 地方公共団体が営む水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例の制定行為は、同条例が上記水道料金を一般的に改定するものであって、限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、同条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。5 特定の保育所の廃止のみを内容とする条例は、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を生じさせ、当該保育所に現に入所中の児童およびその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができ、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。

正答: 1

正答: 1

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 19 行政事件訴訟法が定める処分無効確認訴訟（以下「無効確認訴訟」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。1 無効確認訴訟は、処分が無効であることを主張して提起する訴訟であるから、当該処分に無効原因となる瑕疵が存在しない場合、当該訴えは不適法なものとして却下される。2 無効確認訴訟には、取消訴訟の原告適格を定める規定が準用されておらず、原告適格に関する制約はない。3 無効確認訴訟は、処分の取消訴訟につき審査請求の前置が要件とされている場合においても、審査請求に対する裁決を経ずにこれを提起することができる。4 無効確認訴訟においては、

訴訟の対象となる処分は当初から無効であるのが前提であるから、当該処分の執行停止を申し立てることはできない。5 無効確認訴訟は、処分が無効であることを前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合にも、提起することができる。

正答: 3

正答: 3

35

p.104

R4 問 20

B: 要約化

【正】公式原文による正しい問題文

問題 20 国家賠償法 1 条 1 項に基づく国家賠償責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。1 検察官が公訴を提起したものの、裁判で無罪が確定した場合、当該公訴提起は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。2 指定確認検査機関による建築確認事務は、当該確認に係る建築物について確認権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体の事務であり、当該地方公共団体が、当該事務について国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負う。3 公立学校における教職員の教育活動は、私立学校の教育活動と変わるところはないため、原則として、国家賠償法 1 条 1 項にいう「公権力の行使」に当たらない。4 税務署長のする所得税の更正が所得金額を過大に認定していた場合、当該更正は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。5 警察官が交通法規に違反して逃走する車両をパトカーで追跡する職務執行中に、逃走車両の走行によって第三者が負傷した場合、当該追跡行為は、当該第三者との関係において、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。

正答: 2

正答: 2

36

p.104

R4 問 21

B: 要約化

【正】公式原文による正しい問題文

問題 21 国家賠償法 2 条 1 項に基づく国家賠償責任に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。ア 営造物の設置または管理の瑕疵には、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解されるが、具体的に道路の設置または管理につきそのような瑕疵があったと判断するにあたっては、当該第三者の被害について、道路管理者において回避可能性があったことが積極的要件とされる。イ 営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし公益侵

害となり、当該営造物の設置・管理者が賠償義務を負うかどうかを判断するにあたっては、侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の事情も含めた諸要素の総合的な考察によりこれを決すべきである。ウ 道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素とほぼ共通するが、双方の場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。エ 営造物の設置または管理の瑕疵には、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解すべきであるが、国営空港の設置管理は、営造物管理権のみならず、航空行政権の行使としても行われるものであるから、事理の当然として、この法理は、国営空港の設置管理の瑕疵には適用されない。1 ア・ウ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ  
正答: 3

正答: 3

37

p.105

R4 問 22

B: 要約化

【正】公式原文による正しい問題文

問題 22 A 市議会においては、屋外での受動喫煙を防ぐために、繁華街での路上喫煙を禁止し、違反者に罰金もしくは過料のいずれかを科することを定める条例を制定しようとしている。この場合に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 この条例に基づく過料は、行政上の秩序罰に当たるものであり、非訟事件手続法に基づき裁判所が科する。2 条例の効力は属人的なものであるため、A 市の住民以外の者については、この条例に基づき処罰することはできない。3 この条例で過料を定める場合については、その上限が地方自治法によって制限されている。4 地方自治法の定める上限の範囲内であれば、この条例によらず、A 市長の定める規則で罰金を定めることもできる。5 この条例において罰金を定める場合には、A 市長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

正答: 3

正答: 3

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 23 住民監査請求および住民訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 住民訴訟は、普通地方公共団体の住民にのみ出訴が認められた客観訴訟であるが、訴訟提起の時点で当該地方公共団体の住民であれば足り、その後他に転出しても当該訴訟が不適法となることはない。2 普通地方公共団体における違法な財務会計行為について住民訴訟を提起しようとする者は、当該財務会計行為が行われた時点において当該地方公共団体の住民であったことが必要となる。3 普通地方公共団体における違法な財務会計行為について住民訴訟を提起しようとする者は、当該財務会計行為について、その者以外の住民が既に提起した住民監査請求の監査結果が出ている場合は、自ら別個に住民監査請求を行う必要はない。4 普通地方公共団体において違法な財務会計行為があると認めるときは、当該財務会計行為と法律上の利害関係のある者は、当該地方公共団体の住民でなくとも住民監査請求をすることができる。5 違法に公金の賦課や徴収を怠る事実に関し、住民が住民監査請求をした場合において、それに対する監査委員の監査の結果または勧告に不服があるとき、当該住民は、地方自治法に定められた出訴期間内に住民訴訟を提起することができる。

正答: 5

正答: 5

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 24 都道府県の事務にかかる地方自治法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部について、条例の定めるところにより、市町村が処理するものとすることができるとされている。2 都道府県の事務の根拠となる法律が、当該事務について都道府県の自治事務とする旨を定めているときに限り、当該事務は自治事務となるとされている。3 都道府県知事がする処分のうち、法定受託事務にかかるものについての審査請求は、すべて総務大臣に対してするものとするとしている。4 都道府県は、その法定受託事務の処理に対しては、法令の規定によらずに、国の関与を受けることがあるとされている。5 都道府県は、その自治事務について、独自の条例によって、法律が定める処分の基準に上乗せした基準を定めることができるとされている。

正答: 1

正答: 1

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の本文（法の一般原則に関わる最高裁判所の判決に関する記述）および肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 4 の要旨のみを短文で記載

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1~5（全体差替え）】正: 法の一般原則に関わる最高裁判所の判決に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 地方公共団体が、将来にわたって継続すべき一定内容の施策を決定した場合、その後社会情勢が変動したとしても、当該施策を変更することは住民や関係者の信頼保護の観点から許されないから、当該施策の変更は、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして、それにより損害を被る者との関係においては、違法となる。
- 2 租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原則である信義則の法理の適用がなされることはなく、租税法規の適用における納税者の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が生ずる場合であっても、課税処分が信義則の法理に反するものとして違法となることはない。
- 3 法の一般原則として権利濫用の禁止が行政上の法律関係において例外的に適用されることがあるとしても、その適用は慎重であるべきであるから、町からの申請に基づき知事がなした児童遊園設置認可処分が行政権の著しい濫用によるものであっても、それが、地域環境を守るという公益上の要請から生じたものである場合には、当該処分が違法とされることはない。
- 4 地方自治法により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利につきその時効消滅については援用を要しないとされているのは、当該権利の性質上、法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが地方公共団体の事務処理上の便宜および住民の平等的取扱の理念に資するものであり、当該権利について時効援用の制度を適用する必要がないと判断されたことによるものと解されるから、普通地方公共団体に対する債権に関する消滅時効の主張が信義則に反し許されないとされる場合は、極めて限定されるものというべきである。
- 5 国家公務員の雇働関係は、私人間の関係とは異なる特別の法律関係において結ばれるものであり、国には、公務の管理にあたって公務員の生命および健康等を危険から保護するよう配慮する義務が認められるとしても、それは一般的かつ抽象的なものにとどまるものであって、国家公務員の公務上の死亡について、国は、法律に規定された補償等の支給を行うことで足り、それ以上に、上記の配慮義務違反に基づく損害賠償義務を負うことはない。

正答: 4

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 25 次に掲げる国家行政組織法の条文の空欄ア～オに当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。第 1 条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関でア及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。第 3 条第 1 項 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。同第 2 項 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、イ及び庁とし、その設置及び廃止は、別にウの定めるところによる。同第 3 項 省は、内閣の統轄の下に第 5 条第 1 項の規定により各省大臣のエする行政事務及び同条第 2 項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、イ及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。第 5 条第 1 項 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務をエする。同第 2 項 各省大臣は、前項の規定により行政事務をエするほか、それぞれ、そのエする行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。同第 3 項 各省大臣は、國務大臣のうちから、オが命ずる。（以下略）

ア	イ	ウ	エ	オ 1	自衛隊	委員会
内閣府令	分担管理	内閣 2	防衛省	独立行政法人	政令	所
天皇 3	内閣府	内部部局	政令	所掌	内閣 4	自衛隊
内部部局	法律	統轄	天皇 5	内閣府	委員会	法
分担管理	内閣総理大臣					

正答: 5

正答: 5

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 26 国籍と住民としての地位に関する次の記述のうち、法令に照らし、妥当なものはどれか。1 事務監査請求をする権利は、日本国籍を有しない住民にも認められている。2 住民監査請求をする権利は、日本国籍を有する住民にのみ認められている。3 公の施設の利用関係については、日本国籍を有しない住民についても、不当な差別的な取り扱いをしてはならない。4 日本国籍を有しない住民のうち、一定の期間、同一地方公共団体の区域内に居住したものは、当該地方公共団体の長や議会の議員の選挙権を有する。5 日本国籍を有しない住民は、住民基本台帳法に基づく住民登録をすることができない。

正答: 3

正答: 3

43

p.107

R3 問 9

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～オおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～オ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～オ・組合せ選択肢（全体差替え）】正: 行政裁量に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 教科書検定の審査、判断は、申請図書について、内容が学問的に正確であるか、中立・公正であるか、教科の目標等を達成する上で適切であるか、児童、生徒の心身の発達段階に適切しているか、などの観点から行われる学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣（当時）の合理的な裁量に委ねられる。

イ 国家公務員に対する懲戒処分において、処分要件にかかる処分対象者の行為に関する事実は、平素から庁内の事情に通暁し、配下職員の指揮監督の衝にあたる者が最もよく把握しうるところであるから、懲戒処分の司法審査にあたり、裁判所は懲戒権者が当該処分に当たって行った事実認定に拘束される。

ウ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定は、水俣病の罹患の有無という現在または過去の確定した客観的事実を確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではない。

エ 生活保護法に基づく保護基準が前提とする「最低限度の生活」は、専門的、技術的な見地から客観的に定まるものであるから、保護基準中の老齢加算に係る部分を改定するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齢であることに起因する特別な需要が存在するといえるか否かを判断するに当たって、厚生労働大臣に政策的な見地からの裁量権は認められない。

オ 学校施設の目的外使用を許可するか否かについては、原則として、管理者の裁量に委ねられており、学校教育上支障があれば使用を許可することができないことは明らかであるが、集会の開催を目的とする使用申請で、そのような支障がないものについては、集会の自由の保障の趣旨に鑑み、これを許可しなければならない。

1 ア・ウ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 エ・オ

正答: 1

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 2 の要旨のみを記載

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1~5 (全体差替え)】正: 行政立法についての最高裁判所の判決に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 国家公務員の退職共済年金受給に伴う退職一時金の利子相当額の返還について定める国家公務員共済組合法の規定において、その利子の利率を政令で定めるよう委任をしていることは、直接に国民の権利義務に変更を生じさせる利子の利率の決定という、本来法律で定めるべき事項を政令に委任するものであり、当該委任は憲法 41 条に反し許されない。
- 2 監獄法 (当時) の委任を受けて定められた同法施行規則 (省令) において、原則として被拘留者と幼年者との接見を許さないと定めていることは、事物を弁別する能力のない幼年者の心情を害することがないようにという配慮の下に設けられたものであるとしても、法律によらないで被拘留者の接見の自由を著しく制限するものであって、法の委任の範囲を超えるものといえ、当該施行規則の規定は無効である。
- 3 薬事法 (当時) の委任を受けて、同法施行規則 (省令) において一部の医薬品について郵便等販売をしてはならないと定めることについて、当該施行規則の規定が法律の委任の範囲を逸脱したものではないというためには、もっぱら法律中の根拠規定それ自体から、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が明確に読み取れることを要するものというべきであり、その判断において立法過程における議論を考慮したり、根拠規定以外の諸規定を参照して判断をすることは許されない。
- 4 児童扶養手当法の委任を受けて定められた同法施行令 (政令) の規定において、支給対象となる婚姻外懐胎児童について「(父から認知された児童を除く。)」という括弧書きが設けられていることについては、憲法に違反するものでもなく、父の不存在を指標として児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲を画することはそれなりに合理的なものともいえるから、それを設けたことは、政令制定者の裁量の範囲内に属するものであり、違憲、違法ではない。
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法が、銃砲刀剣類の所持を原則として禁止した上で、美術品として価値のある刀剣類の所持を認めるための登録の方法や鑑定基準等を定めることを銃砲刀剣類登録規則 (省令) に委任している場合に、当該登録規則において登録の対象を日本刀に限定したことについては、法律によらないで美術品の所有の自由を著しく制限するものであって、法の委任の範囲を超えるものといえ、当該登録規則の規定は無効である。

正答: 2

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 1 の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1~5 (全体差替え)】正: 行政手続法が定める意見公募手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案およびこれに関連する資料をあらかじめ公示して、広く一般の意見を求めなければならない。
- 2 命令等制定機関は、定めようとする命令等が、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等であったとしても、自らが意見公募手続を実施しなければならない。
- 3 命令等制定機関は、命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするときでも、意見公募手続を実施しなければならない。
- 4 命令等制定機関は、意見公募手続の実施後に命令等を定めるときには所定の事項を公示する必要があるが、意見公募手続の実施後に命令等を定めないこととした場合には、その旨につき特段の公示を行う必要はない。
- 5 命令等制定機関は、所定の事由に該当することを理由として意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、命令等の題名及び趣旨について公示しなければならないが、意見公募手続を実施しなかった理由については公示する必要はない。

正答: 1

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 3 の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1~5 (全体差替え)】正: 理由の提示に関する次の記述のうち、行政手続法の規定または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 行政庁は、申請により求められた許認可等の処分をする場合、当該申請をした者以外の当該処分につき利害関係を有するものと認められる者から請求があったときは、当該処分の理由を示さなければならない。
- 2 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合でも、当該申請が法令に定められた形式上の要件に適合しないことを理由とするときは、申請者に対して当該処分の理由を示す必要はない。
- 3 行政庁は、理由を示さないで不利益処分をすべき差し迫った必要がある場合であれば、処分と同時にその理由を示す必要はなく、それが困難である場合を除き、当該処分後の相当の期間内にこれを示せば足りる。
- 4 公文書の非開示決定に付記すべき理由については、当該公文書の内容を秘匿する必要があるため、非開示の根拠規定を示すだけで足りる。
- 5 旅券法に基づく一般旅券の発給拒否通知書に付記すべき理由については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否されたかに関し、その申請者が事前に了知しうる事情の下であれば、単に発給拒否の根拠規定を示すだけで足りる。

正答: 3

## 47 | p.108 | R3 問 13 | A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～エおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

### 【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～エ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～エ・組合せ選択肢（全体差替え）】正: 行政指導についての行政手続法の規定に関する次のア～エの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないとされているが、その定めが適用されるのは当該行政指導の根拠規定が法律に置かれているものに限られる。

イ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、行政手続法が定める事項を示さなければならないが、当該行政指導が口頭でされた場合において、これら各事項を記載した書面の交付をその相手方から求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

ウ 行政指導をすることを求める申出が、当該行政指導をする権限を有する行政機関に対して適法になされたものであったとしても、当該行政機関は、当該申出に対して諾否の応答をすべきものとされているわけではない。

エ 地方公共団体の機関がする行政指導については、その根拠となる規定が法律に置かれているものであれば、行政指導について定める行政手続法の規定は適用される。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 3

48 p.109 | R3 問 14 | A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 3 の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1~5(全体差替え)】正: 行政不服審査法が定める執行停止に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、本案について理由がないとみえるときでも、審査庁は、執行停止をしなければならない。
- 2 審査庁は、いったんその必要性を認めて執行停止をした以上、その後の事情の変更を理由として、当該執行停止を取り消すことはできない。
- 3 審理員は執行停止をすべき旨の意見書を審査庁に提出することができ、提出を受けた当該審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。
- 4 再調査の請求は、処分庁自身が簡易な手続で事実関係の調査をする手続であるから、再調査の請求において、請求人は執行停止を申し立てることはできない。
- 5 審査庁が処分庁または処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合には、審査庁は、審査請求人の申立てにより執行停止を行うことはできない。

正答: 3

49 p.109 | R3 問 15 | A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および肢 1~5 の全選択肢本文を復元要

### 【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 1 の要旨のみ

### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1～5(全体差替え)】正: 再調査の請求について定める行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合に審査請求を行ったときは、法律に再調査の請求ができる旨の規定がある場合でも、審査請求人は、当該処分について再調査の請求を行うことができない。
- 2 行政庁の処分につき処分庁に対して再調査の請求を行ったときでも、法律に審査請求ができる旨の規定がある場合には、再調査の請求人は、当該再調査の請求と並行して、審査請求もすることができる。
- 3 法令に基づく処分についての申請に対して、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が何らの処分をもしない場合、申請者は当該不作為につき再調査の請求を行うことができる。
- 4 再調査の請求については、審理員による審理または行政不服審査会等への諮問は必要ないが、処分庁は決定を行った後に、行政不服審査会等への報告を行う必要がある。
- 5 再調査の請求においては、請求人または参加人が口頭で意見を述べる機会を与えられるのは、処分庁がこれを必要と認めた場合に限られる。

正答: 1

50

p.109

R3 問 16

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～オおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

### 【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～オ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～オ・組合せ選択肢(全体差替え)】正: 行政不服審査法が定める審査請求に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア 処分の取消しを求める審査請求は、所定の審査請求期間を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができないが、審査請求期間を経過した後についても処分の無効の確認を求める審査請求ができる旨が規定されている。

イ 審査請求は、他の法律または条例にこれを口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならない。

ウ 処分についての審査請求に理由があり、当該処分を変更する裁決をすることができる場合であっても、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

エ 審査請求に対する裁決の裁決書に記載する主文が、審理員意見書または行政不服審査会等の答申書と異なる内容である場合であっても、異なることとなった理由を示すことまでは求められていない。

オ 処分の効力、処分の執行または手続の続行の全部または一部の停止その他の措置をとるよう求める申立ては、当該処分についての審査請求をした者でなければすることができない。

1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・オ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

正答: 2

51 p.110 | R3 問 17 | A: 問題文欠落

訂正内容: 条文引用および選択肢 1~5 を復元要

【誤】書籍の現状

行政事件訴訟法の条文本文 (25 条 2 項・36 条・37 条の 2 第 1 項) および選択肢 1~5 全てが欠落。LaTeX は各空欄の正答語のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・条文引用・肢 1~5(全体差替え)】正: 次に掲げる行政事件訴訟法の条文の空欄ア~オに当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

第 25 条第 2 項 処分の取消しの訴えの提起があった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる [ア] を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止・・・(略)・・・をすることができる。(以下略)

第 36 条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により [イ] を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする [ウ] に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる。

第 37 条の 2 第 1 項 第 3 条第 6 項第 1 号に掲げる場合〔直接型ないし非申請型義務付け訴訟〕において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより [エ] を生ずるおそれがあり、かつ、その [オ] を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

ア	イ	ウ	エ	オ	1	重大な損害
重大な損害	私法上の法律関係	損害	拡大	2	償うことのできない損害	重大な損害
害	現在の法律関係	重大な損害	損害	3	重大な損害	損害
現在の法律関係	重大な損害	損害	4	償うことのできない損害	損害	私法上の法律関係
損害	拡大	5	重大な損害	償うことのできない損害	公法上の法律関係	重大な損害

正答: 3

52

p.110

R3 問 18

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および肢 1～5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 4 の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1～5(全体差替え)】正: 行政事件訴訟法が定める処分取消訴訟に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 処分をした行政庁が国または公共団体に所属する場合における処分取消訴訟は、当該処分をした行政庁を被告として提起しなければならない。
- 2 処分取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所または処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
- 3 処分をした行政庁が国または公共団体に所属しない場合における処分取消訴訟は、法務大臣を被告として提起しなければならない。
- 4 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、決定をもって、当該第三者を訴訟に参加させることができるが、この決定は、当該第三者の申立てがない場合であっても、職権で行うことができる。
- 5 処分取消訴訟は、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においては、特段の定めがない限り、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければこれを提起することができない。

正答: 4

53

p.110

R3 問 19

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および肢 1～5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 4 の要旨のみ (新潟空港訴訟)

## 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1～5(全体差替え)】正: 取消訴訟の原告適格に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 地方鉄道法(当時)による鉄道料金の認可に基づく鉄道料金の改定は、当該鉄道の利用者に直接の影響を及ぼすものであるから、路線の周辺に居住し、特別急行を利用している者には、地方鉄道業者の特別急行料金の改定についての認可処分の取消しを求める原告適格が認められる。
- 2 文化財保護法は、文化財の研究者が史跡の保存・活用から受ける利益について、同法の目的とする一般的、抽象的の公益のなかに吸収・解消させずに、特に文化財の学術研究者の学問研究上の利益の保護について特段の配慮をしている規定を置いているため、史跡を研究の対象とする学術研究者には、史跡の指定解除処分の取消しを求める原告適格が認められる。
- 3 不当景品類及び不当表示防止法は、公益保護を目的とし、個々の消費者の利益の保護を同時に目的とするものであるから、消費者が誤認をする可能性のある商品表示の認定によって不利益を受ける消費者には、当該商品表示の認定の取消しを求める原告適格が認められる。
- 4 航空機の騒音の防止は、航空機騒音防止法\*の目的であるとともに、航空法の目的でもあるところ、定期航空運送事業免許の審査にあたっては、申請事業計画を騒音障害の有無および程度の点からも評価する必要があるから、航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受ける空港周辺の住民には、免許の取消しを求める原告適格が認められる。
- 5 都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定は、事業地の周辺に居住する住民の具体的利益を保護するものではないため、これらの住民であって騒音、振動等による健康または生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのあるものであっても、都市計画事業認可の取消しを求める原告適格は認められない。

(注) \* 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

正答: 4

54

p.111

R3 問 20

A: 問題文欠落

訂正内容: 判決文引用および選択肢 1～5 を復元要

### 【誤】書籍の現状

判決文の空欄ア～オを埋める問題。公式の判決文本文および選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

## 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・判決文引用・肢 1～5(全体差替え)】正: 次の文章は、消防署の職員が出火の残り火の点検を怠ったことに起因して再出火した場合において、それにより損害を被ったと主張する者から提起された国家賠償請求訴訟にかかる最高裁判所の判決の一節である。空欄ア～オに当てはまる語句の組合せとし

て、妥当なものはどれか。

失火責任法は、失火者の責任条件について民法 709 条 [ ア ] を規定したものであるから、国家賠償法 4 条の「民法」に [ イ ] と解するのが相当である。また、失火責任法の趣旨にかんがみても、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任についてのみ同法の適用を [ ウ ] 合理的理由も存しない。したがって、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法 4 条により失火責任法が [ エ ] され、当該公務員に重大な過失のあることを [ オ ] ものといわなければならない。

(最二小判昭和 53 年 7 月 17 日民集 32 卷 5 号 1000 頁)

ア		イ		ウ		エ		オ 1	の特則		含ま
れる		排除すべき		適用		必要とする 2		が適用されないこと		含まれない	認める
べき	排除		必要としない 3		が適用されないこと		含まれない		排除すべき		適用
必要としない 4		が適用されないこと		含まれる		認めるべき		排除		必要とする 5	の
特則		含まれない		排除すべき		適用		必要としない			

正答: 1

55

p.111

R3 問 21

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～エおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

#### 【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～エ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

#### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～エ・組合せ選択肢 (全体差替え)】正: 規制権限の不行使 (不作為) を理由とする国家賠償請求に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 石綿製品の製造等を行う工場または作業場の労働者が石綿の粉じんにはく露したことにつき、一定の時点以降、労働大臣 (当時) が労働基準法に基づく省令制定権限を行使して罰則をもって上記の工場等に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことは、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である。

イ 鉱山労働者が石炭等の粉じんを吸い込んでじん肺による健康被害を受けたことにつき、一定の時点以降、通商産業大臣 (当時) が鉱山保安法に基づき粉じん発生防止策の権限を行使しなかったことは、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である。

ウ 宅地建物取引業法に基づき免許を更新された業者が不正行為により個々の取引関係者に対して被害を負わせたことにつき、免許権者である知事が事前に更新を拒否しなかったことは、当該被害者との関係において国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である。

エ いわゆる水俣病による健康被害につき、一定の時点以降、健康被害の拡大防止のために、水質規制に関する当時の法律に基づき指定水域の指定等の規制権限を国が行使しなかったことは、国家賠償法 1

条1項の適用上違法とはならない。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 1

**56** | p.112 | **R3 問 22** | **A: 問題文欠落**

訂正内容: 問題文、肢ア～エおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

**【誤】書籍の現状**

公式の問題本文および肢ア～エ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

**【正】公式原文による正しい問題文**

**【問題文・肢ア～エ・組合せ選択肢 (全体差替え)】** 正: 地方自治法が定める公の施設に関する次のア～エの記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置に関する事項を、条例で定めなければならない。

イ 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、審査請求制度の客観性を確保する観点から、総務大臣に対してするものとされている。

ウ 普通地方公共団体が公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止したり、特定の者に長期の独占的な使用を認めようとしたりするときは、議会の議決に加えて総務大臣の承認が必要となる。

エ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないが、この原則は、住民に準ずる地位にある者にも適用される。

1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 2

**57** | p.112 | **R3 問 23** | **A: 問題文欠落**

訂正内容: 問題文および肢 1～5 の全選択肢本文を復元要

**【誤】書籍の現状**

公式の問題本文および肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 5 の要旨のみ

### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1～5(全体差替え)】正: 普通地方公共団体に適用される法令等に関する次の記述のうち、憲法および地方自治法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 国会は、当該普通地方公共団体の議会の同意を得なければ、特定の地方公共団体にのみ適用される法律を制定することはできない。
- 2 普通地方公共団体は、法定受託事務についても条例を制定することができるが、条例に違反した者に対する刑罰を規定するには、個別の法律による委任を必要とする。
- 3 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができ、条例による委任のある場合には、規則で刑罰を規定することもできる。
- 4 条例の制定は、普通地方公共団体の議会の権限であるから、条例案を議会に提出できるのは議会の議員のみであり、長による提出は認められていない。
- 5 普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、法定数の連署をもって、当該普通地方公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求をすることができるが、地方税の賦課徴収等に関する事項はその対象から除外されている。

正答: 5

58

p.112

R3 問 24

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～オおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

### 【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～オ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

### 【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～オ・組合せ選択肢 (全体差替え)】正: 地方自治法が定める普通地方公共団体の長と議会の関係に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 普通地方公共団体の議会による長の不信任の議決に対して、長が議会を解散した場合において、解散後に招集された議会において再び不信任が議決された場合、長は再度議会を解散することができる。
- イ 普通地方公共団体の議会の議決が法令に違反していると認めた場合、長は裁量により、当該議決を再議に付すことができる。
- ウ 普通地方公共団体の議会の議長が、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を請求した場合において、長が法定の期間内に臨時会を招集しないときは、議長がこれを招集することができる。
- エ 普通地方公共団体の議会が成立し、開会している以上、議会において議決すべき事件が議決されないことを理由に、長が当該事件について処分（専決処分）を行うことはできない。
- オ 地方自治法には、普通地方公共団体の議会が長の決定によらずに、自ら解散することを可能とする規定はないが、それを認める特例法が存在する。

1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・エ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

正答: 5

59

p.112

R3 問 25

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および肢 1～5 の全選択肢本文を復元要

【誤】書籍の現状

墓地埋葬法通達事件の問題本文および肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答肢 3 の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢 1～5(全体差替え)】正: 墓地埋葬法\* 13 条は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。」と定めているところ、同条の「正当の理由」について、厚生省(当時)の担当者が、従来の通達を変更し、依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由として埋葬を拒否することは「正当の理由」によるものとは認められないという通達(以下「本件通達」という。)を発した。本件通達は、当時の制度の下で、主務大臣がその権限に基づき所掌事務について、知事をも含めた関係行政機関に対し、その職務権限の行使を指揮したものであるが、この通達の取消しを求める訴えに関する最高裁判所判決(最三小判昭和 43 年 12 月 24 日民集 22 卷 13 号 3147 頁)の内容として、妥当なものはどれか。

1 通達は、原則として、法規の性質をもつものであり、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであって、本件通達もこれに該当する。

2 通達は、関係下級機関および職員に対する行政組織内部における命令であるが、その内容が、法令の解釈や取扱いに関するものであって、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合には、法規の性質を有することとなり、本件通達の場合もこれに該当する。

3 行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではなく、その点では本件通達の場合も同様である。

4 本件通達は従来とられていた法律の解釈や取扱いを変更するものであり、下級行政機関は当該通達に反する行為をすることはできないから、本件通達は、これを直接の根拠として墓地の経営者に対し新たに埋葬の受忍義務を課すものである。

5 取消訴訟の対象となりうるものは、国民の権利義務、法律上の地位に直接具体的に法律上の影響を及ぼすような行政処分等でなければならないのであるから、本件通達の取消しを求める訴えは許されないものとして棄却されるべきものである。

(注) \* 墓地、埋葬等に関する法律

正答: 3

訂正内容: 判決文本文(大阪地裁平成14年3月15日判決)が完全に欠落しており、選択肢のみ掲載されていた。判決文全文を復元。

### 【誤】書籍の現状

次の文章は、食中毒事故の原因食材を厚生大臣(当時)が公表したこと(以下「本件公表」という。)について、その国家賠償責任が問われた訴訟の判決文である。この判決の内容に明らかに反しているものはどれか。(判決文本文が欠落)

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題8 次の文章は、食中毒事故の原因食材を厚生大臣(当時)が公表したこと(以下「本件公表」という。)について、その国家賠償責任が問われた訴訟の判決文である。この判決の内容に明らかに反しているものはどれか。

食中毒事故が起こった場合、その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するとおりである。しかし、行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当し、その直接の根拠となる法律上の規定が存在しないからといって、それだけで直ちに違法の問題が生じることはないというべきである。もちろん、その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることも考えられるが、本件各報告の公表はそのような場合ではない。すなわち、厚生省は、公衆衛生行政・食品衛生行政を担い、その所管する食品衛生法は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的としている(法1条)のであるから、本件集団下痢症の原因を究明する本件各報告の作成・公表は、厚生省及び厚生大臣の所管する事務の範囲内に含まれることは明らかである。このように、厚生大臣がその所管する事務の範囲内において行い、かつ、国民の権利を制限し、義務を課すことを目的としてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表について、これを許容する法律上の直接の根拠がないからといって、それだけで直ちに法治主義違反の違法の問題が生じるとはいえない。(大阪地裁平成14年3月15日判決・判例時報1783号97頁)

- 1 法律の留保に関するさまざまな説のうち、いわゆる「侵害留保説」が前提とされている。
- 2 行政庁がその所掌事務からまったく逸脱した事項について公表を行った場合、当該公表は違法性を帯びることがありうるとの立場がとられている。
- 3 義務違反に対する制裁を目的としない情報提供型の「公表」は、非権力的事実行為に当たるとの立場がとられている。
- 4 集団下痢症の原因を究明する本件各報告の公表には、食品衛生法の直接の根拠が存在しないとの立場がとられている。
- 5 本件公表は、国民の権利を制限し、義務を課すことを直接の目的とするものではないが、現実には特定の国民に重大な不利益をもたらす事実上の効果を有するものであることから、法律上の直接の根拠が必要であるとの立場がとられている。

正答: 5

61 | p.113 | R3 問 26 | A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文、肢ア～エおよび組合せ選択肢 1～5 を復元要

【誤】書籍の現状

公式の問題本文および肢ア～エ・組合せ選択肢 1～5 全てが欠落。LaTeX は正答の要旨のみ

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文・肢ア～エ・組合せ選択肢 (全体差替え)】正: 公立学校に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 公立高等専門学校の校長が、必修科目を履修しない学生を原級留置処分または退学処分にするに際しては、その判断は校長の合理的な教育的裁量に委ねられる。

イ 公立中学校の校庭が一般に開放され、校庭を利用していた住民が負傷したとしても、当該住民は本来の利用者とはいえないことから、その設置管理者が国家賠償法上の責任を負うことはない。

ウ 公立小学校を廃止する条例について、当該条例は一般的規範を定めるにすぎないものの、保護者には特定の小学校で教育を受けさせる権利が認められることから、その処分性が肯定される。

エ 市が設置する中学校の教員が起こした体罰事故について、当該教員の給与を負担する県が賠償金を被害者に支払った場合、県は国家賠償法に基づき、賠償金の全額を市に求償することができる。

1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 2

62 | p.124 | R2 問 17 | B: 要約化

訂正内容: 選択肢ア・イ・ウ・エの本文がいずれも要約されていた。特にア「水資源確保等のための代替施設」→「代替施設」、イ「事業の計画に係る改良工事及び換地処分」→「工事及び換地処分」など。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ア. 森林法に基づく保安林指定解除処分の取消しが求められた場合において、代替施設の設置によって洪水や渇水の危険が解消され、保安林の存続の必要性がなくなったと認められるとしても、当該処分の取消しを求める訴えの利益は失われない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 17 狭義の訴えの利益に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 森林法に基づく保安林指定解除処分取消しが求められた場合において、水資源確保等のための代替施設の設置によって洪水や濁水の危険が解消され、その防止上からは当該保安林の存続の必要性がなくなったと認められるとしても、当該処分取消しを求める訴えの利益は失われない。

イ 土地改良法に基づく土地改良事業施行認可処分取消しが求められた場合において、当該事業の計画に係る改良工事及び換地処分がすべて完了したため、当該認可処分に係る事業施行地域を当該事業施行以前の原状に回復することが、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能であるとしても、当該認可処分取消しを求める訴えの利益は失われない。

ウ 建築基準法に基づく建築確認取消しが求められた場合において、当該建築確認に係る建築物の建築工事が完了した後でも、当該建築確認取消しを求める訴えの利益は失われない。

エ 都市計画法に基づく開発許可のうち、市街化調整区域内にある土地を開発区域とするものの取消しが求められた場合において、当該許可に係る開発工事が完了し、検査済証の交付がされた後でも、当該許可取消しを求める訴えの利益は失われない。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 4

63

p.129

R2 問 21

B: 要約化

**訂正内容:** 選択肢 1 で「宅地建物取引業者の不正な行為によって」、選択肢 3 で「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、または同法を引き継いだ公害健康被害補償法\*に基づいて」、選択肢 4 で「その裁判の内容に上訴等の訴訟法上の救済方法で是正されるべき瑕疵が存在し、」などの重要な主語・条件が省略されていた。注記\*も欠落。全選択肢を公式原文に復元。

### 【誤】書籍の現状

・宅地建物取引業法は、個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接の目的とするものであるから...

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 21 国家賠償法に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 宅地建物取引業法は、宅地建物取引業者の不正な行為によって個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接の目的とするものであるから、不正な行為をした業者に対する行政庁の監督権限の不行使は、被害者との関係においても、直ちに国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受ける。

2 建築基準法に基づく指定を受けた民間の指定確認検査機関による建築確認は、それに関する事務が行政庁の監督下において行われているものではないため、国家賠償法 1 条 1 項の「公権力の行使」に当た

らない。

3 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、または同法を引き継いだ公害健康被害補償法\*に基づいて水俣病患者の認定申請をした者が水俣病の認定処分を受けた場合でも、申請処理の遅延により相当の期間内に応答がなかったという事情があれば、当該遅延は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。

4 裁判官がおこなう争訟の裁判については、その裁判の内容に上訴等の訴訟法上の救済方法では正されるべき瑕疵が存在し、当該裁判官が付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと認め得るような事情がみられたとしても、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることはない。

5 検察官が公訴を提起した裁判において、無罪の判決が確定したとしても、そのことから直ちに、起訴前の逮捕や勾留とその後の公訴の提起などが国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるということにはならない。

(注) \* 公害健康被害の補償等に関する法律

正答: 5

64

p.135

R2 問 26

B: 要約化

**訂正内容:** 全5選択肢が大幅に短縮されており、特に選択肢1の「自動車の運転免許の交付事務を担当する」、選択肢2の「道路交通法に違反した行為を理由として」、選択肢5の「閣議にかけた方針に基づき」などの重要な修飾語が省略されていた。全選択肢を公式原文に復元。

#### 【誤】書籍の現状

・都道府県公安委員会は合議制機関であることから、免許交付権限は委員長ではなく、都道府県公安委員会が有する。  
・免許停止期間が訴訟係属中に終了した場合...

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 26 自動車の運転免許に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 自動車の運転免許の交付事務を担当する都道府県公安委員会は合議制の機関であることから、免許の交付の権限は都道府県公安委員会の委員長ではなく、都道府県公安委員会が有する。

2 道路交通法に違反した行為を理由として運転免許停止処分を受けた者が、その取消しを求めて取消訴訟を提起したところ、訴訟係属中に免許停止期間が終了した場合、当該違反行為を理由とする違反点数の効力が残っていたとしても、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。

3 運転免許証の「〇年〇月〇日まで有効」という記載は、行政行為に付される附款の一種で、行政法学上は「条件」と呼ばれるものである。

4 自動車の運転免許は、免許を受けた者に対し、公道上で自動車を運転できるという権利を付与するものであるから、行政法学上の「特許」に当たる。

5 都道府県公安委員会は国家公安委員会の地方支分部局に当たるため、内閣総理大臣は、閣議にかけた方針に基づき都道府県公安委員会の運転免許交付事務を指揮監督することができる。

正答: 1

65

p.138

R1 問 10

A: 問題文欠落

訂正内容: 判決文本文と下線部 (ア) ~ (オ)、選択肢 5 組を復元。正答は「エ・オ」(明示→黙示、消滅時効→取得時効)

#### 【誤】書籍の現状

最高裁判所判決の一節から、下線部の用語のうち誤っているものの組合せを選ぶ問題。公有水面埋立てに関する判決文において、「明示的」→「黙示的」、「消滅時効」→「取得時効」が誤り。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、公有水面埋立てに関する最高裁判所判決の一節である。次の下線を引いた (ア) ~ (オ) の用語のうち、誤っているものの組合せはどれか。

(1) 海は、特定人による独占的排他的支配の許されないものであり、現行法上、海水に覆われたままの状態での一定範囲を区画してこれを私人の所有に帰属させるという制度は採用されていないから、海水に覆われたままの状態においては、私法上 (ア) 所有権の客体となる土地に当たらない (略)。また、海面を埋め立てるために土砂が投入されて埋立地が造成されても、原則として、埋立権者が竣功認可を受けて当該埋立地の (ア) 所有権を取得するまでは、その土砂は、海面下の地盤に付合するものではなく、公有水面埋立法・・・に定める原状回復義務の対象となり得るものである (略)。これらのことからすれば、海面の埋立工事が完成して陸地が形成されても、同項に定める原状回復義務の対象となり得る限りは、海面下の地盤の上に独立した動産たる土砂が置かれているにすぎないから、この時点ではいまだ当該埋立地は私法上 (ア) 所有権の客体となる土地に当たらないというべきである。

(2) 公有水面埋立法・・・に定める上記原状回復義務は、海の公共性を回復するために埋立てをした者に課せられた義務である。そうすると、長年にわたり当該埋立地が事実上公の目的に使用されることもなく放置され、(イ) 公共用財産としての形態、機能を完全に喪失し、その上に他人の平穩かつ公然の (ウ) 占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、これを (イ) 公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、もはや同項に定める原状回復義務の対象とならないと解すべきである。したがって、竣功未認可埋立地であっても、上記の場合には、当該埋立地は、もはや公有水面に復元されることなく私法上所有権の客体となる土地として存続することが確定し、同時に、(エ) 明示的に公用が廃止されたものとして、(オ) 消滅時効の対象となるというべきである。

(最二小判平成 17 年 12 月 16 日民集 59 卷 10 号 2931 頁)

1. ア・ウ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. エ・オ

正答: 5

訂正内容: ア～オの要約と注記\*当事者を公式原文に復元。組合せ選択肢も「ア・エ」→「ア・オ」、「イ・ウ」→「イ・エ」に修正

#### 【誤】書籍の現状

ア. 当事者や参加人のほか、事案の処理に直接関与した行政庁の職員は主宰者になれない。／イ. 報告書提出後から処分決定までの標準的な期間を定め通知するよう努めなければならない。／エ. 申請に対する処分利害関係人がいる場合、不利益処分に準じた聴聞を行わなければならない。(ならびに組合せ選択肢「ア・エ」が公式の「ア・オ」と相違)

#### 【正】公式原文による正しい問題文

聴聞についての行政手続法の規定に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰するが、当該聴聞の当事者\*や参加人など、当該不利益処分の対象者に一定の関連を有する者のほか、行政庁の職員のうち、当該不利益処分に係る事案の処理に直接関与した者は、主宰者となることできない。

イ. 行政庁は、予定している不利益処分につき、聴聞の主宰者から当該聴聞に係る報告書の提出を受けてから、当該不利益処分を行うか否か決定するまでに通常要すべき標準的な期間を定め、これを当該聴聞の当事者\*に通知するよう努めなければならない。

ウ. 主宰者は、当事者\*の全部または一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書または証拠書類等を提出しない場合、これらの者に対し改めて意見を述べ、および証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

エ. 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該処分の根拠法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、当該申請者以外の者に対し、不利益処分を行う場合に準じた聴聞を行わなければならない。

オ. 聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、当事者\*から行政庁に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求められた場合、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その閲覧を拒むことができる。

(注) \*当事者 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、所定の事項を書面により通知しなければならない。この通知を受けた者を「当事者」という。

1. ア・イ 2. ア・オ 3. イ・エ 4. ウ・エ 5. ウ・オ

正答: 5

訂正内容: イ～オの要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

イ. 申請に対する処分が標準処理期間内に行われない場合には、直ちに不作為の違法確認の訴えで請求が認容される。／ウ. 処分基準を定めたときは、行政上特別の支障があるときを除き、公にしておかなければならない。／エ. 申請拒否の理由提示は全部拒否のときのみ必要で、一部拒否のときは不要。／オ. 法律に基づく命令、審査基準、処分基準および行政指導指針を定める場合、例外を除き意見公募手続が必要。

【正】公式原文による正しい問題文

行政手続法に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 行政指導指針は、行政機関がこれを定めたときは、行政上特別の支障がない限り、公表しなければならない。

イ. 申請に対する処分が標準処理期間内に行われない場合には、そのことを理由として直ちに、不作為の違法確認の訴えにおいて、その請求が認容される。

ウ. 行政庁が、処分基準を定めたときは、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

エ. 申請により求められた許認可等を拒否する場合において、申請者に対する理由の提示が必要とされるのは、申請を全部拒否するときに限られ、一部拒否のときはその限りでない。

オ. 法律に基づく命令、審査基準、処分基準および行政指導指針を定める場合、公益上、緊急に定める必要がある場合など行政手続法が定める例外を除いて、意見公募手続をとらなければならない。

1. ア・エ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. ウ・オ

正答: 2

訂正内容: ア～オの要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

ア. 審査請求から法定期間内に裁決がないときは棄却とみなせる。／ウ. 再調査の請求に請求期間の定めはなく、決定は認容と棄却の2類型のみ。／エ. 事情裁決の類似制度は再調査の請求にもある。／オ. 処分庁である審査庁の場合、裁決で事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更する。

### 【正】公式原文による正しい問題文

裁決および決定についての行政不服審査法の規定に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 審査請求人は、処分についての審査請求をした日（審査請求書につき不備の補正を命じられた場合は、当該不備を補正した日）から、行政不服審査法に定められた期間内に裁決がないときは、当該審査請求が審査庁により棄却されたものとみなすことができる。

イ. 審査請求については、裁決は関係行政庁を拘束する旨の規定が置かれており、この規定は、再審査請求の裁決についても準用されているが、再調査の請求に対する決定については、準用されていない。

ウ. 審査請求および再審査請求に対する裁決については、認容、棄却、却下の3つの類型があるが、再調査の請求については請求期間の定めがないので、これに対する決定は、認容と棄却の2つの類型のみである。

エ. 審査請求においては、処分その他公権力の行使に当たる行為が違法または不当であるにもかかわらず、例外的にこれを認容せず、裁決主文で違法または不当を宣言し、棄却裁決をする制度（いわゆる事情裁決）があるが、再調査の請求に対する決定についても、類似の制度が規定されている。

オ. 事実上の行為のうち、処分庁である審査庁に審査請求をすべきとされているものについて、審査請求に理由がある場合には、審査庁は、事情裁決の場合を除き、裁決で、当該事実上の行為が違法または不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更する。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. イ・エ 4. イ・オ 5. ウ・オ

正答: 4

69

p.142

R1 問 15

B: 要約化

訂正内容: 全5肢の要約を公式原文に復元

### 【誤】書籍の現状

処分庁を経由して審査請求することもでき、処分庁は審査請求書を直ちに審査庁に送付しなければならない。／不適法で補正できないことが明らかなきは、審理員の審理を経ずに裁決で却下できる。／審査請求人は提出書類等の閲覧だけでなく写しの交付も求められる。／審理員は申立てがあれば口頭意見陳述の機会を与えなければならないが、参加人はこれを申し立てることはできない。／法律上適用除外でない限り、根拠法に審査請求の定めがなくとも審査請求できる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法が定める審査請求の手続等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 審査請求は、審査請求をすべき行政庁が処分庁と異なる場合には、処分庁を経由してすることもできるが、処分庁は提出された審査請求書を直ちに審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

2. 審査庁は、審査請求が不適法であって補正をすることができないことが明らかなきときは、審理員による審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる。
3. 審査請求人は、審理手続が終了するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧を求めることができるが、その写しの交付を求めることもできる。
4. 審理員は、審査請求人の申立てがあった場合には、口頭意見陳述の機会を与えなければならないが、参加人がこれを申し立てることはできない。
5. 行政庁の処分不服がある者は、当該処分が法律上適用除外とされていない限り、当該処分の根拠となる法律に審査請求をすることができる旨の定めがないものについても、審査請求をすることができる。

正答: 4

70

p.142

R1 問 16

B: 要約化

訂正内容: 全5肢の要約部分と注記\*行政不服審査機関を公式原文に復元

#### 【誤】書籍の現状

地方公共団体は簡易迅速な手続のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。／審理員名簿について地方議会の議決が必要。／地方の審査請求事件を国の行政不服審査会に諮問可能。／議会の議決による処分の審査庁は議長。／地方の行政不服審査機関の組織・運営は条例で定める。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 地方公共団体は、行政不服審査法の規定の趣旨にのっとり、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 地方公共団体の行政庁が審査庁として、審理員となるべき者の名簿を作成したときは、それについて当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
3. 不服申立ての状況等に鑑み、地方公共団体に当該地方公共団体の行政不服審査機関\*を設置することが不適当または困難であるときは、審査庁は、審査請求に係る事件につき、国の行政不服審査会に諮問を行うことができる。
4. 地方公共団体の議会の議決によってされる処分については、当該地方公共団体の議会の議長がその審査庁となる。
5. 地方公共団体におかれる行政不服審査機関\*の組織及び運営に必要な事項は、当該地方公共団体の条例でこれを定める。

(注) \*行政不服審査機関 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、地方公共団体に置かれる機関をいう。

正答: 5

訂正内容: 肢 1~4 の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

執行停止の決定は口頭弁論を経て行わなければならない。／執行停止は裁判所が職権で行うことができる。／執行停止は償うことができない損害を避ける緊急の必要がある場合に限られる。／執行停止は本案に理由があるとみえる場合でなければならない。

【正】公式原文による正しい問題文

行政事件訴訟法が定める執行停止に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 執行停止の決定は、裁判所が疎明に基づいて行うが、口頭弁論を経て行わなければならない。
2. 執行停止の決定は、取消訴訟の提起があった場合においては、裁判所が職権で行うことができる。
3. 執行停止の決定は、償うことができない損害を避けるための緊急の必要がある場合でなければ、することができない。
4. 執行停止の決定は、本案について理由があるとみえる場合でなければ、することができない。
5. 執行停止による処分の効力の停止は、処分の執行または手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができない。

正答: 5

訂正内容: 全 5 肢の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

処分をした行政庁が国・公共団体に所属しない場合、当該行政庁が被告。／処分をした行政庁は裁判上の一切の行為をする権限を有する。／裁決をした行政庁は、国・公共団体に所属する場合でも、裁決の取消訴訟の被告となる。／義務付けの訴えで理由があるとき、裁判所は処分をすべき旨を命ずる判決をする。／私法上の法律関係の訴訟で処分の効力が争われている場合、裁判所は行政庁を訴訟に参加させることができる。

【正】公式原文による正しい問題文

行政事件訴訟法が定める行政庁の訴訟上の地位に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 処分をした行政庁が国または公共団体に所属しない場合は、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

2. 処分をした行政庁は、当該処分の取消訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。
3. 審査請求の裁決をした行政庁は、それが国または公共団体に所属する場合であっても、当該裁決の取消訴訟において被告となる。
4. 裁判所は、義務付けの訴えに係る処分につき、訴えに理由があると認めるときは、当該処分の担当行政庁が当該処分をすべき旨を命ずる判決をする。
5. 裁判所は、私法上の法律関係に関する訴訟において処分の効力の有無が争われている場合、決定をもって、その処分に関係する行政庁を当該訴訟に参加させることができる。

正答: 3

73

p.144

R1 問 19

B: 要約化

訂正内容: 全5肢の要約を公式原文に復元

#### 【誤】書籍の現状

裁判所は処分庁以外の行政庁を職権で訴訟に参加させることができる。／職権証拠調べは訴訟要件のみが対象。／取消訴訟では自己の法律上の利益に関係のない違法も主張できる。／事情判決の場合は訴えを却下できる。／申請型義務付け訴訟は重大な損害を避けるため緊急の必要がある場合のみ単独提起可能。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

抗告訴訟に関する次の記述について、正しいものはどれか。

1. 裁判所は、処分または裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者または当該行政庁の申立てを待たず、当該行政庁を職権で訴訟に参加させることができる。
2. 処分の取消しの訴えにおいて、裁判所は職権で証拠調べをすることができるが、その対象は、訴訟要件に関するものに限られ、本案に関するものは含まれない。
3. 取消訴訟の訴訟物は、処分の違法性一般であるから、取消訴訟を提起した原告は、自己の法律上の利益に関係のない違法についても、それを理由として処分の取消しを求めることができる。
4. 裁判所は、処分の取消しの訴えにおいて、当該処分が違法であっても、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償または防止の程度および方法その他一切の事情を考慮した上、当該処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、当該訴えを却下することができる。
5. 行政庁に対して一定の処分を求める申請を拒否された者が、処分の義務付けの訴えを提起する場合、重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、処分の義務付けの訴えのみを単独で提起することができる。

正答: 1

訂正内容: 補足意見全文と5つの選択肢組合せ、出典表記を復元

【誤】書籍の現状

長期にわたる都市計画法上の建築制限に係る損失補償に関する最高裁判所の判決補足意見の空欄補充問題。ア＝公共の利益、イ＝都市計画制限、ウ＝受忍限度。

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、長期にわたる都市計画法上の建築制限に係る損失補償が請求された事件において、最高裁判所が下した判決に付された補足意見の一部である。空欄〔ア〕～〔ウ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

私人の土地に対する都市計画法・・・に基づく建築制限が、そのみで直ちに憲法29条3項にいう私有財産を「公のために用ひる」ことにはならず、当然に同項にいう「正当な補償」を必要とするものではないことは、原審のいうとおりである。しかし、〔ア〕を理由としてそのような制限が損失補償を伴うことなく認められるのは、あくまでも、その制限が都市計画の実現を担保するために必要不可欠であり、かつ、権利者に無補償での制限を受忍させることに合理的な理由があることを前提とした上でのことというべきであるから、そのような前提を欠く事態となった場合には、〔イ〕であることを理由に補償を拒むことは許されないものというべきである。そして、当該制限に対するこの意味での〔ウ〕を考えるに当たっては、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならないと考えられる・・・。(最三小判平成17年11月1日判例時報1928号25頁・藤田宙靖裁判官補足意見)

1. 公共の利益 都市計画制限 受忍限度 2. 通常受ける損失に該当すること 特別の犠牲 受忍限度 3. 通常受ける損失に該当すること 特別の犠牲 補償の要否 4. 財産権の内在的制約 特別の犠牲 補償の要否 5. 財産権の内在的制約 都市計画制限 賠償請求権の成否

正答: 1

訂正内容: 判決文全文、5つの選択肢組合せ、出典表記を復元

【誤】書籍の現状

国家賠償法2条1項の营造物の設置管理の瑕疵に関する判決文の穴埋め。ア＝通常有すべき安全性、イ＝過失、ウ＝予算措置、エ＝回避可能性。

## 【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、国家賠償法2条1項の責任の成否が問題となった事案に関する最高裁判所判決の一節である。空欄〔ア〕～〔エ〕に入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。

国家賠償法2条1項の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が〔ア〕を欠いていることをいい、これに基づく国および公共団体の賠償責任については、その〔イ〕の存在を必要としないと解するを相当とする。ところで、原審の確定するところによれば、本件道路（は）・・・従来山側から屢々落石があり、さらに崩土さえも何回かあったのであるから、いつなんどき落石や崩土が起こるかも知れず、本件道路を通行する人および車はたえずその危険におびやかされていたにもかかわらず、道路管理者においては、「落石注意」等の標識を立て、あるいは竹竿の先に赤の布切をつけて立て、これによって通行車に対し注意を促す等の処置を講じたにすぎず、本件道路の右のような危険性に対して防護柵または防護覆を設置し、あるいは山側に金網を張るとか、常時山地斜面部分を調査して、落下しそうな岩石があるときは、これを除去し、崩土の起こるおそれのあるときは、事前に通行止めをする等の措置をとったことはない、というのである。・・・かかる事実関係のもとにおいては、本件道路は、その通行の安全性の確保において欠け、その管理に瑕疵があったものというべきである旨、・・・そして、本件道路における防護柵を設置するとした場合、その費用の額が相当の多額にのぼり、上告人県としてその〔ウ〕に困却するであろうことは推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えすることはできないのであり、その他、本件事故が不可抗力ないし〔エ〕のない場合であることを認めることができない旨の原審の判断は、いずれも正当として是認することができる。（最一小判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁）

1. 過渡的な安全性 重過失 予算措置 回避可能性
2. 通常有すべき安全性 故意 予算措置 予見可能性
3. 過渡的な安全性 重過失 事務処理 予見可能性
4. 通常有すべき安全性 過失 事務処理 予見可能性
5. 通常有すべき安全性 過失 予算措置 回避可能性

正答: 5

76

p.146

R1 問 22

B: 要約化

訂正内容: 全5肢の要約を公式原文に復元

## 【誤】書籍の現状

議長も議会運営委員会の議決を経て臨時会を招集できる。／臨時会招集請求に対する長の招集時期に特段の定めはない。／臨時会は必要がある場合に付議事件を告示して招集される。／条例の定めがあれば議員1人でも議案提出可能。／議員請求による会議開催や公開は会議規則によるもので地方自治法に定めなし。

### 【正】公式原文による正しい問題文

普通地方公共団体の議会に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 議会は、長がこれを招集するほか、議長も、議会運営委員会の議決を経て、自ら臨時会を招集することができる。
2. 議員は、法定数以上の議員により、長に対して臨時会の招集を請求することができるが、その場合における長の招集に関し、招集の時期などについて、地方自治法は特段の定めを置いていない。
3. 議会は、定例会および臨時会からなり、臨時会は、必要がある場合において、付議すべき事件を長があらかじめ告示し、その事件に限り招集される。
4. 議員は、予算を除く議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができるが、条例の定めがあれば、1人の議員によってもこれを提出することができる。
5. 議会の運営に関する事項のうち、議員の請求による会議の開催、会議の公開については、議会の定める会議規則によるものとし、地方自治法は具体的な定めを置いていない。

正答: 3

77

p.146

R1 問 23

B: 要約化

訂正内容: 全5肢の要約を公式原文に復元

### 【誤】書籍の現状

公の施設は住民の福祉増進目的で設置される施設。／設置・管理は条例で定める。／指定管理者制度の導入には長の規則によらなければならない。／指定管理者の指定には議会の議決が必要。／利用料金を指定管理者の収入とすることができる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

公の施設についての地方自治法の規定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 公の施設とは、地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的のため、その利用に供する施設をいう。
2. 公の施設の設置およびその管理に関する事項は、条例により定めなければならない。
3. 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせることができるが、そのためには長の定める規則によらなければならない。
4. 普通地方公共団体は、公の施設の管理を行わせる法人その他の団体の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
5. 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、当該普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に、その管理する公の施設の利用に係る料金をその者の収入として収受させることができる。

正答: 3

訂正内容: 肢 2～5 の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

議員は条例に特に定めがない限り監査委員になれない。／監査委員は長が選任し、議会の同意は不要。  
／監査委員の定数は法定数以上に増加できない。／政令で定める市には常勤の監査委員は不要。

【正】公式原文による正しい問題文

地方自治法が定める監査委員に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 普通地方公共団体の常勤の職員は、監査委員を兼務することができない。
2. 普通地方公共団体の議会の議員は、条例に特に定めのない限り、当該普通地方公共団体の監査委員となることができない。
3. 監査委員は、普通地方公共団体の長が選任し、それについて議会の同意を得る必要はない。
4. 監査委員の定数は、条例により、法律上定められている数以上に増加させることはできない。
5. 都道府県とは異なり、政令で定める市においては、常勤の監査委員を置く必要はない。

正答: 1

訂正内容: ア～エ全文と 5 つの組合せ選択肢を復元

【誤】書籍の現状

上水道に関する最高裁判所の判例。ア（需要抑制施策はやむを得ない措置として許される）とイ（寄付金要求自体は適法だが給水拒否を背景とした強制は違法）が正しい。

【正】公式原文による正しい問題文

上水道に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア. 自然的条件において、取水源が貧困で現在の取水量を増加させることが困難である状況等があるとき、水道事業者としての市町村は、需要量が給水量を上回り水不足が生ずることのないように、もっぱら水の供給を保つという観点から水道水の需要の著しい増加を抑制するための施策をとることも、やむを得ない措置として許される。
- イ. 行政指導として教育施設の充実に充てるために事業主に対して寄付金の納付を求めること自体は、強制にわたるなど事業主の任意性を損なうことがない限り、違法ということではできないが、水道の給水契約の締結等の拒否を背景として、その遵守を余儀なくさせることは、違法である。

ウ. 水道事業者である地方公共団体が、建築指導要綱に従わないことを理由に建築中のマンションの給水契約の拒否を行うことも、当該建築指導要綱を遵守させるために行政指導を継続する理由があるといった事情がある場合には、給水契約の拒否を行うについて水道法が定める「正当な理由」があるものとして適法なものとする。

エ. 建築基準法に違反し、建築確認を受けずになされた増築部分につき、水道事業者である地方公共団体の職員が給水装置新設工事の申込書を返戻した場合、それが、当該申込みの受理を最終的に拒否する旨の意思表示をしたものではなく、同法違反の状態を是正し、建築確認を受けた上で申込みをするよう一応の勧告をしたものにすぎないものであったとしても、かかる措置は、違法な拒否に当たる。

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. ウ・エ

正答: 1

80

p.148

H30 問 8

B: 要約化

訂正内容: ア～オの各記述を原文通りの長文で復元

#### 【誤】書籍の現状

ア. 代執行費用は義務者に納付命令を発出し、不納付なら国税滞納処分の例により徴収可能。／イ. 戒告・通知について義務者が審査請求できる旨の規定は同法に置かれていない。(以下ウ・エ・オも要約)

#### 【正】公式原文による正しい問題文

行政代執行法（以下「同法」という。）に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 代執行に要した費用については、義務者に対して納付命令を発出したのち、これが納付されないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。

イ. 代執行を行うに当たっては、原則として、同法所定の戒告および通知を行わなければならないが、これらの行為について、義務者が審査請求を行うことができる旨の規定は、同法には特に置かれていない。

ウ. 行政上の義務の履行確保に関しては、同法の定めるところによつた上で、代執行の対象とならない義務の履行確保については、執行罰、直接強制、その他民事執行の例により相当な手段をとることができる旨の規定が置かれている。

エ. 代執行の実施に先立って行われる戒告および通知のうち、戒告においては、当該義務が不履行であることが、次いで通知においては、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨が、それぞれ義務者に示される。

オ. 代執行の実施に当たっては、その対象となる義務の履行を督促する督促状を発した日から起算して法定の期間を経過してもなお、義務者において当該義務の履行がなされないときは、行政庁は、戒告等、同法の定める代執行の手続を開始しなければならない。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・オ 5. エ・オ

正答: 1

訂正内容: ア～エ全文と 5 つの組合せ選択肢を復元

【誤】書籍の現状

国公立学校をめぐる行政法上の問題。ウ（校長の職務命令は処分にあたらない）とエ（専攻科修了不認定は司法審査の対象）が妥当。

【正】公式原文による正しい問題文

国公立学校をめぐる行政法上の問題に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア. 公立高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分または退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものであり、裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずべきである。

イ. 公立中学校教員を同一市内の他の中学校に転任させる処分は、仮にそれが被処分者の法律上の地位に何ら不利益な変更を及ぼすものではないとしても、その名誉につき重大な損害が生じるおそれがある場合は、そのことを理由に当該処分の取消しを求める法律上の利益が認められる。

ウ. 公立学校の儀式的行事における教育公務員としての職務の遂行の在り方に関し校長が教職員に対して発した職務命令は、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

エ. 国公立大学が専攻科修了の認定をしないことは、一般市民としての学生が国公立大学の利用を拒否することにほかならず、一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであるから、専攻科修了の認定、不認定に関する争いは司法審査の対象となる。

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. ウ・エ

正答: 5

訂正内容: 問題文および 5 選択肢全てを復元

【誤】書籍の現状

行政上の法律関係に関する記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。建築基準法で外壁が耐火構造のものは隣地境界線に接して設けることができる場合、民法の境界線距離の規定は適用されないとするもの。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政上の法律関係に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1. 公営住宅の使用関係については、一般法である民法および借家法（当時）が、特別法である公営住宅法およびこれに基づく条例に優先して適用されることから、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。
2. 食品衛生法に基づく食肉販売の営業許可は、当該営業に関する一般的禁止を個別に解除する処分であり、同許可を受けない者は、売買契約の締結も含め、当該営業を行うことが禁止された状態にあるから、その者が行った食肉の買入契約は当然に無効である。
3. 租税滞納処分は、国家が公権力を発動して財産所有者の意思いかんにかかわらず一方的に処分の効果を発生させる行為であるという点で、自作農創設特別措置法（当時）所定の農地買収処分に類似するものであるから、物権変動の對抗要件に関する民法の規定の適用はない。
4. 建築基準法において、防火地域または準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができるとされているところ、この規定が適用される場合、建物を築造するには、境界線から一定以上の距離を保たなければならないとする民法の規定は適用されない。
5. 公営住宅を使用する権利は、入居者本人にのみ認められた一身専属の権利であるが、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅法の目的にかんがみ、入居者が死亡した場合、その同居の相続人がその使用权を当然に承継することが認められる。

正答：4

83

p.149

H30 問 10

A: 問題文欠落

訂正内容：問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

行政処分の無効と取消しに関する記述のうち、正しいものはどれか。処分の違法を理由とする国家賠償には、取消しや無効確認の確定判決をあらかじめ得る必要はない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政処分の無効と取消しに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 行政処分が無効である場合、当該処分はその成立当初から効力を認められないから、当該処分に対する取消訴訟を提起することはできない。
2. 行政処分が無効である場合、行政不服審査法が定める審査請求期間にかかわらず、当該行政処分の審査請求をすることができる。

3. 行政処分職権取消しは、当該処分に対する相手方等の信頼を保護する見地から、取消訴訟の出訴期間内に行わなければならない。
4. 行政処分が職権により取り消された場合、取消しの対象となった処分の効力は消滅するので、これを争う相手方は、当該処分の有効確認の訴えを提起しなければならない。
5. 行政処分の違法を理由として国家賠償を請求するためには、その取消しまたは無効確認の確定判決をあらかじめ得ておく必要はない。

正答: 5

84

p.150

H30 問 11

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

【誤】書籍の現状

正答は「申請に対する処分の標準処理期間は努力義務。不利益処分には標準処理期間の規定なし」。

【正】公式原文による正しい問題文

行政手続法の定める申請に対する処分および不利益処分に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 行政手続法は、申請に対する処分の審査基準については、行政庁がこれを定めるよう努めるべきものとしているのに対し、不利益処分の処分基準については、行政庁がこれを定めなければならないものとしている。
2. 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、申請者から求めがあったときに限り当該処分の理由を示すべきものとされているのに対し、不利益処分をする場合には、処分を行う際に名宛人に対して必ず当該処分の理由を示すべきものとされている。
3. 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、弁明の機会の付与の手続を執らなければならないのに対し、不利益処分をする場合には、聴聞の手続を執らなければならない。
4. 行政手続法は、申請に対する処分については、行政庁が標準処理期間を定めるよう努めるべきものとしているのに対し、不利益処分については、標準処理期間にかかわる規定を設けていない。
5. 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、公聴会を開催するよう努めるべきものとされているのに対し、不利益処分をする場合には、公聴会を開催しなければならないものとされている。

正答: 4

85

p.150

H30 問 12

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

正答は「不利益処分をする前に、あらかじめ行政指導で是正を求めなければならない、という規定はない」が誤り。

### 【正】公式原文による正しい問題文

法令に違反する行為の是正を求める行政指導を国の行政機関が担当する場合に関する次の記述のうち、行政手続法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

1. 不利益処分を行う権限を有する行政機関は、法令違反を理由として不利益処分を行おうとする場合、その相手方に対し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ行政指導を用いて法令違反行為の是正を求めなければならない。
2. 行政指導が既に文書により相手方に通知されている事項と同一内容の行政指導である場合、行政機関はその内容を記載した書面を求められても、これを交付する必要はない。
3. 同一の行政目的を実現するために複数の者に対し行政指導をする場合、行政機関はあらかじめ当該行政指導の共通する内容を定め、行政上特別の支障がない限りそれを公表しなければならない。
4. 行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律所定の要件に適合しないと思料する場合、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止を求めることができる。
5. 地方公共団体の機関が国の行政機関から委任を受けて行政指導を行う場合、行政手続法の定める行政指導手続に関する規定は、この行政指導の手続には適用されない。

正答：1

86

p.151

H30 問 13

A: 問題文欠落

訂正内容：問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、改めて意見公募手続を実施する必要はない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政手続法の定める意見公募手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 命令等制定機関は、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするときであっても、内容が完全に同一でなければ、命令等を定めるに当たって意見公募手続を実施しなければならない。
2. 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たり、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対して提出された当該命令等の案についての意見について、整理または要約することなく、

そのまま命令制定後に公示しなければならない。

3. 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、委員会等の議を経て命令等を定める場合であって、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときには、改めて意見公募手続を実施する必要はない。

4. 行政庁が、不利益処分をするかどうか、またはどのような不利益処分をするかについて、その法令の定めに従って判断するために必要とされる処分基準を定めるに当たっては、意見公募手続を実施する必要はない。

5. 行政指導指針は、行政庁が任意に設定するものであり、また法的な拘束力を有するものではないため、行政指導指針を定めるに当たっては、意見公募手続を実施する必要はない。

正答: 3

87

p.151

H30 問 14

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5 選択肢全てを復元

【誤】書籍の現状

不作為の審査請求でも原則として審理員を指名しなければならない。

【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法の定める不作為についての審査請求に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 不作為についての審査請求は、当該処分についての申請をした者だけではなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者がなすことができる。
2. 不作為についての審査請求は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がなされていないときにも、なすことができる。
3. 不作為についての審査請求の審査請求期間は、申請がなされてから「相当の期間」が経過した時点から起算される。
4. 不作為についての審査請求の審理中に申請拒否処分がなされた場合については、当該審査請求は、拒否処分に対する審査請求とみなされる。
5. 不作為についての審査請求がなされた場合においても、審査庁は、原則として、その審理のために、その職員のうちから審理員を指名しなければならない。

正答: 5

訂正内容: 問題文、ア～オの記述および5つの組合せ選択肢すべてを復元

【誤】書籍の現状

エ（審査請求人の死亡→相続人等が地位承継）とオ（利害関係人は審理員の許可を得て参加可能）が正しい。

【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法の定める審査請求に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 審査請求は、代理人によってもすることができ、その場合、当該代理人は、各自、審査請求人のために、原則として、当該審査請求に関する一切の行為をすることができるが、審査請求の取下げは、代理人によってすることはできない。

イ. 審査庁となるべき行政庁は、必ず標準審理期間を定め、これを当該審査庁となるべき行政庁および関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

ウ. 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがあった場合において、審理の進行のため必要と認めるときに限り、当該申立てをした者に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

エ. 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

オ. 審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分または不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる利害関係人は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・オ 5. エ・オ

正答: 5

訂正内容: 条文本文4つ（18条1項、26条、45条1項、59条1項）および5つの組合せ選択肢を復元

【誤】書籍の現状

ア＝処分があったことを知った日の翌日、イ＝執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと、ウ＝裁決、エ＝却下、オ＝決定。

### 【正】公式原文による正しい問題文

次に掲げる行政不服審査法の条文の空欄〔ア〕～〔オ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

第18条第1項 処分についての審査請求は、〔ア〕から起算して3月・・・(中略)・・・を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第26条 執行停止をした後において、〔イ〕が明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

第45条第1項 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合・・・(中略)・・・には、審査庁は、〔ウ〕で、当該審査請求を〔エ〕する。

第59条第1項 処分(事実上の行為を除く。)についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、〔オ〕で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

1. ア：処分があったことを知った日の翌日 イ：当該審査請求に理由がないこと ウ：裁決 エ：棄却  
オ：裁決
2. ア：処分があったことを知った日 イ：執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと ウ：決定  
エ：棄却 オ：裁決
3. ア：処分があったことを知った日の翌日 イ：執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと  
ウ：裁決 エ：却下 オ：決定
4. ア：処分があったことを知った日 イ：当該審査請求に理由がないこと ウ：決定 エ：棄却 オ：  
裁決
5. ア：処分があったことを知った日の翌日 イ：執行停止が公の利益に著しい障害を生ずること ウ：  
裁決 エ：却下 オ：決定

正答：3

90

p.152

H30 問 17

A: 問題文欠落

訂正内容：問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

申請拒否処分が取り消されても、行政庁が当然に申請認容処分をする義務はない(拘束力により改めて判断し直す義務のみ)。

### 【正】公式原文による正しい問題文

許認可等の申請に対する処分について、それに対する取消訴訟の判決の効力に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 申請を認める処分を取り消す判決は、原告および被告以外の第三者に対しても効力を有する。

2. 申請を認める処分についての取消請求を棄却する判決は、処分をした行政庁その他の関係行政庁への拘束力を有さない。
3. 申請を拒否する処分が判決により取り消された場合、その処分をした行政庁は、当然に申請を認める処分をしなければならない。
4. 申請を認める処分が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない。
5. 申請を拒否する処分に対する審査請求の棄却判決を取り消す判決は、裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

正答: 3

## 91 | p.153 | H30 問 18 | A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5 選択肢全てを復元

### 【誤】 書籍の現状

住民が県職員への条例上の根拠を欠く手当支給の差止めを求める訴訟は民衆訴訟（住民訴訟）である。

### 【正】 公式原文による正しい問題文

行政事件訴訟法の定める民衆訴訟と機関訴訟に関する次の記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1. A 県知事に対して A 県住民が県職員への条例上の根拠を欠く手当の支給の差止めを求める訴訟は、民衆訴訟である。
2. A 県県営空港の騒音被害について、被害を受けたと主張する周辺住民が A 県に対して集団で損害の賠償を求める訴訟は、民衆訴訟である。
3. A 県が保管する国の文書について、A 県知事が県情報公開条例に基づき公開の決定をした場合において、国が当該決定の取消しを求める訴訟は、機関訴訟である。
4. A 県議会議員の選挙において、その当選の効力に関し不服がある候補者が A 県選挙管理委員会を被告として提起する訴訟は、機関訴訟である。
5. A 県が B 市立中学校で発生した学校事故にかかわる賠償金の全額を被害者に対して支払った後、B 市が負担すべき分について A 県が B 市に求償する訴訟は、機関訴訟である。

正答: 1

訂正内容: 最高裁判決本文、A-D の語句候補、5 つの組合せ選択肢を復元

【誤】書籍の現状

A = 重大な損害、B = 取消訴訟、C = 執行停止、D = 反復継続的に。

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、行政事件訴訟法の定める差止訴訟に関する最高裁判所判決の一節である。空欄 [ A ] ～ [ D ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項の差止めの訴えの訴訟要件である、処分がされることにより『[ A ] を生ずるおそれ』があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分された後に [ B ] 等を提起して [ C ] の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当である。・・・(中略)・・・

・・・第 1 審原告らは、本件飛行場に係る第一種区域内に居住しており、本件飛行場に離着陸する航空機の発する騒音により、睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害や、不快感、健康被害への不安等を始めとする精神的苦痛を [ D ] 受けており、その程度は軽視し難いものというべきであるところ、このような被害の発生に自衛隊機の運航が一定程度寄与していることは否定し難い。また、上記騒音は、本件飛行場において内外の情勢等に応じて配備され運航される航空機の離着陸が行われる度に発生するものであり、上記被害もそれに応じてその都度発生し、これを [ D ] 受けることにより蓄積していくおそれのあるものであるから、このような被害は、事後的にその違法性を争う [ B ] 等による救済になじまない性質のものといえることができる。

(最一小判平成 28 年 12 月 8 日民集 70 卷 8 号 1833 頁)

A. ア 重大な損害 / イ 回復の困難な損害 B. ア 民事訴訟 / イ 取消訴訟 C. ア 仮処分 / イ 執行停止 D. ア 一時的にせよ / イ 反復継続的に

1. A : ア B : ア C : ア D : ア 2. A : ア B : ア C : イ D : ア 3. A : ア B : イ C : イ D : イ 4. A : イ B : ア C : ア D : イ 5. A : イ B : イ C : イ D : イ

正答: 3

訂正内容: 問題文、ア～オの記述および 5 つの組合せ選択肢すべてを復元

### 【誤】書籍の現状

ウ（水俣病認定申請の遅延と不法行為法上の保護）とオ（学校事故と教師の注意義務）が妥当。

### 【正】公式原文による正しい問題文

国家賠償法1条に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア. 建築主事は、建築主の申請に係る建築物の計画について建築確認をするに当たり、建築主である個人の財産権を保護すべき職務上の法的義務を負うものではないから、仮に当該建築主の委託した建築士が行った構造計算書の偽装を見逃したとしても、そもそもその点について職務上の法的義務違反も認められないことから、当該建築確認は国家賠償法1条1項の適用上違法にはならない。

イ. 警察官が交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かについては、当該追跡の必要性、相当性に加え、当該第三者が被った損害の内容および性質ならびにその態様および程度などの諸要素を総合的に勘案して決せられるべきである。

ウ. 法令に基づく水俣病患者認定申請をした者が、相当期間内に応答処分されることにより焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、不法行為法上の保護の対象になるが、当該認定申請に対する不作為の違法を確認する判決が確定していたとしても、そのことから当然に、国家賠償法1条1項に係る不法行為の成立が認められるわけではない。

エ. 所得金額を過大に認定して行われた所得税の更正は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることとなるが、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、過失があるとの評価を受けることとなる。

オ. 公立学校における教師の教育活動も国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に該当するから、学校事故において、例えば体育の授業において危険を伴う技術を指導する場合については、担当教師の指導において、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務が尽くされたかどうかの問題となる。

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・オ 4. ウ・エ 5. ウ・オ

正答: 5

94

p.154

H30 問 21

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

収用委員会の裁決のうち損失補償に関する不服は、当事者訴訟で争う。

### 【正】公式原文による正しい問題文

道路用地の収用に係る損失補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 土地を収用することによって土地所有者が受ける損失は、当該道路を設置する起業者に代わり、収用裁決を行った収用委員会が所属する都道府県がこれを補償しなければならない。
2. 収用対象となる土地が当該道路に関する都市計画決定によって建築制限を受けている場合、当該土地の権利に対する補償の額は、近傍において同様の建築制限を受けている類地の取引価格を考慮して算定した価格に物価変動に応ずる修正率を乗じて得た額となる。
3. 収用対象の土地で商店が営まれている場合、商店の建築物の移転に要する費用は補償の対象となるが、その移転に伴う営業上の損失は補償の対象とはならない。
4. 収用対象とはなっていない土地について、隣地の収用によって必要となった盛土・切土に要する費用は損失補償の対象になるが、それにより通路・溝等の工作物が必要となったときは、当該工作物の新築に係る費用は補償の対象とはならない。
5. 収用対象の土地の所有者が収用委員会による裁決について不服を有する場合であって、不服の内容が損失の補償に関するものであるときは、土地所有者が提起すべき訴訟は当事者訴訟になる。

正答: 5

95

p.154

H30 問 22

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

大都市地域特別区設置法により、一定の要件を満たす道府県にも特別区を設けることが可能になった。

### 【正】公式原文による正しい問題文

地方自治法の定める特別区に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 特別区は、かつては特別地方公共団体の一種とされていたが、地方自治法の改正により、現在は、市町村などと同様の普通地方公共団体とされており、その区長も、公選されている。
2. 特別区は、独立の法人格を有する地方公共団体である点においては、指定都市に置かれる区と相違はないが、議会や公選の区長を有すること、さらには条例制定権限を有する点で後者とは異なる。
3. 特別区は、その財源を確保するために、区民税などの地方税を賦課徴収する権限が認められており、その行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、他の地方公共団体から交付金を受けることを禁じられている。
4. 特別区は、地方自治法上は、都に設けられた区をいうこととされているが、新たな法律の制定により、廃止される関係市町村における住民投票などの手続を経て、一定の要件を満たす他の道府県においても設けることが可能となった。

5. 特別区は、原則として、市町村と同様の事務を処理することとされているが、特別区相互間の事務の調整を確保する見地から、市町村と異なり、その事務の執行について、区長等の執行機関は、知事の一般的な指揮監督に服する。

正答: 4

**96** | p.154 | **H30 問 23** | **A: 問題文欠落**

訂正内容: 問題文、ア～オの記述および5つの組合せ選択肢すべてを復元

**【誤】 書籍の現状**

ア（条例で刑罰規定を設けられる）とウ（長は条例制定の議決を再議に付せる）が正しい。

**【正】 公式原文による正しい問題文**

地方公共団体の定める条例と規則に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア. 普通地方公共団体は、その事務に関し、条例を制定し、それに違反した者について、懲役などの刑罰の規定を設けることができる。

イ. 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関し、規則を制定し、それに違反した者について、罰金などの刑罰の規定を設けることができる。

ウ. 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会による条例の制定に関する議決について、再議に付すことができる。

エ. 普通地方公共団体は、公の施設の設置およびその管理に関する事項につき、その長の定める規則でこれを定めなければならない。

オ. 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の条例の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・オ 4. ウ・エ 5. エ・オ

正答: 2

**97** | p.155 | **H30 問 24** | **A: 問題文欠落**

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

**【誤】 書籍の現状**

自治事務・法定受託事務のいずれも事務監査請求・住民監査請求の対象となりうる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

地方自治法の定める都道府県の事務に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 都道府県は、自治事務については条例を制定することができるが、法定受託事務については条例を制定することができない。
2. 都道府県は、自治事務、法定受託事務および機関委任事務の3種類に分類される。
3. 都道府県の自治事務については、地方自治法上、どのような事務がこれに該当するかについて、例示列挙されている。
4. 都道府県の法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであるから、法定受託事務に関する賠償責任は国にあり、都道府県に賠償責任が生じることはないものとされている。
5. 都道府県の自治事務と法定受託事務は、いずれも事務の監査請求および住民監査請求の対象となることがある。

正答: 5

98

p.155

H30 問 25

A: 問題文欠落

訂正内容: 問題文および5選択肢全てを復元

### 【誤】書籍の現状

建築基準法 42 条 2 項の一括指定による 2 項道路の指定も抗告訴訟の対象となる行政処分当たる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

道路等についての最高裁判所の判決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 道路の供用によって騒音や排気ガス等が生じ、当該道路の周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じていたとしても、このような供用に関連する瑕疵は、国家賠償法に定める「公の営造物の設置又は管理」上の瑕疵とはいえないから、道路管理者には国家賠償法上の責任は生じない。
2. 公団上は水路として表示されている公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての外観を全く喪失し、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合であっても、行政庁による明示の公用廃止が行われない限り、当該水路は取得時効の対象とはなり得ない。
3. 建築基準法の定める道路の指定は、一定の条件に合致する道を一律に指定する一括指定の方法でなされることもあるが、一括して指定する方法で指定された道路の指定であっても、個別の土地についてその本来的な効果として具体的な私権制限を発生させるものであるから、当該指定は抗告訴訟の対象になる行政処分当たる。
4. 運転者が原動機付自転車を運転中に、道路上に長時間放置してあった事故車両に衝突して死亡した事故が発生した場合であっても、道路上の自動車の放置は、国家賠償法に定める「公の営造物の設置又は管理」上の瑕疵とはいえないから、道路の管理費用を負担すべき県には国家賠償法に基づく責任は認め

られない。

5. 特別区の建築安全条例所定の接道要件が満たされていない建築物について、条例に基づいて区長の安全認定が行われた後に当該建築物の建築確認がされた場合であっても、後続処分たる建築確認の取消訴訟において、先行処分たる安全認定の違法を主張することは許されない。

正答: 3

99

p.156

H29 問 8

B: 要約化

訂正内容: 結論のみ記載した要約版を、公式原文のリード文+選択肢 5 件 (号の取消し・撤回の組合せ) + 参照条文 (砂利採取法 16 条・21 条・23 条・26 条・31 条) に差し替える。

#### 【誤】書籍の現状

砂利採取法 26 条の「認可の取消し」について、2 号と 3 号はいずれも行政法学上の撤回。1 号は取消し、4 号は撤回。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 8 砂利採取法 26 条 1 号から 4 号までによる「認可の取消し」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 1 号による「認可の取消し」および 2 号による「認可の取消し」は、いずれも行政法学上の取消しである。2 1 号による「認可の取消し」および 3 号による「認可の取消し」は、いずれも行政法学上の取消しである。3 2 号による「認可の取消し」および 3 号による「認可の取消し」は、いずれも行政法学上の撤回である。4 2 号による「認可の取消し」および 4 号による「認可の取消し」は、いずれも行政法学上の撤回である。5 3 号による「認可の取消し」および 4 号による「認可の取消し」は、いずれも行政法学上の撤回である。

(参照条文) 砂利採取法 (採取計画の認可) 第 16 条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、(当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事等) の認可を受けなければならない。(遵守義務) 第 21 条 第 16 条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画・・・に従って砂利の採取を行なわなければならない。(緊急措置命令等) 第 23 条第 1 項 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。(第 2 項以下略) (認可の取消し等) 第 26 条 都道府県知事又は河川管理者は、第 16 条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。 1 第 21 条の規定に違反したとき。 2 ……第 23 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。 3 第 31 条第 1 項の条件に違反したとき。 4 不正の手段により第 16 条の認可を受けたとき。(認可の条件) 第 31 条第 1 項 第 16 条の認

可・・・には、条件を附することができる。(第2項以下略)

正答: 3

100

p.156

H29 問 9

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢3の要旨のみ記載している現状を、問題本文(リード)と選択肢1~5の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

(選択肢1~5が省略され、正答肢3の要旨のみ記載)

【正】公式原文による正しい問題文

問題9 無効の行政行為に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1 無効の行政行為については、それを争う訴訟として無効確認訴訟が法定されており、その無効を実質的当事者訴訟や民事訴訟において主張することは許されない。2 無効の行政行為については、それを取り消すことはできないから、たとえ出訴期間内であっても、それに対して提起された取消訴訟は不合法とされる。3 無効の行政行為については、当該処分取消訴訟について、個別法に審査請求前置が規定されていても、直ちに無効確認訴訟を提起することが許される。4 無効の行政行為については、客観的に効力が認められないのであるから、その無効を主張する者は、何人でも、無効確認訴訟を提起して、これを争うことができる。5 無効の行政行為については、その執行は認められず、これを何人も無視できるから、無効確認訴訟には、仮の救済のための執行停止制度の準用はなされていない。

正答: 3

101

p.156

H30 問 26

A: 問題文欠落

訂正内容: A・B・Cの会話本文および5選択肢すべてを復元

【誤】書籍の現状

取消判決・執行停止決定の第三者効があるため、保育所廃止条例の制定行為を抗告訴訟で争うことには合理性がある。

### 【正】公式原文による正しい問題文

ある市立保育所の廃止に関する以下の会話を受けて C が論点を整理した次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

A：友人が居住している市で、3つある市立保育所を廃止するための条例が制定されるらしいんだ。この場合、どうしたら、条例の制定を阻止できるのだろうか。

B：議会への働きかけも含めていろいろ考えられるけれども、その他、何らかの訴訟を提起することも考えられるね。

C：行政事件訴訟法と地方自治法を勉強するいい機会だから、すこし考えてみよう。

1. 特定の市立保育所のみを廃止する条例の効力を停止するために、当該条例の効力の停止の申立てのみを、それに対する抗告訴訟の提起の前に行うことができる。
2. 特定の市立保育所を廃止する条例の制定行為については、住民訴訟によってその差止めを求めることができる。
3. 条例の制定行為は、普通地方公共団体の議会が行う立法行為に属するが、一般的に抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解されている。
4. 特定の市立保育所の廃止条例の制定に関する議決を阻止するため、一定数の選挙人の署名により、地方自治法上の直接請求をすることができる。
5. 処分の取消判決や執行停止の決定には第三者効が認められているため、市立保育所廃止条例の制定行為の適法性を抗告訴訟によって争うことには合理性がある。

正答：5

102

p.157

H29 問 10

A: 問題文欠落

訂正内容：正答肢 3 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

### 【誤】書籍の現状

(選択肢 1～5 が省略され、正答肢 3 の要旨のみ記載)

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 10 執行罰に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 執行罰とは、行政上の義務の不履行について、罰金を科すことにより、義務の履行を促す制度であり、行政上の強制執行の一類型とされる。
- 2 執行罰は、行政上の義務の履行確保のために科されるものであるが、行政機関の申立てにより、非訟事件手続法の定める手続に従って、裁判所の決定によって科される。
- 3 執行罰は、刑罰ではないため、二重処罰の禁止の原則の適用はなく、同一の義務の不履行について、これを複数回にわたり科すことも認められる。
- 4 執行罰については、それを認める一般法は存在せず、これを認める個別の法令の定めが必要であるが、行政代執行法は、執行罰の規定を条例で定めることも明文で許容している。
- 5 執行罰は、多くの法令において、各種の届出義務などの軽微な手続上

の義務への違反に科されることとされている。

正答: 3

103

p.157

H29 問 11

A: 問題文欠落

訂正内容: 正解語句の羅列のみの現状を、行政手続法 1 条 1 項の空欄付き条文本文と 5 つの組合せ選択肢に復元する。

【誤】書籍の現状

ア=処分、イ=届出、ウ=命令、エ=公正、オ=国民の権利利益の保護。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 11 次の文章は、行政手続法 1 条 1 項の条文である。空欄 [ ア ] ~ [ オ ] に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

第 1 条 この法律は、[ ア ]、行政指導及び [ イ ] に関する手続並びに [ ウ ] 等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における [ エ ] の確保と透明性（略）の向上を図り、もって [ オ ] に資することを目的とする。

ア イ ウ エ オ 1 行政行為 届出 行政計画 迅速性 国民の権利利益の保護 2 処分 公証 行政契約 効率性 行政の適正な運営 3 行政行為 公証 命令 公正 国民の権利利益の保護 4 行政行為 通知 行政計画 効率性 行政の適正な運営 5 処分 届出 命令 公正 国民の権利利益の保護

正答: 5

104

p.158

H29 問 12

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 3 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1~5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は理由提示不要。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 12 処分理由の提示に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 行政手続法が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接義務を課し、またはその権利を制限するという同処分の性質にかんがみたものであるから、行政手続法には、申請に対する拒否処分に関する理由の提示の定めはない。2 一級建築士免許取消処分をするに際し、行政庁が行政手続法に基づいて提示した理由が不十分であったとしても、行政手続法には理由の提示が不十分であった場合の処分の効果に関する規定は置かれていないから、その違法により裁判所は当該処分を取り消すことはできない。3 行政手続法は、不利益処分をする場合にはその名宛人に対し同時に当該不利益処分の理由を示さなければならないと定める一方、「当該理由を示さないうちで処分をすべき差し迫った必要がある場合はこの限りでない。」としている。4 青色申告について行政庁が行った更正処分における理由附記の不備という違法は、同処分に対する審査裁決において処分理由が明らかにされた場合には、治癒され、更正処分の取消事由とはならない。5 情報公開条例に基づく公文書の非公開決定において、行政庁がその処分理由を通知している場合に、通知書に理由を附記した以上、行政庁が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することは許されない。

正答: 3

105

p.158

H29 問 13

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 4 の要旨のみ記載している現状を、問題本文（調書・報告書の定義付き）と選択肢 1～5 の全文に復元する。

### 【誤】書籍の現状

「調書・報告書が提出されたときは聴聞の再開を命ずることはできない」が誤り。行政庁は聴聞の再開を命ずることができる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 13 行政手続法の定める聴聞に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、調書は、聴聞の審理の経過を記載した書面であり、報告書は、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した書面である。

1 聴聞の主宰者は、調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。2 聴聞の主宰者は、聴聞の終結後、速やかに報告書を作成し、調書とともに行政庁に提出しなければならない。3 聴聞の当事者または参加人は、聴聞の主宰者によって作成された調書および報告書の閲覧を求めることができる。4 聴聞の終結後、聴聞の主宰者から調書および報告書が提出されたときは、行政庁は、聴聞の再開を命ずることはできない。5 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、調書の内容および報告書に記載された聴聞の主

宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

正答: 4

106

p.158

H29 問 14

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 1 の要旨（一般概括主義）のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

すべての行政庁の処分は、法律に特別の定めがない限り、審査請求の対象となる（一般概括主義）。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 14 行政不服審査法の定める審査請求の対象に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 全ての行政庁の処分は、行政不服審査法または個別の法律に特別の定めがない限り、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる。2 地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例または規則に置かれているものに限る。）についての審査請求には、当該地方公共団体の定める行政不服審査条例が適用され、行政不服審査法は適用されない。3 地方公共団体は、自己に対する処分でその固有の資格において処分の相手方となるものに不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求をした後でなければ当該処分の取消訴訟を提起することができない。4 行政指導の相手方は、当該行政指導が違法だと思料するときは、行政不服審査法に基づく審査請求によって当該行政指導の中止を求めることができる。5 個別の法律により再調査の請求の対象とされている処分は、行政不服審査法に基づく審査請求の対象とはならない。

正答: 1

107

p.159

H29 問 15

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 1 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

法人でない社団でも代表者の定めがあれば、社団の名で審査請求できる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 15 行政不服審査法の定める審査請求人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 法人でない社団であっても、代表者の定めがあるものは、当該社団の名で審査請求をすることができる。2 審査請求人は、国の機関が行う処分について処分庁に上級行政庁が存在しない場合、特別の定めがない限り、行政不服審査会に審査請求をすることができる。3 審査請求人は、処分庁が提出した反論書に記載された事項について、弁明書を提出することができる。4 審査請求人の代理人は、特別の委任がなくても、審査請求人に代わって審査請求の取下げをすることができる。5 共同審査請求人の総代は、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを含め、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

正答: 1

108

p.159

H29 問 16

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 4 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

### 【誤】書籍の現状

執行停止後に公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかになったとき等は、執行停止を取り消すことができる。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 16 行政不服審査法の定める執行停止に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 処分庁の上級行政庁または処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てによりまたは職権で、処分の効力、処分の執行または手続の続行の全部または一部の停止その他の措置をとることができる。2 審査庁は、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査請求人の申立てがなくとも、職権で執行停止をしなければならない。3 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができ、意見書の提出があった場合、審査庁は、速やかに執行停止をしなければならない。4 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときには、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。5 処分庁の上級行政庁または処分庁が審査庁である場合には、処分の執行の停止によって目的を達することができる場合であっても、処分の効力の停止をすることができる。

正答: 4

訂正内容: 正答肢 1 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1~5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

申請拒否処分の取消訴訟は義務付け訴訟と併合提起できるが、取消訴訟のみを単独で提起することも許される。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 17 許認可の申請拒否処分の取消訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1 申請拒否処分の取消訴訟には、申請された許認可を命ずることを求める義務付け訴訟を併合提起できるが、当該申請拒否処分の取消訴訟のみを単独で提起することも許される。2 申請拒否処分の取消訴訟を提起した者は、終局判決の確定まで、申請された許認可の効果を仮に発生させるため、当該申請拒否処分の効力の停止を申し立てることができる。3 申請拒否処分の取消訴訟については、出訴期間の制限はなく、申請を拒否された者は、申請された許認可がなされない限り、当該申請拒否処分の取消訴訟を提起できる。4 申請拒否処分の取消訴訟の係属中に当該申請拒否処分が職権で取り消され、許認可がなされた場合には、当該取消訴訟は訴えの利益を失い、請求は棄却されることとなる。5 申請拒否処分の取消訴訟において、当該申請拒否処分の取消しの判決が確定した場合には、その判決の理由のいかんにかかわらず、処分庁は、再度、申請拒否処分をすることは許されない。

正答: 1

訂正内容: 正答肢 1 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1~5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

裁決は義務付けの訴えや差止めの訴えの対象にもなりうる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 18 行政事件訴訟法 3 条 3 項による「裁決の取消しの訴え」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1 「裁決の取消しの訴え」の対象とされている裁決は、「義務付けの訴え」や「差止めの訴え」の対象ともされている。2 「裁決の取消しの訴え」について、原告適格が認められるのは、裁決の相手方である審査請求人に限られ、それ以外の者には、原告適格は認められない。3 「裁決の取消しの訴え」は、審査請求の対象とされた原処分に対する「処分の取消しの訴え」の提起が許されない場合に限り、提起が

認められる。4 「裁決の取消しの訴え」については、審査請求に対する裁決のみが対象とされており、再調査の請求に対する決定は、「処分の取消しの訴え」の対象とされている。5 「裁決の取消しの訴え」については、「処分の取消しの訴え」における執行停止の規定は準用されていないから、裁決について、執行停止を求めることはできない。

正答: 1

111

p.160

H29 問 19

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 5 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、仮の差止めを命ずることができない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 19 行政事件訴訟法の定める仮の差止めに関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 仮の差止めの申立てについては、執行停止における内閣総理大臣の異議の規定は準用されていない。
- 2 仮の差止めの申立てがなされた場合、行政庁は、仮の差止めの可否に関する決定がなされるまで、対象とされた処分をすることができない。
- 3 仮の差止めは、処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、申立てにより、または職権で裁判所がこれを命ずる。
- 4 仮の差止めは、緊急の必要があるときは、本案訴訟である差止めの訴えの提起に先立って、申し立てることができる。
- 5 仮の差止めについては、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、これを命ずる決定をすることができない。

正答: 5

112

p.161

H29 問 20

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 2 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

検察官の起訴が国賠法上違法となるのは、合理的な疑念なく起訴した場合。無罪確定だけでは直ちに違法にならない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 20 国家賠償法 1 条に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 通達は、本来、法規としての性質を有しない行政組織内部の命令にすぎず、その違法性を裁判所が独自に判断できるから、国の担当者が、法律の解釈を誤って通達を定め、この通達に従った取扱いを継続したことは、国家賠償法 1 条 1 項の適用上も当然に違法なものと評価される。

2 検察官は合理的な嫌疑があれば公訴を提起することが許されるのであるから、検察官が起訴した裁判において最終的に無罪判決が確定したからといって、当該起訴が国家賠償法 1 条 1 項の適用上も当然に違法となるわけではない。

3 裁判官のなす裁判も国家賠償法 1 条の定める「公権力の行使」に該当するが、裁判官が行う裁判においては自由心証主義が認められるから、裁判官の行う裁判が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法と判断されることはない。

4 国会議員の立法行為（立法不作為を含む。）は、国家賠償法 1 条の定める「公権力の行使」に該当するものではなく、立法の内容が憲法の規定に違反する場合であっても、国会議員の当該立法の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けることはない。

5 政府が、ある政策目標を実現するためにとるべき具体的な措置についての判断を誤り、ないしはその措置に適切を欠いたため当該目標を達成できなかった場合には、国家賠償法 1 条 1 項の適用上当然に違法の評価を受ける。

正答: 2

113

p.161

H29 問 21

A: 問題文欠落

訂正内容: 結論のみ記載している現状を、最二小判昭和 53 年 7 月 17 日民集 32 巻 5 号 1000 頁の判決文本文、空欄 I ~ V のア・イ候補語句、および 5 つの組合せ選択肢に復元する。

### 【誤】書籍の現状

国家賠償法 1 条に基づく損害賠償責任には失火責任法の適用がある。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 21 次の文章は、国家賠償法に関する最高裁判所判決の一節である。空欄 [ I ] ~ [ V ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

原判決は、本件火災は第一次出火の際の残り火が再燃して発生したものであるが、上告人の職員である消防署職員の消火活動について失火ノ責任ニ関スル法律（以下「失火責任法」という。）は適用されず、第一次出火の消火活動に出動した消防署職員に残り火の点検、再出火の危険回避を怠つた [ I ] がある以上、上告人は被上告人に対し国家賠償法一条一項により損害を賠償する義務があるとし、被上告人の請求のうち一部を認容した。

思うに、国又は公共団体の損害賠償の責任について、国家賠償法四条は、同法一条一項の規定が適用される場合においても、民法の規定が [ II ] ことを明らかにしているところ、失火責任法は、失火者の責任条件について民法七〇九条の特則を規定したものであるから、国家賠償法四条の「民法」に [ III ] と解

するのが相当である。また、失火責任法の趣旨にかんがみても、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任についてのみ同法の〔Ⅳ〕合理的理由も存しない。したがって、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法四条により失火責任法が適用され、当該公務員に〔Ⅴ〕のあることを必要とするものといわなければならない。(最二小判昭和 53 年 7 月 17 日民集 32 卷 5 号 1000 頁)

空欄候補：Ⅰ ア：重大な過失／イ：過失 Ⅱ ア：補充的に適用される／イ：優先的に適用される Ⅲ ア：含まれる／イ：含まれない Ⅳ ア：適用を排除すべき／イ：適用を認めるべき Ⅴ ア：重大な過失／イ：過失

Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ 1 ア ア ア イ イ 2 ア イ イ ア イ 3 イ ア ア ア ア 4 イ  
イ ア イ ア 5 イ イ イ ア ア

正答：3

114 p.161 | H29 問 22 | A: 問題文欠落

訂正内容：正答肢 4 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

「区域外に公の施設を設けることはできない」が誤り。関係団体との協議等により区域外にも設置可能。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 22 地方自治法が定める公の施設に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1 普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置に関する事項を、条例で定めなければならない。2 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないが、正当な理由があれば利用を拒むことができる。3 普通地方公共団体は、公の施設を管理する指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。4 公の施設は、住民の利用に供するために設けられるものであり、普通地方公共団体は、その区域外において、公の施設を設けることはできない。5 普通地方公共団体が、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、指定管理者の指定の手続等の必要な事項を条例で定めなければならない。

正答：4

115 p.162 | H29 問 23 | A: 問題文欠落

訂正内容：正答肢 3 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

議会の議決により特に指定した軽易な事項は、長が専決処分できる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 23 地方自治法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 町村は、議会に代えて、選挙権を有する者の総会を設ける場合、住民投票を経なければならない。2 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した者について、正当な理由がある場合には、その者が議員となることを拒むことができる。3 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、専決処分に行うことができる。4 普通地方公共団体が処理する事務のうち、自治事務についても、法定受託事務と同様に、地方自治法により複数の種類が法定されている。5 自治事務とは異なり、法定受託事務に関する普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与については、法律に基づかないでなすことも認められている。

正答: 3

116

p.162

H29 問 24

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答肢 5 の要旨のみ記載している現状を、問題本文と選択肢 1～5 の全文に復元する。

【誤】書籍の現状

監査委員が適法な住民監査請求を不適法として却下した場合、住民は直ちに住民訴訟を提起できる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 24 地方自治法による住民監査請求と住民訴訟に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1 地方公共団体が随意契約の制限に関する法令の規定に違反して契約を締結した場合、当該契約は当然に無効であり、住民は、その債務の履行の差止めを求める住民訴訟を提起することができる。2 住民訴訟によって、住民は、地方公共団体の契約締結の相手方に対し、不当利得返還等の代位請求をすることができる。3 住民監査請求をするに当たって、住民は、当該地方公共団体の有権者のうち一定数以上の者ととも、これをしなければならない。4 地方公共団体の住民が違法な公金の支出の差止めを求める住民訴訟を適法に提起した場合において、公金の支出がなされることによる重大な損害を避けるため、同時に執行停止の申立ても行うことができる。5 監査委員が適法な住民監査請求を不適法として却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができる。

正答: 5

訂正内容: 「都市施設の区域決定に関する裁量権の範囲を問う判決文の穴埋め問題。」のメタ説明のみの現状を、最二小判平成 18 年 9 月 4 日判例時報 1948 号 26 頁の判決文本文、候補文ア～エ (4 肢)、5 つの組合せ選択肢に全面復元する。

### 【誤】書籍の現状

都市施設の区域決定に関する裁量権の範囲を問う判決文の穴埋め問題。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 25 次の文章は、都市計画における建設大臣 (当時) の裁量権の範囲に関する原審の判断を覆した最高裁判所判決の一節である。空欄 [ I ] ~ [ IV ] には、それぞれあとのア～エのいずれかの文が入る。原審の判断を覆すための論理の展開を示すものとして妥当なものの組合せはどれか。

都市施設は、その性質上、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めなければならないものであるから、都市施設の区域は、当該都市施設が適切な規模で必要な位置に配置されたものとなるような合理性をもって定められるべきものである。この場合において、民有地に代えて公有地を利用することができるときには、そのことも上記の合理性を判断する一つの考慮要素となり得ると解すべきである。

[ I ] ]。しかし、[ II ] ]。

そして、[ III ] ] のであり、[ IV ] ]。

以上によれば、南門の位置を変更することにより林業試験場の樹木に悪影響が生ずるか等について十分に審理することなく、本件都市計画決定について裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してしたものであるということとはできないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(最二小判平成 18 年 9 月 4 日判例時報 1948 号 26 頁)

ア. 原審は、南門の位置を変更し、本件民有地ではなく本件国有地を本件公園の用地として利用することにより、林業試験場の樹木に悪影響が生ずるか、悪影響が生ずるとして、これを樹木の植え替えなどによって回避するのは困難であるかなど、樹木の保全のためには南門の位置は現状のとおりとするのが望ましいという建設大臣の判断が合理性を欠くものであるかどうかを判断するに足りる具体的な事実を確定していないのであって、原審の確定した事実のみから、南門の位置を現状のとおりとする必要があることを肯定し、建設大臣がそのような前提の下に本件国有地ではなく本件民有地を本件公園の区域と定めたことについて合理性に欠けるものではないとすることはできないといわざるを得ない

イ. 本件国有地ではなく本件民有地を本件公園の区域と定めた建設大臣の判断が合理性を欠くものであるとすることができるときには、その建設大臣の判断は、他に特段の事情のない限り、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとなるのであって、本件都市計画決定は、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法となるのである

ウ．樹木の保全のためには南門の位置は現状のとおりとするのが望ましいという建設大臣の判断が合理性を欠くものであるということが出来る場合には、更に、本件民有地及び本件国有地の利用等の現状及び将来の見通しなどを勘案して、本件国有地ではなく本件民有地を本件公園の区域と定めた建設大臣の判断が合理性を欠くものであるということが出来るかどうかを判断しなければならない

エ．原審は、建設大臣が林業試験場には貴重な樹木が多いことからその保全のため南門の位置は現状のとおりとすることになるという前提の下に本件民有地を本件公園の区域と定めたことは合理性に欠けるものではないとして、本件都市計画決定について裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してしたものであるということとはできないとする

I II III IV 1 ア ウ エ イ 2 イ エ ア ウ 3 イ エ ウ ア 4 ウ イ エ ア 5  
エ ア ウ イ

正答: 5

118

p.163

H28 問 8

A: 問題文欠落

訂正内容: 設例全文、参照条文(旅館業法3条1項・8条1項)、ア～オの記述、組合せ選択肢を全て復元する。  
正答は5(ウ・オ)。

#### 【誤】書籍の現状

旅館業の許可取消処分について。ウ(取消判決で営業許可が復活する)とオ(後発的事由による取消し=撤回)が正しい。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

下記の〔設例〕に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

〔設例〕 Xは、旅館業法3条1項に基づく許可(以下「営業許可」という。)を得て、旅館業を営んでいたが同法によって義務付けられた営業者の講ずべき衛生措置を講じなかったことを理由に、所轄都道府県知事から、同法8条1項に基づく許可の取消処分(以下「取消処分」という。)を受けた。

(参照条文) 旅館業法 第3条第1項 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事・・・の許可を受けなければならない。(以下略) 第8条第1項 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき・・・は、同条〔注:旅館業法第3条〕第1項の許可を取り消〔す〕・・・ことができる。(以下略)

ア. Xに対してなされた取消処分は、違法になされた営業許可を取り消し、法律による行政の原理に反する状態を是正することを目的とする行政行為である。

イ. Xに対してなされた取消処分は、いったんなされた営業許可を前提とするものであるから、独立の行政行為とはみなされず、行政手続法が規定する「処分」にも当たらない。

ウ. Xに対してなされた取消処分が取消判決によって取り消された場合に、Xは、営業許可がなされた状態に復し、従前どおり営業を行うことができる。

エ. X に対してなされた取消処分によって、X が有していた営業許可の効力は、それがなされたときにさかのぼって効力を失うことになる。

オ. X に対してなされた取消処分は、営業許可がなされた時点では瑕疵がなかったが、その後においてそれによって成立した法律関係を存続させることが妥当ではない事情が生じたときに、当該法律関係を消滅させる行政行為である。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. イ・エ 4. イ・オ 5. ウ・オ

正答: 5

119

p.163

H29 問 26

A: 問題文欠落

訂正内容: 正答 (ア・ウ) の内容のみの現状を、教示文 (空欄 a 付き)、選択肢ア～オ、5 つの組合せ選択肢に全面復元する。

【誤】書籍の現状

ア (教示を怠っても処分自体は取り消されない) とウ (教示は行政不服審査法と行政事件訴訟法に基づく) が妥当。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 26 次の文章は、X 県知事により行われる、ある行政処分に付される教示である。これに関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に X 県知事に審査請求をすることができます (処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、[ a ] を被告として、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます (処分があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません (裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除きます。)

ア. この教示を怠っても、当該処分がそれを理由として取り消されることはない。イ. 空欄 [ a ] に当てはまるものは、X 県知事である。ウ. この教示は、行政不服審査法と行政事件訴訟法に基づいて行われている。エ. この教示が示す期間が過ぎた場合には、取消訴訟を提起することはできないが、正当な理由がある場合には、審査請求のみは許される。オ. この教示は、審査請求の裁決を経てからでなければ、取消訴訟が提起できないことを示している。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・ウ 4 ウ・オ 5 エ・オ

訂正内容: 5 選択肢 (マクリーン事件/剣道実技拒否/個人タクシー免許/原子炉設置許可/公務員懲戒処分)の全文を復元。

**【誤】 書籍の現状**

マクリーン事件判決について、外国人の政治活動の内容を慎重に吟味せずに在留更新を拒否した法務大臣の判断が裁量権の範囲を超え違法、とする記述は判例に反する (誤り)。判例は法務大臣の裁量を広く認めた。

**【正】 公式原文による正しい問題文**

行政裁量に関する最高裁判所の判例について、次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、制度は、判決当時のものである。

1. 外国人が在留期間中に日本で行った政治活動のなかに、わが国の出入国管理政策に対する非難行動あるいはわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれていたとしても、それらは憲法の保障が及ぶ政治活動であり、このような活動の内容を慎重に吟味することなく、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断した法務大臣の判断は、考慮すべき事項を考慮しておらず、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものであり、裁量権の範囲を越える違法なものとなる。
2. 学生が信仰上の理由によりした剣道実技の履修拒否について、正当な理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもないのに、代替措置について何ら検討することもなく原級留置処分をし、さらに、退学処分をした公立高等専門学校の校長の措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものであり、原級留置処分と退学処分は裁量権の範囲を越える違法なものとなる。
3. 個人タクシー事業の免許に当たり、多数の申請人のうちから少数特定の者を具体的個別的事実関係に基づき選択してその免許申請の許否を決しようとするときには、道路運送法の規定の趣旨に沿う具体的審査基準を設定してこれを公正かつ合理的に適用すべきであり、この基準の内容が高度の認定を要するものである等の場合は、基準の適用上必要とされる事項について聴聞その他適切な方法により申請人に対しその主張と証拠提出の機会を与えるべきであって、これに反する審査手続により免許申請を却下したときは、公正な手続によって免許申請の許否につき判定を受けるべき申請人の法的利益を侵害したもものとして、当該却下処分は違法となる。
4. 原子炉施設の安全性に関する処分行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理・判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた処分行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、

あるいは当該原子炉施設がその具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤・欠落があり、行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、処分行政庁の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく原子炉設置許可処分は違法となると解すべきである。

5. 裁判所が懲戒権者の裁量権の行使としてされた公務員に対する懲戒処分の適否を審査するに当たっては、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、それが社会観念上著しく妥当を欠き裁量権を濫用したと認められる場合に限り、違法と判断すべきものである。

正答: 1

121

p.164

H28 問 10

A: 問題文欠落

訂正内容: ア～エの4記述と5つの組合せ選択肢を復元。

#### 【誤】書籍の現状

ア（取消判決確定後も国賠訴訟で被告は違法でないと主張可能）とウ（国賠請求に取消判決は不要）が正しい。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

次のア～エの記述のうち、法令および最高裁判所判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア. 行政処分の取消訴訟において、処分取消判決が確定したときであっても、同一処分に関する国家賠償訴訟において、被告は、当該処分を行ったことが国家賠償法上は違法ではないと主張することは許される。

イ. 行政処分が無効と判断される場合であっても、その効力の有無を争うためには抗告訴訟を提起する必要がある、当事者訴訟や民事訴訟においてただちに行政処分の無効を主張することは許されない。

ウ. 行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするに当たっては、あらかじめ当該行政処分について取消訴訟を提起し、取消判決を得ていなければならないものではない。

エ. 行政処分の違法性を争点とする刑事訴訟において被告人が処分の違法を前提とする主張をする場合には、あらかじめ当該行政処分について取消訴訟を提起し、取消判決を得ておかななければならない。

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. ウ・エ

正答: 2

訂正内容: 5 選択肢 (聴聞資料閲覧/弁明機会付与と聴聞/行政指導中止請求/処分求め権/行政指導求め権)の全文を復元。

**【誤】書籍の現状**

弁明の機会の付与に代えて聴聞を求める権利は行政手続法に規定されていない。

**【正】公式原文による正しい問題文**

処分または行政指導であって、その根拠となる規定が法律に置かれているものに関する次の記述のうち、当該事項を求め得ることが行政手続法に規定されていないものはどれか。

1. 不利益処分の名あて人となるべき者は、聴聞の通知を受けた場合、聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
2. 不利益処分の名あて人となるべき者は、弁明の機会の付与の通知を受けた場合、口頭による意見陳述のために、弁明の機会の付与に代えて聴聞を実施することを求めることができる。
3. 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法定の要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導の中止を求めることができる。
4. 何人も、法令に違反する事実がある場合において、法令違反の是正のためにされるべき処分がされていないと思量するときは、権限を有する行政庁に対し、当該処分をすることを求めることができる。
5. 何人も、法令に違反する事実がある場合において、法令違反の是正のためにされるべき行政指導がされていないと思量するときは、権限を有する行政機関に対し、当該行政指導をすることを求めることができる。

正答: 2

訂正内容: 5 選択肢 (標準処理期間/公聴会/処分基準/行政指導/意見公募手続)の全文を復元。

**【誤】書籍の現状**

行政指導の趣旨・内容・責任者の明示は努力義務ではなく義務。「努力義務にとどまる」とする肢 4 が誤り。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政手続法が定める行政庁等の義務（必ず行わなければならない法令上の義務）と努力義務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 申請に対する処分について、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めることは、担当行政庁の努力義務にとどまり、義務とはされていない。
2. 申請に対する処分について、公聴会の開催その他の適当な方法により利害関係人の意見を聴く機会を設けるべきことは、担当行政庁の努力義務にとどまり、義務とはされていない。
3. 不利益処分について、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくことは、担当行政庁の努力義務にとどまり、義務とはされていない。
4. 行政指導について、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を示すことは、当該行政指導に携わる者の努力義務にとどまり、義務とはされていない。
5. 意見公募手続について、当該手続の実施について周知することおよび当該手続の実施に関連する情報を提供することは、命令等制定機関の努力義務にとどまり、義務とはされていない。

正答：4

124

p.165

H28 問 13

A: 問題文欠落

訂正内容：5 選択肢（補正請求／拒否理由提示／進行状況／申請に対する処分の該当性／届出の効力）の全文を復元。

### 【誤】書籍の現状

「補正を求めなければならない、直ちに拒否してはならない」が誤り。正しくは「補正を求め、又は拒否しなければならない」。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政手続法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 行政庁は、申請の形式上の要件に適合しない申請については、補正を求めなければならない、ただちにこれを拒否してはならない。
2. 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を提示しなければならない。
3. 行政庁は、申請者の求めがあれば、申請に係る審査の進行状況や申請に対する処分時期の見通しを示すよう努めなければならない。
4. 申請により求められた許認可等を拒否する処分は、不利益処分ではなく、「申請に対する処分」に該当する。
5. 形式上の要件に適合する届出については、提出先とされる機関の事務所に届出書が到達したときに届出の義務が履行されたものとする。

正答: 1

125

p.166

H28 問 14

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢 (再調査の請求関連) の全文を復元。

【誤】書籍の現状

再調査の請求で申立てがあれば、困難でない限り口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法における再調査の請求について、妥当な記述はどれか。

1. 行政庁の処分につき、処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合、処分庁に再調査の請求をすることは認められない。
2. 行政庁の処分に不服のある場合のほか、法令に基づく処分についての申請について不作為がある場合にも、再調査の請求が認められる。
3. 再調査の請求においても、原則として、その審理は審理員によってなされなければならないが、行政不服審査会等への諮問は要しない。
4. 再調査の請求において、請求人または参加人の申立てがあった場合には、それが困難であると認められないかぎり、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
5. 再調査の請求がなされた場合、処分庁は、職権で、処分の効力、執行または手続の続行を停止することができるが、これらを請求人が申し立てることはできない。

正答: 4

126

p.166

H28 問 15

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢 (審理員関連) の全文を復元。

【誤】書籍の現状

審理員は審査庁に所属する職員から指名され、審理員名簿を作成するよう努めなければならない。

【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法における審理員について、妥当な記述はどれか。

1. 審理員による審理手続は、処分についての審査請求においてのみなされ、不作為についての審査請求においてはなされない。

2. 審理員は、審査庁に所属する職員のうちから指名され、審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めなければならない。
3. 審理員は、処分についての審査請求において、必要があると認める場合には、処分庁に対して、処分の執行停止をすべき旨を命ずることができる。
4. 審理員は、審理手続を終結したときは、審理手続の結果に関する調書を作成し、審査庁に提出するが、その中では、審査庁のなすべき裁決に関する意見の記載はなされない。
5. 審理員は、行政不服審査法が定める例外に該当する場合を除いて、審理手続を終結するに先立ち、行政不服審査会等に諮問しなければならない。

正答: 2

127

p.167

H28 問 16

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢（審査請求に対する裁決関連）の全文を復元。

【誤】書籍の現状

不作為の審査請求が相当の期間が経過しないでされた等の場合は裁決で却下する。

【正】公式原文による正しい問題文

行政不服審査法の定める審査請求に対する裁決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 処分についての審査請求が不適法である場合や、審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で当該審査請求を却下するが、このような裁決には理由を記載しなければならない。
2. 処分についての審査請求に対する認容裁決で、当該処分を変更することができるのは、審査庁が処分庁の上級行政庁または処分庁の場合に限られるが、審査庁が処分庁の場合は、審査請求人の不利益に当該処分を変更することもできる。
3. 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
4. 法令に基づく申請を却下し、または棄却する処分の全部または一部を取り消す場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁である場合、当該審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、自らその処分を行うことができる。
5. 不作為についての審査請求が理由がある場合において、審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合、審査庁は、裁決で当該不作為が違法または不当である旨を宣言するが、当該不作為庁に対し、一定の処分をすべき旨を命ずることはできない。

正答: 3

訂正内容: ア～オの 5 記述と 5 つの組合せ選択肢を復元。

【誤】書籍の現状

エ（不作為の違法確認は申請者のみ提起可能）とオ（民衆訴訟の説明を機関訴訟と混同）が誤り。

【正】公式原文による正しい問題文

行政事件訴訟における法律上の利益に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア. 処分の取消訴訟において、原告は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として処分の取消しを求めることはできず、こうした理由のみを主張する請求は棄却される。

イ. 処分の無効確認の訴えは、当該処分が続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分の無効の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに関し、提起することができる。

ウ. 処分の取消訴訟は、処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においても、なお、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者であれば提起することができる。

エ. 不作為の違法確認訴訟は、処分について申請をした者以外の者であっても、当該不作為の違法の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者であれば提起することができる。

オ. 民衆訴訟とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する訴訟であり、原告は、自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起することができる。

1. ア・イ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. ウ・エ 5. エ・オ

正答: 5

訂正内容: 5 選択肢（固定資産税賦課／供託金／原子炉設置許可／年金支給決定／登録免許税還付）の全文を復元。

【誤】書籍の現状

原子炉設置許可の無効を主張する者は、運転差止めの民事訴訟を提起できるからといって、無効確認訴訟を提起できないわけではない（もんじゅ訴訟）。

### 【正】公式原文による正しい問題文

行政事件訴訟に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

1. 地方税法に基づく固定資産税の賦課処分の取消訴訟を提起することなく、過納金相当額の国家賠償請求訴訟を提起することは、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られることになるため、認められない。
2. 供託法に基づく供託金の取戻請求権は、供託に伴い法律上当然に発生するものであり、一般の私法上の債権と同様、譲渡、質権設定、仮差押等の目的とされるものであるから、その請求が供託官により却下された場合には、民事訴訟により争うべきである。
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく発電用原子炉の設置許可の無効を主張する者は、その運転差止めを求める民事訴訟を提起できるからといって、当該許可処分の無効確認訴訟を提起できないわけではない。
4. 国民年金法に基づく裁定の請求に対して年金支給をしない旨の決定が行われた場合、当該年金の裁定の請求者は、公法上の当事者訴訟によって、給付されるべき年金の請求を行うことができるが、年金支給をしない旨の決定の取消訴訟を提起することは認められない。
5. 登録免許税を過大に納付した者は、そのことによって当然に還付請求権を取得し、その還付がなされないときは、還付金請求訴訟を提起することができるから、還付の請求に対してなされた拒否通知について、取消訴訟を提起することは認められない。

正答: 3

130

p.168

H28 問 19

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢（保育所廃止条例／2 項道路指定／病院開設中止勧告／土地区画整理事業計画／工業地域指定）の全文を復元。

### 【誤】書籍の現状

(旧) 医療法に基づく病院開設中止の勧告について、判例は処分性を認めている。「処分にあたらない」とする肢 3 が誤り。

### 【正】公式原文による正しい問題文

処分性に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

1. 保育所の廃止のみを内容とする条例は、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童およびその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものということができる。
2. 建築基準法 42 条 2 項に基づく特定行政庁の告示により、同条 1 項の道路とみなされる道路（2 項道路）の指定は、それが一括指定の方法でされた場合であっても、個別の土地についてその本来的な効果

として具体的な私権制限を発生させるものであり、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものとい  
うことができる。

3. (旧) 医療法の規定に基づく病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに  
従うことを期待してされる行政指導として定められており、これに従わない場合でも、病院の開設後に、  
保険医療機関の指定を受けることができなくなる可能性が生じるにすぎないから、この勧告は、行政事  
件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

4. 市町村の施行に係る土地区画整理事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動  
をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものといえることができ、実  
効的な権利救済を図るという観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的で  
ある。

5. 都市計画区域内において工業地域を指定する決定が告示されて生じる効果は、当該地域内の不特定多  
数の者に対する一般的抽象的な権利制限にすぎず、このような効果を生じるということだけから直ちに  
当該地域内の個人に対する具体的な権利侵害を伴う処分があったものとして、これに対する抗告訴訟の  
提起を認めることはできない。

正答: 3

131

p.168

H28 問 20

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢 (A 県と B 市の責任分担/外国籍/求償/相当の注意/民法上の損害賠償) の全文を復元。

#### 【誤】書籍の現状

B 市が Y の選任・監督について相当の注意をしていたとしても、Y の不法行為が認められれば国家賠償  
責任を免れない (無過失責任ではないが、公務員の過失があれば免責されない)。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

A 県内の B 市立中学校に在籍する生徒 X は、A 県が給与を負担する同校の教師 Y による監督が十分で  
なかったため、体育の授業中に負傷した。この事例につき、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥  
当な記述はどれか。

1. Y の給与を A 県が負担していても、X は、A 県に国家賠償を求めることはできず、B 市に求めるべ  
きこととなる。
2. X が外国籍である場合には、その国が当該国の国民に対して国家賠償を認めている場合にのみ、X  
は、B 市に国家賠償を求めることができる。
3. B 市が X に対して国家賠償をした場合には、B 市は、Y に故意が認められなければ、Y に求償する  
ことはできない。
4. B 市が Y の選任および監督について相当の注意をしていたとしても、Y の不法行為が認められれば、  
B 市は X への国家賠償責任を免れない。

5. Xは、Yに過失が認められれば、B市に国家賠償を求めると並んで、Yに対して民法上の損害賠償を求めることができる。

正答: 4

132

p.169

H28 問 21

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢（消防法／都市計画法用途地域／被収用地建築制限／収用補償額訴訟被告／地下横断歩道移転費用）の全文を復元。

【誤】書籍の現状

都市計画決定による建築制限が課されていても、補償額は制限がないとした場合の価格で算定する。

【正】公式原文による正しい問題文

損失補償に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1. 火災の際の消防活動において、消防長等は、消火もしくは延焼の防止または人命の救助のために緊急の必要があるときは、消防対象物ないし延焼対象物以外の建築物等を破壊することができるが、当該行為は延焼を防ぐために必要な緊急の措置であるため、損害を受けた者は、消防法による損失補償を請求することができない。
2. 都市計画法上の用途地域の指定について、土地の利用規制を受けることとなった者は、当該都市計画を定める地方公共団体に対して、通常生ずべき損害の補償を求めることができる旨が同法に規定されているため、利用規制を受けたことによって被った損失の補償を求めることができる。
3. 都市計画事業のために土地が収用される場合、被収用地に都市計画決定による建築制限が課されていても、被収用者に対して土地収用法によって補償すべき相当な価格とは、被収用地が、建築制限を受けていないとすれば、裁決時において有するであろうと認められる価格をいう。
4. 土地収用による損失補償の額を不服として、土地所有者または関係人が訴えを提起する場合には、補償額を決定した裁決を行った収用委員会の所属する都道府県を被告として、裁決の取消しの訴えを提起する必要がある。
5. 道路管理者である地方公共団体が行った地下横断歩道の新たな設置によって自己の所有する地下埋設ガソリタンクが消防法の規定違反となり、事業者が当該ガソリタンクを移転した場合には、事業者は、移転に必要な費用につき道路法による損失補償を求めることができる。

正答: 3

訂正内容: 5 選択肢 (休日/拘禁刑/議員任期/指定管理者/特別区) の全文を復元。

【誤】書籍の現状

「条例で区域を分けて特別区を設けることができる」が誤り。特別区の設置は条例ではなく法律に基づく。

【正】公式原文による正しい問題文

普通地方公共団体の条例に関する次の記述のうち、法令に照らし、誤っているものはどれか。

1. 地方公共団体は、住民がこぞって記念することが定着している日で、休日とすることについて広く国民の理解が得られるようなものは、条例で、当該地方公共団体独自の休日として定めることができる。
2. 地方公共団体は、法律の委任に基づく条例の場合だけでなく、自主条例の場合においても、一定の範囲内で拘禁刑を科する旨の規定を設けることができる。
3. 地方公共団体は、それぞれの議会の議員の定数を条例で定めるが、議員の任期について条例で定めることはできない。
4. 地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせる旨の条例を制定することができる。
5. 地方公共団体は、その権限に属する事務を分掌させる必要があると認めるときは、条例で、その区域を分けて特別区を設けることができる。

正答: 5

訂正内容: ア～オの 5 記述と 5 つの組合せ選択肢を復元。

【誤】書籍の現状

ア (自治事務の定義が誤り: 条例で定めた事務ではなく、法定受託事務以外の事務) とオ (代執行の手続が法律と異なる) が誤り。

【正】公式原文による正しい問題文

地方自治法が定める地方公共団体の事務に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア. 自治事務とは、自らの条例またはこれに基づく規則により都道府県、市町村または特別区が処理することとした事務であり、都道府県、市町村および特別区は、当該条例または規則に違反してその事務を処理してはならない。

イ. 第一号法定受託事務とは、法律またはこれに基づく政令により都道府県、市町村または特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるものである。

ウ. 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、または著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正または改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

エ. 各大臣は、その所管する法律またはこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、または著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正または改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

オ. 各大臣は、その所管する法律に係る都道府県知事の法定受託事務の執行が法令の規定に違反する場合、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、当該違反を是正すべきことを勧告し、さらに、指示することができるが、当該都道府県知事が期限までに当該事項を行わないときは、地方裁判所に対し、訴えをもって、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

1. ア・イ 2. ア・オ 3. イ・エ 4. ウ・エ 5. ウ・オ

正答: 2

135

p.170

H28 問 24

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢 (地方債/分担金条例/直接請求/国民健康保険/法定外普通税) の全文を復元。

#### 【誤】書籍の現状

「起債前に財務大臣の許可が必要」が誤り。現在は原則として協議制であり、許可制ではない。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

地方財務に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

1. 普通地方公共団体は、予算の定めるところにより、地方債を起すことができるが、起債前に財務大臣の許可を受けなければならない。
2. 普通地方公共団体は、分担金、使用料、加入金および手数料を設ける場合、条例でこれを定めなければならない。
3. 選挙権を有する普通地方公共団体の住民は、その属する普通地方公共団体の条例の制定または改廃を請求する権利を有するが、地方税の賦課徴収に関する条例については、その制定または改廃を請求することはできない。
4. 市町村が行う国民健康保険は、保険料を徴収する方式のものであっても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものであるから、これ

についても租税法律主義の趣旨が及ぶと解すべきである。

5. 地方税法の法定普通税の規定に反する内容の定めを条例に設けることによって当該規定の内容を実質的に変更することは、それが法定外普通税に関する条例であっても、地方税法の規定の趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとして許されない。

正答: 1

136

p.170

H28 問 25

A: 問題文欠落

訂正内容: 5 選択肢 (給水契約拒否/教育施設負担金/別荘差別料金/条例改正無効確認/給水停止差止) の全文を復元。

#### 【誤】書籍の現状

水不足が確実に予見される場合には給水契約を拒むことも許される。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

上水道の利用関係について、最高裁判所の判例に照らし、妥当な記述はどれか。

1. 市町村は、給水契約の申込みに応じる義務があるが、現に給水が可能であっても、将来において水不足が生じることが確実に予見される場合には、給水契約を拒むことも許される。
2. マンションを建設しようとする者に対して市町村がその指導要綱に基づいて教育施設負担金の納付を求めることは、それが任意のものであっても違法であり、それに従わない者の給水契約を拒否することは、違法である。
3. 市町村は、利用者について不当な差別的取扱いをすることは許されないから、別荘の給水契約者とそれ以外の給水契約者の基本料金に格差をつける条例の規定は、無効であり、両者を同一に取り扱わなければならない。
4. 水道料金を値上げする市町村条例の改正がなされると、給水契約者は、個別の処分を経ることなく、値上げ後の水道料金を支払う義務を負うこととなるから、給水契約者は、当該条例改正の無効確認を求める抗告訴訟を提起することが許される。
5. 水道料金を納付しない利用者に対する給水の停止措置は、市町村の条例を根拠とする公権力の行使であるから、これを民事訴訟で差し止めることは許されず、水道の給水停止の禁止を求める民事訴訟は不適法である。

正答: 1

訂正内容: 朝日訴訟事案全文・参照条文(生活保護法 59 条)・5 つの選択肢を復元。

#### 【誤】書籍の現状

X の死亡により、生活保護受給権は一身専属権として相続の対象にならず、訴訟は X の死亡と同時に終了する。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

いわゆる朝日訴訟最高裁判所大法廷判決(最大判昭和 42 年 5 月 24 日民集 21 卷 5 号 1043 頁)の事案は、次のようなものであった。この判決の結論のうち、正しいものはどれか。

原告 X は、以前から A 県にある国立 B 療養所に単身の肺結核患者として入所し、厚生大臣(当時)の設定した生活扶助基準で定められた最高金額である月 600 円の日用品費の生活扶助と現物による全部給付の給食付医療扶助とを受けていた。ところが、X が実兄 C から扶養料として毎月 1,500 円の送金を受けようになったために、所轄の A 県の D 市社会福祉事務所長は、月額 600 円的生活扶助を打ち切り、C からの上記送金額から日用品費を控除した残額 900 円を医療費の一部として X に負担させる旨の保護変更決定(以下「本件保護変更決定」という。)をした。これに対して X は、A 県知事、ついで厚生大臣に対して不服の申立てを行ったが、いずれにおいても違法はないとして本件保護変更決定が是認されたので、上記 600 円の基準金額は生活保護法の規定する健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するにたりない違法なものであると主張して、取消訴訟(以下「本件訴訟」という。)を提起した。しかしその後、X は本件訴訟係属中に死亡した。

(参照条文)生活保護法第 59 条(当時)被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

1. 保護受給権は X 個人に与えられた一身専属の権利であり、他の者にこれを譲渡することはできず、相続の対象にもなりえないが、裁判所は、本件保護変更決定の前提となる生活扶助基準の適法性について判断する必要があるので、本件訴訟は、X の死亡と同時にその相続人に承継される。
2. 生活保護法の規定に基づき X が国から生活保護を受けるのは、これを保護受給権と称されることがあるとしても、その法的性格は国の社会政策の実施に伴う反射的利益というべきであり、X の死亡後においてそれが相続の対象となることもないから、本件訴訟は、X の死亡と同時に終了する。
3. X の生存中の扶助ですでに遅滞しているものの給付を求める権利は、医療扶助についてはもちろん、金銭給付を内容とする生活扶助も、もっぱら X の最低限度の生活の需要を満たすことを目的とするものであるから、相続の対象となりえず、本件訴訟は、X の死亡と同時に終了する。
4. 本件保護変更決定によって X は医療費の一部自己負担をせざるをえなくなるが、本件保護変更決定が違法であるとすれば、かかる負担について X は国に対して不当利得返還請求権を有することになるから、当該請求権は相続の対象となり、本件訴訟は、X の死亡と同時にその相続人に承継される。
5. 生活保護法の規定に基づき被保護者が国から生活保護を受けるのは法的権利であり、同法が、被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができないと規定するのは、被保護者の生存中についての定めであるから、X の保護請求権は相続の対象となり、本件訴訟は、X の死亡と同時にその相続人に承継される。

正答: 3

## お問い合わせ

---

本正誤表に関するお問い合わせ、修正版書籍のご案内をご希望の方は著者までご連絡ください。

## 公式過去問の確認先

---

行政書士試験研究センター: <https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/>

以上